

令和7年度 横浜市精神保健福祉審議会 第3回 依存症対策検討部会

日 時 : 令和8年1月23日(金)
午後6時00分～午後8時00分
会 場 : 横浜市こころの健康相談センター 会議室
集合形式・Web会議形式併用による開催

《次 第》

1 開会

2 報告

- (1) 令和7年度のこころの健康相談センター等における依存症対策事業実施状況について
- (2) 第2期横浜市依存症対策地域支援計画素案に係るパブリックコメントの結果概要について

3 議題

第2期依存症対策地域支援計画の原案について

4 その他

【配付資料】

- 資料1 こころの健康相談センター等における令和7年度の依存症対策事業実施状況について
- 資料2 第2期横浜市依存症対策地域支援計画素案に係るパブリックコメントの結果概要について
- 資料3 いただいた意見及び対応分類一覧
- 資料4 第2期横浜市依存症対策地域支援計画原案
- 資料5 第2期横浜市依存症対策地域支援計画原案【概要版】

【参考資料】

- 参考資料1 第2期横浜市依存症対策地域支援計画 パブリックコメント反映箇所一覧

こころの健康相談センター等における
令和7年度の依存症対策事業実施状況について

<こころの健康相談センター及び精神保健福祉課が実施する取組>

実施月	事業・取組	取組詳細
5月	ギャンブル等依存症問題啓発週間	・公共交通機関等における動画広告の放映等 <u>デジタルサイネージ</u> ・横浜市役所 低層部情報発信用デジタルサイネージ（掲出期間：令和7年5月1日から令和7年5月31日まで） ・横浜市営地下鉄ブルーライン 横浜駅 デジタルサイネージ（掲出期間：令和7年5月12日から令和7年5月18日まで） ・ＪＲ関内駅北口 サイネージ（掲出期間：令和7年5月7日から令和7年5月31日まで） ・みなとみらい線馬車道駅 ホームドアビジョン（掲出期間：令和7年5月1日から令和7年5月31日まで） <u>その他</u> ・横浜市公式Xからの発信（令和7年5月14日） ・よこはま企業健康マガジンからの発信 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間ポスターを 18 区役所にて掲示依頼
5月～	民間支援団体の活動紹介	こころの健康相談センター会議室を民間支援団体の活動を紹介する場として活用。 開催数：5団体8回開催（令和8年1月時点）
10月～	スキルアップ研修	<第1回> 基礎編 オンデマンド配信 公開期間：令和7年10月10日～令和8年3月27日 「本人支援編」、「家族支援編」、「ネット・ゲーム編」、「市販薬・処方薬編」の4つの動画を配信 参加者：164人（令和7年12月時点。速報値。） <第2回> 実践編 開催日時：令和7年11月17日 14：00～16：30 開催場所：横浜市開港記念会館 6号会議室 テーマ：アルコール依存の支援に役立つコミュニケーションスキル

実施月	事業・取組	取組詳細
		講師：水澤 寧子 氏（一般社団法人 Recovering Minds 代表理事） 当事者の体験談：樋口 温子 氏（横浜断酒新生会 家族会） 参加者：26 人 <第3回>テーマ別編 オンデマンド配信 開催日時：令和8年1月13日～令和8年3月27日 テーマ：若年層の乱用や依存への理解と支援 テーマ1「若者と依存・乱用」 テーマ2「依存や乱用の問題を抱えた若者への回復に向けての支援」 講師：青山 久美 氏（地方独立行政法人神奈川県立精神医療センター コ・メディカル部長）
11 月	アルコール関連問題啓発週間	・アルコール関連問題啓発週間パネル展示の実施 令和7年11月5日～令和7年11月11日 パネル展示、啓発動画の配信、依存症パンフレット、関連団体等のリーフレットの配架など ・公共交通機関等における動画広告の掲出 相談を勧奨する動画を公共交通機関等で放映。 車内広告 横浜市営地下鉄ブルーライン・グリーンライン （掲出期間：令和7年11月10日から令和7年11月16日まで） デジタルサイネージ ・横浜そごう S-VISION・シーガルビジョン （掲出期間：令和7年11月1日から令和7年11月30日まで） ・JR 関内駅北口サイネージ （掲出期間：令和7年11月1日から令和7年11月30日まで） その他 ・パネル展示について、広報よこはま「はまインフォ」、よこはま企業健康メールマガジン、18 区役所、横浜市アトリウム（ホームページ、デジタルサイネージ、SNS）等で周知

実施月	事業・取組	取組詳細
11月	アルコール依存症家族向けセミナー	開催日時：令和7年11月28日 15:00～16:30 開催場所：横浜情報文化センター6階情文ホール 市民公開講座 家族で考えるアルコール依存症（横浜市立大学附属市民総合医療センター・横浜市主催） 講師：戸井田 真木 氏（公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター 精神科医師） 鈴木 妙実 氏（公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター 臨床心理士） 横浜断酒新生会 家族会メンバー 参加者：40人
3月	依存症関連啓発資料の関係機関・団体への発送	主に横浜市内の関係団体・機関・関連部署等へ、こころの健康相談センターで作成している広報物を発送し、実情に応じて配架・配布を依頼。 ・令和8年度依存症事業チラシ など 670カ所へ発送予定。
通年	若年層向け普及啓発動画の動画広告	若年層向けの依存症の正しい理解を促進する普及啓発動画を YouTube インストリーム広告にて配信
通年	メール相談支援事業	上記広告を活用し、背景に依存症の問題を抱えるハイリスク者を対象としたメール相談を実施
通年	家族等向け支援紹介動画の公開	家族等向け支援紹介動画のインターネット上及び家族教室での公開
通年	依存症セルフチェックウェブページの公開	Web 上で依存症の簡易スクリーニングテストができるページを公開。 依存対象：アルコール（AUDIT）、薬物（DAST-20）、ギャンブル等（SOGS）、インターネット（IAT）
通年	減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び普及啓発事業	横浜市立大学への委託事業で、市民総合医療センター内の減酒外来において、以下の取組を実施。 (1) 専門職員を配置し、通院患者・入院患者のアセスメント、依存症治療・支援へのつなぎ (2) 民間団体との連携及び支援情報の収集と整理 (3) 地域の医療機関の医療従事者向けに専門的な医療の知見を活かした研修、一般市民及び依存症者の家族等向けの普及啓発
通年	家族教室	月1回こころの健康相談センター会議室で実施。 うち、年2回程度は、公開セミナーとして開催。 医療機関、民間支援団体等からの講師による講義・

実施月	事業・取組	取組詳細																					
		体験談、クラフト。回復施設等のスタッフもアドバイザーとして毎回参加。 延べ参加者：179 人（令和 7 年 12 月時点。速報値。） ※公開セミナー含む																					
通年	回復プログラム	全 10 回をこころの健康相談センター会議室で実施。 延べ 21 人（令和 8 年 1 月月時点。速報値。） 回復施設等のスタッフもアドバイザーとして毎回参加。																					
通年	専門相談	専門相談員による電話・面接・メールでの相談 4 月～12 月分（速報値） <table border="1"> <thead> <tr> <th>主たる依存対象</th><th>延べ件数</th><th>(参考)R 6 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルコール</td><td>265</td><td>459</td></tr> <tr> <td>薬物</td><td>87</td><td>130</td></tr> <tr> <td>ギャンブル等</td><td>170</td><td>284</td></tr> <tr> <td>ゲーム</td><td>49</td><td>86</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>217</td><td>269</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>788</td><td>1,228</td></tr> </tbody> </table>	主たる依存対象	延べ件数	(参考)R 6 計	アルコール	265	459	薬物	87	130	ギャンブル等	170	284	ゲーム	49	86	その他	217	269	合計	788	1,228
主たる依存対象	延べ件数	(参考)R 6 計																					
アルコール	265	459																					
薬物	87	130																					
ギャンブル等	170	284																					
ゲーム	49	86																					
その他	217	269																					
合計	788	1,228																					
随時	連携会議	<第 1 回> 開催日時：令和 7 年 7 月 18 日 15：00～17：00 場所：横浜市開港記念会館 1 号会議室 報告 1、こころの健康相談センター等における令和 7 年度依存症対策事業について 2、令和 6 年度横浜市依存症関連機関連携会議の実績報告と令和 7 年度横浜市依存症関連機関連携会議について 議題 『依存の問題を抱える若年層への支援等について考える』 2 グループ（行動依存・物質依存）に分かれて現状の共有と課題の検討 参加機関：40 機関 <第 2 回> 開催日時：令和 8 年 1 月 13 日 14：30～16：30 場所：横浜市開港記念会館 6 号会議室 報告																					

実施月	事業・取組	取組詳細
		1、第2期横浜市依存症対策地域支援計画について 2、令和7年度第1回連携会議のアンケート結果について 議題 『依存症の支援にかかる関係機関等の連携について』 2グループ（行動依存・物質依存）に分かれて現状の共有と課題の検討 参加機関：34 機関
その他	民間支援団体補助金	民間支援団体の活動を支援するため、団体が実施するミーティングや普及啓発、相談活動等の事業への補助金を交付 交付決定数：6団体 10 事業 （令和6年度：7団体 12 事業）

第2期横浜市依存症対策地域支援計画素案に係る パブリックコメントの結果概要について

1	趣旨	2
2	実施概要	2
3	実施結果	3
4	主な意見	4

1 趣旨

令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする第2期横浜市依存症対策地域支援計画素案に係るパブリックコメントを実施しましたので、その実施概要や主な意見等について、御報告します。

2 実施概要

(1) 実施期間

令和7年10月14日から令和7年11月13日まで

(2) 周知方法

ア 素案の配布（素案冊子 425部、概要版 2,264部）

市役所、区役所、子育て支援拠点、地域ケアプラザ等

イ 広報

市ウェブサイト、広報よこはま、横浜市公式LINE・X

3 実施結果

(1) 意見総数

208件

(2) 提出方法の内訳

電子申請 194件

電子メール 3件

郵送 11件

(3) 意見の内容

素案全体	92件
第1章 計画の概要	18件
第2章 本市における依存症に関連する状況と課題	22件
第3章 計画の目指すもの	12件
第4章 取り組むべき施策	57件
第5章 計画の推進体制	3件
その他	4件
合計	208件

4 主な意見

(1) 意見を踏まえ原案に反映するもの<28件>

- ・ 家族が早期に問題に気付いて支援等につながる大切だと思っている。素案では簡単な説明のみとなっているが、「なぜ家族にも支援や回復が必要なのか」を家族や支援者が理解できるよう、もう少し具体的な説明を盛り込んでほしい。
- ・ 依存症対策と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、相談できる仕組みや障害理解促進の仕組み等、共通する部分が多いので、連携を視野に入れることが必要だと思う。
- ・ アルコールや薬物等による酸や食生活の乱れから歯がボロボロになる人が非常に多く、歯と口の健康には大きな関わりがある。計画に歯科に関することを記載しても良いかと思う。

(2) 意見の趣旨が素案に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの<76件>

- ・当事者や家族が安心して相談できる窓口の充実と周知、家族会や自助グループへの継続的な支援をお願いします。
- ・素案をみて、回復のための支援がこんなにあるのだと初めて知った。ニュースやテレビ番組をみても、そのあたりは取り上げられておらず、SNSのコメントをみても偏見もあるのだと感じる。もっと正しい知識を行政から発信していくといいのではないか。

(3) 今後の検討の参考とさせていただくもの<60件>

- ・依存症単独での啓発だけでなく、災害や自殺、青少年向けなど他分野のイベント等とコラボしたり、地域イベントに依存症ブースを設置するなどして、啓発の機会や幅を広げていくとよいのではないかと感じる。
- ・自身のプライベートな話も含めて、安心して相談等できる場所が少ないという現状があると思う。そういった方たちも気軽に相談等できるよう、依存症相談拠点でオンライン相談などを実施してほしい。

(4) その他（質問・感想等）＜44件＞

- ・ゲームそのものをそこまで問題視することには疑問がある。特にゲームやネットで「ゼロ・トレランス（完全排除）」は不要かつ有害であるという認識で良いと思う。結論としてゲームの記述は不要と思う。
- ・違法なサイトへのブロッキングシステムの確立が重要であり、これ以上被害者を生まない社会を作っていかなければならないと考える。こうした対策を是非お願いしたい。

いただいた意見及び対応分類一覧

番号	意見の内容	意見	対応分類
1	素案全体	良いと思うことは、1対象が、アルコール・薬物・ギャンブルに加え、オンラインギャンブルや市販薬・処方薬の過剰摂取、ゲーム依存など新たな依存症にも対応している。2本人だけでなく家族も含めた支援を重視し、医療・福祉・地域団体の連携を強化するなどの支援体制。3依存症は誰でもなり得る病気、という理解を広め、偏見を減らすことを明確に打ち出し、普及啓発を強化している。4学校や地域ケアプラザ、一般医療機関など身近な場から専門支援につなげる仕組みを重視し、早期発見、支援を考えている。	包含・賛同
2	素案全体	啓発、連携強化といった抽象的な表現が多く、数値目標や成果指標が乏しい。実効性の担保は？	参考
3	素案全体	支援機関や専門人材の不足が課題とされているが、具体的な増員策や財源確保の道筋が明確でない。	参考
4	素案全体	区ごとの相談体制や支援資源に差があるが、均一化の方策が十分に示されていない。横浜市アルアルだが、地域格差の対応は？新しい依存症への対応が追いつくか不透明	参考
5	素案全体	オンラインギャンブルやゲーム依存は急速に変化しており、計画の柔軟性が問われるが、新しい依存症への対応が追いつくか？	包含・賛同
6	素案全体	家族会やピアサポートの重要性は触れられているが、支援拡充の具体策が弱い。家族支援が具体的でないと、まずうまくいかないのでは？	反映
7	素案全体	私の息子はギャンブル依存症です。当初、私たち家族は正しい知識を持たず、間違った対応をしてしまい、その結果、息子の問題をさらに悪化させてしまいました。しかし、家族としての正しい関わり方を学び、支援につながる中で、息子を回復施設へとつなげることができました。私は、依存症の回復の鍵は「家族の対応」にあると強く感じています。ぜひとも私たち家族の体験談を話させていただける場を多く設けて欲しいです。そして悩んでいる家族には家族会など専門の支援につなげていただけたらと思います。	反映
8	素案全体	最近では小学生がオンラインカジノを利用していたという報道もありました。今後は、小中学生の段階からギャンブルや依存に関する「予防教育」を積極的に進めていただきたいと願っています	包含・賛同

番号	意見の内容	意見	対応分類
9	素案全体	全体の構成は、おそらく問題はないのだと思う。ただ結論としては「ゲーム行動症」という言葉を無くした方が良いと感じる。まずゲームという言葉に含まれる範囲が広すぎ、また何が問題なのか不明瞭である。そしてアルコールや薬物依存に対する偏見が十分に解消されないまま、「ゲームも依存です」と言うことは、「ゲームは明らかに違う」という、当然の批判を生んで当たり前である。結果的に偏見解消のための計画が、より偏見と対立を広めてしまう可能性が高く、むしろアルコールや薬物依存への誤解が解けないどころか「あいつらとは違う」という排除につながってしまうと思うし、事実として、ゲームそのものをそこまで問題視することには疑問がある。第一章の引用「依存症とは、アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたくても、やめられない」状態を指します。一個々の「ゲーム」と言われるコンテンツは、この説明でイメージできる内容を大きく越えている。たとえばソニーは社名に「コンピュータ・エンタテインメント」「インタラクティブ・エンタテインメント」という、コンピュータによる娯楽を意味する名前を提案している。家族でマリオのパーティーゲームを遊んでいるような安全な状況も多く、また小島秀夫のメタルギアソリッドのように「反戦・反核」を掲げ、トラウマなどの深いテーマ性を掲げるゲームも存在しており、それは映画や読書、音楽などを楽しむのと基本的に変わらない。そうした体験が子どもでも安全にできる「ゲーム自体」を排除することは、子どもの将来にとってもマイナスになり、国際競争についていけなくなると思う。ゲームは狭い意味で心身を刺激する道具ではなく、あくまで1つのメディアである。それが研究と治療的介入のみをしている依存症専門医には見えないのだろうか？かつての稲村博医師の「不登校を放置したら無気力症になる」と発言して非難された問題があったが、現状での「早期発見」に不安と、歴史の忘却を感じる。神奈川でも、入所者に訴えられた「ひきこもりの民間引き出し業者」などは、安易に「デジタル依存」という概念を使って、入所者がスマホで外に連絡することを不可能にしていたが、むしろ「今のゲーム行動症さえ、ちょっと遊べば依存に繋がる」という定義ではないこと」や、ゲームプレイが重度の被害をもたらさないことこそ、啓発すべきである。もちろん、いわゆる「ギャンブル要素」として、一部のスマホゲームの「基本無料で、上限のないガチャ」のような設計が、予想を超える出費などを起こすことや、SNSでも友人や安心できるコミュニティでの関わりではなく、「強い不快感を覚える暴言」に接しないような、それこそ相談しやすくすることは必要だろう。それについては、依存症界の言葉を使えば「ハームリダクション(危険を最小化する)」が適切であり、特にゲームやネットで「ゼロ・トレランス(完全排除)」は不要かつ有害であるという認識で良いと思う。むしろハームリダクションと福祉で、ほとんどの事例は解決するのではないだろうか。またゲームというのは「ガチャ」の側面だけで高額なメディアと思われがちだが、むしろコストパフォーマンスの良いメディアであり、単一の要素では語れない。(8000円で250時間遊べるゲームを1年半遊べば、1日の娯楽への出費は数十円になる)全体として「計画の対象」の部分も、医療化を避けて、主に福祉や市民活動、ゲームなどを有害化しない書き方のほうが、個々人の困りごとに対応できると思う。また「ゲームやSNS等の依存症は、認知度が比較的低く」とあるが、一般市民の感覚で実感が無いまま、概念が広がっていることにこそ問題があり、過剰な問題化について、そのようなことではないと啓発する方が大事だろう。実態と異なる「デジタル恐怖症」を広めることは、例えば不登校の原因をゲームやSNSのみに求めるような「歪んだメガネ」を作る。それは先ほど書いた通り、民間の質の低い問題業者を利用するものになる。この計画自体が「ゲームやネットと、ユーザーへの偏見を広める危険性」を考え、ただ医療者の言うままにしない方が良い。なお旭川のいじめ自殺事件のように、14歳の被害者がSNS発信という形で残した言葉が、重要ないじめの証拠になった事例もある。もしもSNSが無ければ、ただ単に発信ができなくなるだけだろう。結論ありきではなく熟議が必要な分野であり、現段階で「依存症」の対象として扱うには前のめりすぎる。「啓発をすることは、偏見をなくすこと」それを大事にしてほしい。結論としてゲームの記述は不要と思う。	その他

番号	意見の内容	意見	対応分類
10	素案全体	依存症というくくりの中で特に薬物、違法薬物に関しての法的処置と治療へ向けた取り組みについて率直な意見交換ができれば面白いかと。正しい、間違っている、その中間に位置するという多様性を尊重する中で。刑罰に処される依存症とそうでないものとに分かれるのであれば、依存症治療に向けた取り組みや依存症そのものの捉え方自体に疑問を持ってしまう。	包含・賛同
11	素案全体	オンラインカジノが蔓延する中横浜市では低年齢の児童までが巻き込まれました。それを阻止するには、学校教育で依存性のことを指導していただきたいです。	包含・賛同
12	素案全体	仕事依存症の横浜市職員はいませんか。仕事依存症の職員向けの対策は何が行われていますか。時間外労働に対して正確に把握して時間外手当を支払っていますか。	その他
13	素案全体	仕事依存症の横浜市職員はいませんか。仕事依存症の職員向けの対策は何が行われていますか。土日祝日やゴールデンウィークなどの大型連休に市庁舎に入っていく職員が大勢いらっしゃると思いますが、仕事依存症ですか。それとも仕事が多いのですか。時間外労働に対して正確に把握して時間外手当を支払っていますか。	その他
14	素案全体	ゴールデンウィークなどの大型連休や土日祝日に市庁舎の3階のゲートから入っていく職員が大勢いらっしゃると思いますが仕事依存症ですか。それとも仕事が多いのですか。時間外労働に対して正確に把握して時間外手当を支払っていますか。	その他
15	素案全体	ゴールデンウィークなどの大型連休や土日祝日に市庁舎の3階のゲートから入っていく職員が大勢いらっしゃると思いますが仕事依存症ですか。それとも仕事が多いのですか。仕事依存症なら何か対策されていますか。仕事が多いなら何か対策されていますか。具体的な対策を教えてください。時間外労働に対して正確に把握して時間外手当を支払っていますか。教えてください。国家公務員が行ったように残業代金未払いの調査をして公表してください。	その他
16	素案全体	アルコール依存症はアルコールによる酸、飲酒後の嘔吐による酸、食生活の乱れから歯がボロボロになる人が非常に多く、歯とお口の健康は所得格差が如実にあらわれ、依存症の背景となる貧困も歯とお口の健康に大きな関わりがあります。計画あるいはコラム欄に歯科に関する記事を掲載しても良いかと思います。薬物依存症については、トルエンや覚醒剤は酸によって歯が溶けてボロボロになる酸蝕症と同様の症状があらわれ、覚醒剤は副作用による強い歯ざしりや食いしばりで歯が大きく削れたり欠けたりします。また、薬物の気分の高揚で歯を磨かなくなったり、清涼飲料水やアルコール摂取が多くなる傾向があります。これらにより口腔が崩壊する者も多いため、歯科からの何らかの支援が必要かと思います。歯科医院は定期的に通院する者が多いため、また身近なかかりつけ医として健康に関する相談がしやすいため、依存症に関する啓発活動をおこなう施設として含めるべき。	反映
17	素案全体	依存症は本人は基より、家族、友人、職場、学校等、本人を取り巻く全ての人を巻き込んでいく病気です。一次予防(数年前厚労省が掲げた)も大切ですが、依存症に罹患してしまった人への回復に向けた支援としてハームリダクション的な取り組みがHP等では中心となっていますが、我国において、その取組が適しているのか？疑問を感じるところがあります。それは死亡してしまうケースが変わらずいるという事です。本人への動機付けが進み、回復に導びく取組を再考する必要性があるのを思います。	包含・賛同
18	素案全体	「ゲーム」は依存ではなく「ゲーム行動症」というのですね。ゲームだけ分けているのは何か理由があるのでしょうか？	反映

番号	意見の内容	意見	対応分類
19	素案全体	いま横浜区役所で依存症啓発パネルが展示されていますが、正直なところ「アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム」というパネルに無理がありすぎる。とくにゲームはICD11でもDSMでも、かなり留保条件があるにも関わらず、まったくそれが抜けている。「ゲームをやるから成績が落ちる」というような、たんにその時間勉強していないだけのことで依存症と言うのはバカバカしい。勉強以外してはならないのか？ ほんとうにアルコールや薬物のような有害性があるというなら、たとえば2時間ゲームをしたために、2時間ほかの娯楽をした場合よりも負の影響や、明らかな健康被害が出ていないとならないか、そのようなものは全くない。むしろSwitchの運動ゲームなら健康になり、内容によっては勉強になるぐらいでは？ また、ギャンブル依存=お金を盗むという説明は、あまりにひどすぎないか？ 人権を無視している誹謗中傷で、すくなくとも依存症啓発ではない。今回の啓発期間はあくまでアルコールの問題だったはずだが、このようなものが入ってしまっている。また、啓発で大事なものは依存症者への目線を変えることであり「ダメ・ゼツタイ!」「なったら終わり」の印象を変えることに力を注ぐべき。それをアルコールと薬物という確立された分野で、しっかり偏見を解くことを優先して「依存症」のイメージを変えることこそ先に取り組むことではないか？ 本来ハームリダクションなどで行っていたのは、そういうことだったはず。つまり「依存症対策」をしたいのなら、このようなゲーム悪玉論と依存症への偏見を組み合わせたやり方では無理であり、市民の困惑と疑問を生むだけ。むしろアルコールや薬物へのハードルを下げる懸念すらあるので、再考してほしい。	その他
20	素案全体	素案をみて、回復のための支援がこんなにあるのだと初めて知りました。依存に関するニュースやテレビ番組をみても、そのあたりは取り上げられておらず、SNSのコメントをみても 偏見もあるのだと感じます。もっと正しい知識を行政から発信していくといいのではないのでしょうか？	包含・賛同
21	素案全体	オンラインギャンブルのカテゴリに入るかわかりませんが、スマートフォンからゲーム感覚で課金を止められなくさせるビジネスについて、規制などがあってほしいと思っています。ポケモンカードなど、レアなものが当選する可能性があるかと歌って、少額からお金をサイトのコインに変換させて、はまらせていくビジネスが横行しているようです。もちろん規制などは、市の対応としては難しいのですが、こんなビジネスにひっかかって課金行動に依存しないようにというような、インターネット広告を出してほしいなと思っています。	参考
22	素案全体	ワーカーホリックの人は仕事依存症ですか。残業代金は適法に横浜市では支払われていますか。残業代金未払いが発生していないか、国や他都市同様に調査して公表してください。	その他
23	素案全体	ワーカーホリックの人は仕事依存症ですか。残業代金は適法に横浜市では支払われていますか。残業代金未払いが発生していないか、国や他都市同様に調査して公表してください。残業時間をどの様に正確に把握して、残業代金未払いが発生しない対策をどの様のようにしているか教えてください。	その他
24	素案全体	仕事依存症の人には支援も対策もされないのですか。本支援計画に仕事依存症だと思われる人に対する支援などが無い理由を教えてください。	その他
25	素案全体	仕事依存症の人もいらっしゃると思いますが、対象外ですか。見て見ぬふりですか。仕事依存症だと思われる人には何も支援も対策もしないのですか。仕事依存症の人が含まれていない理由を教えてください。	その他
26	素案全体	ギャンブル依存にしろ薬物依存にしろ若年層の広がりが増えている現状をなんとか食い止めて頂きたいです スピーディーな対策の実施をせつにお願い致します	包含・賛同
27	素案全体	ギャンブル依存症の当事者、家族が孤立しないよう、公共の場でもっと支援対策が必要。相談出来ない、ギャンブル依存症の知識がない、病気であるにもかかわらず社会からの偏見を持たれやすいなど問題点は沢山ある。若年齢化が進み、予防教育も重要。	包含・賛同
28	素案全体	近年、ギャンブル依存による犯罪の増加やオンラインカジノなどの低年齢化などの増加を目にします。知らず知らずのうちに罹患してしまう病気です。本人だけでなく家族も巻き込みます。予防教育の強化を早急をお願いしたいです。また、相談して来た方への適切な対応をお願いしたいです	包含・賛同

番号	意見の内容	意見	対応分類
29	素案全体	ギャンブル依存は「家族が被害を受ける依存症」とも言われるほど影響が深刻です。素案にも家族支援が位置づけられていますが、実際には家族が孤立し、経済的・精神的に疲弊してから相談に至るケースが多いです。そのため、家族向け講座・ピアグループ支援・経済的アドバイス（債務整理や家計再建支援）など、家族支援を実質的に強化してほしいです。	反映
30	素案全体	若者のオンラインカジノが問題になっている今 早い段階でのギャンブル依存症リスクの啓発が必要だと強く感じています。	包含・賛同
31	素案全体	ギャンブル依存症が拡大していると強く感じています。特に若年層のギャンブルを興味本位でやったことから依存症へとなり多額の借金そして闇バイトなどの犯罪に、見過ごしてはならないと思います。せめて高校生からの啓発が、必要です。授業でもっとギャンブル依存症の啓発をやり、興味のある方スポーツ選手を広告塔にしたりして煽らないで欲しいです。何よりギャンブルの事業者がもっと責任を持って欲しいです。依存症にならないようにする努力、啓発も一緒にやるべきだしもっと利益からお金を使う必要があると思います。そういうかことすべて盛り込んで欲しいです。	参考
32	素案全体	依存対策は本人の問題ではなく社会全体の課題と思います。支援について横浜市に要望します。早期発見と予防の体制強化 先日小6からオンラインカジノで「常習賭博」700万も賭けていた事件が神奈川でありました。危機を感じる事件と感じました。学校教育、地域活動、企業などあらゆる場で早急にギャンブル依存症の正しい理解と予防教育を推進してください。	参考
33	素案全体	相談、支援体制の充実 当事者、家族が安心して相談できる専門窓口の拡充と家族が孤立せず支援できるよう家族会、自助グループへの助成と情報提供を継続、拡大、医療、回復支援体制の整備も必要です。	包含・賛同
34	素案全体	依存症専門機関の拡充、医療従事者への依存症対応研修の充実を要望します。	参考
35	素案全体	当事者、家族、行政、専門職が一体となることを目指して頂きたいです。	包含・賛同
36	素案全体	私はギャンブル依存症について困った時に真っ先に地域の相談機関を訪れました。相談すれば助けてくださると信じていたからです。知識を持った方が丁寧に話を聞いてくださり、適切な民間の団体に繋げていただければ、もっと早く治療に向かえたと思います。どうかギャンブル依存症専門の窓口を設けていただき、●●●及び●●●との連携を深めていただきたいと思います。悩み苦しんでいる若者が増えています。どうか1人でも多くの若者を手助けしていただけますようお願いいたします。	参考
37	素案全体	依存症の家族が、安心して相談できる環境作りが大切だと思います。	包含・賛同
38	素案全体	年々、低年齢化かつ深刻になっているゲームおよびギャンブル依存性の対策として、公立校における啓発教育をしていただきたい。まずは教職に着く方々に事態の深刻さを是非知ってほしい。	参考
39	素案全体	依存症に対する様々な対策・支援策を進めて下さりありがとうございます。家族がギャンブル依存の問題を抱えています。私自身無知から本人の気持ちの問題、意志で辞められるはずと思っており脳の病気との認識はありませんでした。世間一般の目も自業自得、だらしない人という印象を持たれていますので相談する事も出来ず長年孤立し解決策が分からないまま苦しんできました。今はギャンブルの種類も足を運ばなくてもスマホで24時間出来てしまい賭ける額も大きくなって結果大きな借金を抱えて闇バイトや凶悪犯罪に手を染めるケースも多く耳にするようになりました。また若年化してきている為早期の予防教育の必要性和困っている依存症当事者と家族が繋がる場所の周知が必要急務だと思います。ぜひ活発な計画の推進をお願い致します。	包含・賛同
40	素案全体	*図表5-1「依存性の本人等の支援者と期待される役割」を見てもわかるように、本人も家族も始めに助けを求めて繋がる場所は、信頼性のある行政や病院である。そして最終的に回復や治療へ最後まで関わり元気になって再出発させ世の中に送り出していく役割を実践しているのは、民間支援団体や医療である。全ての機関の連携がなければ、回復は難しい。この実態を把握して、行政主導で連携を本気でとりくんでほしい。横浜市だけで解決できる問題ではないからこそ、神奈川県への対策必須の呼びかけや、国への働きかけを、ぜひ横浜市が発信者となって行動を起こして欲しいです。*依存性は本人も苦悩の日々ですが、家族も地獄です。病気とWHOで認められていても、世間ではまったく知られていないのが現状です。だから気づくのも遅くなり、気づいても恥かしくて誰にも言えない市民が沢山いる事をわかって欲しいです。こんな病気があるという周知、自助グループや回復施設で回復できる病気だという希望、回復して今幸せに暮らしている人がいる事を伝えたいです。	参考

番号	意見の内容	意見	対応分類
41	素案全体	依存症は10年単位の寄り添いが必要です。行政は長期にわたる支援には不向きです。●●●や家族会といった機関にもっと財政的な支援をする方が効果的です。「広報」と「後方」の支援を拡充しないとどんな立派な計画を作っても絵に描いた餅です。	参考
42	素案全体	近年、未成年によるオンラインカジノ利用や摘発が相次いでおり、青少年の健全育成の観点から深刻な問題となっています。先月10月8日付で日経新聞で報じられている通り、横浜市の大学生ら10代の3人が、違法なオンラインカジノを使う客に対し、暗号資産(仮想通貨)を無登録で交換したとして摘発されており、横浜市での対策も急務だと考えています。市として、国の法改正や警察の取締りに加え、地域レベルでの実効的な対策を進めていただきたいと思います。具体的には、学校や保護者向けの啓発、SNSや動画を活用した若者への情報発信、市広報による注意喚起の強化、また、PTAや地域団体、金融機関、通信事業者などと連携し、未成年が違法サイトへアクセスしにくい環境づくりを推進することを求めます。さらに、保健センターや青少年相談センターに専用の相談窓口を設け、早期発見と支援につなげて欲しいです。市として啓発・支援・連携の三本柱で、若者を違法ギャンブルから守る体制整備を要望します。青少年育成条例やガイドラインに「オンラインギャンブル等の防止」を明記し、地域としての姿勢を明確にすることも検討いただきたいと思います。	参考
43	素案全体	横浜市の「依存症個別相談(来所・電話)※個人情報や相談内容などの秘密は厳守します」(https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/sodan/20171120171434.html)のページの下方に記載されている以下のページのリンクが切れているので、整備をお願いします。「健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センター※相談窓口は【こころの健康に関するご相談】(内部リンク)へ。」(https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/kokoro/kokorosoudan/20190319soudanmado.html)	その他
44	素案全体	精神科医療機関への周知も必要だと思います。ギャンブル依存症者は死に至る病気です。医療機関にギャンブル依存症者の受け入れに協力いただきたいです。	参考
45	素案全体	素案内容は良好です 先日、横浜市指定厚生施設での死亡事故がありました 施設に対し、患者への安全安心が確保される為の 具体的な監視、指導の強化が重要と感じます是非対応お願い致します	その他
46	素案全体	息子がギャンブル依存症患者として、入院治療を経て復職しました。スマホというツールで24時間依存出来てしまう現在、若年層にまで拡がる不安。早急の対策をお願い致します。	包含・賛同
47	素案全体	ギャンブル依存症は完治はしない病気なので、予防教育が大変重要だと思います。またなってしまった時に適切な治療が受けられ、社会復帰できる体制が整う事を願います。	包含・賛同
48	素案全体	先日、友人のパートナーが亡くなられ、話を聞いていると全て依存症に当てはまります。もう一人の友人は息子さんの問題を話し始め、沢山の借金の肩代わりをしたと話していました。間違いなくギャンブル依存症です。でも2人ともそこには疑いの目を持って居ません。性格の問題、人間性の問題と話していました。私はこんなに身近に苦しみ悩んで居る人が居ると思うと本当に驚きでした。ギャンブル依存症は病気と言うこと、この現状を広く国民に知って欲しいです。そして対策を急いで下さい。お願いします。	包含・賛同
49	素案全体	一刻も早く依存症の実態を国民の多くの方に知って頂けるよう、対策と共に進めていただきたいと思います。お願いします。	包含・賛同
50	素案全体	●●●は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画(以下「本計画案」という。)に対し、以下のとおり意見する。【意見趣旨】●●●は、本計画案に賛成する。	包含・賛同

番号	意見の内容	意見	対応分類
51	素案全体	●●●は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画(以下「本計画案」という。)に対し、依存症問題に関する支援の更なる充実を求め以下の通り意見する。【意見の詳細】第1 本計画案全体に対する意見 1 依存症者へのアプローチについて 1)依存症の背景には、貧困や失業など、さまざまな「生きづらさ」の問題が複合的に存在している。依存症者の債務問題やその他の法的課題に対応するための無料相談窓口を各自治体等で設置し、各種専門家による連携体制を整備することが重要である。依存症者の債務整理事案には「依存症の治療が先か、債務整理が先か」という難しい選択に直面することが多く、依存症が進行中の状態で債務整理を行なっても本当に意味があるのか、また依存症治療には長い時間がかかるものの一時的な落ち着きは得られるのかなどといったジレンマが存在する。法的専門家のみならず各種専門家が連携して支援を行うことで、複眼的視点に基づく支援を行うことができ依存症者の回復への第一歩を踏み出すことができる。	包含・賛同
52	素案全体	●●●は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画(以下「本計画案」という。)に対し、依存症問題に関する支援の更なる充実を求め以下の通り意見する。【意見の詳細】第1 本計画案全体に対する意見 1 依存症者へのアプローチについて 2)依存症治療には長い時間がかかるため、長期的な支援が必要である。そのための定期的な依存症支援プログラムの実施が重要である。具体的には、依存症者に対するカウンセリングやグループセラピーなど依存症からの回復を支援するプログラムの実施といった施策が考えられる。	包含・賛同
53	素案全体	●●●は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画(以下「本計画案」という。)に対し、依存症問題に関する支援の更なる充実を求め以下の通り意見する。【意見の詳細】第1 本計画案全体に対する意見 1 依存症者へのアプローチについて 3)依存症者は、問題行動を「やめたいと思わない」「やめたくても、やめられない」という心理状態にあることから、上記、依存症支援プログラムのような心理的な支援策に加え、例えば、ギャンブル依存対策として①本人や家族の申告による公営競技に対する入場制限や公営競技のインターネット投票の利用停止措置(アクセス制限)、②公営競技のインターネット投票サイトにおける購入制限を視覚的に示す表示方法を取り入れること、③公営競技場や場外販売所からATMを撤去するなど、物理的に「のめり込みを防止する」ための施策を講じることも必要である。	その他
54	素案全体	●●●は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画(以下「本計画案」という。)に対し、依存症問題に関する支援の更なる充実を求め以下の通り意見する。【意見の詳細】第1 本計画案全体に対する意見 2 啓発活動の強化について 依存症の本人に対する偏見やスティグマ(セルフスティグマも含む)の問題も根強いことから、依存症に関する理解を高めるため、本計画案のとおり、地域において啓発活動を実施することが重要である。具体的には、研修会やセミナー、講演会、法教育、シンポジウムなどを通じて依存症についての正しい情報を収集・拡散し、適切に支援ができる環境を整備するなど、社会全体の理解を促進する活動への取り組みが必要である。	包含・賛同
55	素案全体	●●●は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画(以下「本計画案」という。)に対し、依存症問題に関する支援の更なる充実を求め以下の通り意見する。【意見の詳細】第1 本計画案全体に対する意見 3 ネットワークの構築について 包括的な支援体制を築くためには、地域内の支援者や支援団体との連携を強化し、ネットワークの構築が必要である。例えば、研修会やセミナーなどに専任の講師を招き、具体的な実践事例を紹介する機会を設け、他の支援者との意見交換やネットワーク形成を進めることが重要である。	包含・賛同

番号	意見の内容	意見	対応分類
56	素案全体	●●●は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画(以下「本計画案」という。)に対し、依存症問題に関する支援の更なる充実を求め以下の通り意見する。【意見の詳細】 第1本計画案全体に対する意見 4 依存症者およびその家族の声を取り入れた施策の実施について 実際に支援を受けた方々の意見が施策に反映されるよう、フィードバックを集める仕組みを導入することも重要である。例えば、依存者やその家族、支援者(医療機関、民間支援団体や自助グループ等)に対する定期的または随時にアンケートを実施し、支援内容やサービスの満足度、必要だと感じる支援についての意見を収集する必要がある。フィードバックを集める仕組みを導入することで、依存症者やその家族、支援者などからの意見や要望を効果的に収集することができる。また、本計画案にも明記されている通り「依存症からの回復過程において、家族等が担う役割や支援も重要」であり、フィードバックの収集は結果として「民間支援団体や関係機関と連携し、依存症の本人の家族等のニーズに応じた多様な支援の提供を推進」することに資することとなる。	包含・賛同
57	素案全体	●●●は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画(以下「本計画案」という。)に対し、依存症問題に関する支援の更なる充実を求め以下の通り意見する。【意見の詳細】 第1本計画案全体に対する意見 5 メンタルヘルスに関する取組 依存症者には孤独の問題や家庭問題などを抱えている方も多い。最近も歌舞伎町ビルで販売乱用者と思われる中学生の転落死が報道されたように、自殺につながる事案もあり、依存症に起因する「生きづらさ」が自死の大きな要因となることを踏まえ、本計画案における二次支援「本人への取組」としての、こころの電話相談などの対応に加え、メンタルヘルス相談へのアクセス向上を含めた施策の強化が必要である。	参考
58	素案全体	●●●は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画(以下「本計画案」という。)に対し、依存症問題に関する支援の更なる充実を求め以下の通り意見する。【意見の詳細】 第1本計画案全体に対する意見 6 姉妹都市および友好都市との交流を通じた知見の集積への取り組み 横浜市は、8つの都市と姉妹・友好都市提携をしているところ、依存症対策については各国・各地域において異なる状況とそれに対応した独自の取り組みが存在している。これら姉妹・友好都市との交流の一環として、各都市の公的機関内及び民間団体の取り組みの成果を相互に共有し、各国の依存症の現状についての国際比較並びに対策等についての知見を集積することにより、我が国の状況を多角的な視点から捉えることが可能となり、また、対策の有効性の検証がより高精度なものとなる。	参考
59	素案全体	●●●は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画(以下「本計画案」という。)に対し、依存症問題に関する支援の更なる充実を求め以下の通り意見する。【意見の詳細】 第2本計画案(第1章から第4章)に対応する意見 1 「第1章 計画の概要」について 依存症からの回復には、単に依存対象から離れるだけでなく、その後の生活の再建が不可欠である。本計画案の目的に、住居、就労、経済的自立といった生活の再建に向けた計画を明確に位置づけるよう求める。また、依存症は、個人の精神状態や社会生活を蝕む進行性の病気であり、様々な「生きづらさの問題」が複合的に絡み合い、それが自死のリスクを高めることになるため、本計画案に、自死予防の視点を取り入れることが重要である。例えば自死リスクの高い当事者に対する早期介入や、関係機関との連携による支援が必要である。	参考
60	素案全体	●●●は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画(以下「本計画案」という。)に対し、依存症問題に関する支援の更なる充実を求め以下の通り意見する。【意見の詳細】 第2本計画案(第1章から第4章)に対応する意見 2 「第2章 本市における依存症に関連する状況と課題」について 依存症に起因する「生きづらさ」が自死のリスクを高めること認識したうえで、根本的な課題解決に向けたアプローチへの試みが必要である。依存症当事者やその家族における経済的困窮の実態について、詳細なデータに基づいた分析を行い、具体的な支援についてのニーズの把握が必要である。本計画案においては「こころの健康相談センター」を依存症相談拠点と位置づけていることから、依存症と自死の関連性についても状況の把握・分析、評価を行い、具体的施策に反映する必要がある。	参考

番号	意見の内容	意見	対応分類
61	素案全体	●●●は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画(以下「本計画案」という。)に対し、依存症問題に関する支援の更なる充実を求め以下の通り意見する。【意見の詳細】第2本計画案(第1章から第4章)に対応する意見 3 「第3章 計画の目指すもの」について 依存症の背景には「貧困、失業」といった問題が存することも多い。住居確保、就労支援、経済的支援、社会参加促進など、生活の再建に向けた具体的なプログラムや、かかる問題に対する取り組みも、依存症対策・支援の一環として計画に盛り込むことを求める。特に就労支援においては企業などに対し、依存症に対する理解を深める働きかけや就労継続のためのサポート体制を充実することが必要である。依存症当事者やその家族への相談支援においては、こどもへの影響にも十分に配慮が必要である。子育て世代への支援として、ペアレントトレーニングやこども向けの心理教育プログラムの導入等も必要である。	参考
62	素案全体	●●●は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画(以下「本計画案」という。)に対し、依存症問題に関する支援の更なる充実を求め以下の通り意見する。【意見の詳細】第2本計画案(第1章から第4章)に対応する意見 4 「第4章 取り組むべき施策」について 以下の部分の強化・具体化を求める。1)「一次支援(予防・普及啓発)」にかかる取組について「(2)こどもに向けた取組」について こどもがゲーム依存や市販薬濫用に陥る要因として親(保護者)の無関心や家庭内の問題もあるため、親(保護者)に対する行政の途切れない支援や相談体制が不可欠である。特に、こどもに対するネグレクトなどに関しては、個別介入の施策も必要である。また友人や近隣の住民が依存の兆候やこどもへの影響に気づいた際に相談できる相談窓口・機関の整備が必要である。	包含・賛同
63	素案全体	●●●は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画(以下「本計画案」という。)に対し、依存症問題に関する支援の更なる充実を求め以下の通り意見する。【意見の詳細】第2本計画案(第1章から第4章)に対応する意見 4 「第4章 取り組むべき施策」について 以下の部分の強化・具体化を求める。1)「一次支援(予防・普及啓発)」にかかる取組について「(3)若者に向けた取組」について「大学や地域と連携し、若者自身への広報だけでなく、若者を支援する人のスキルアップを図る」との記載につき、誰がどのように支援するのか、またどのように支援者に対するスキルアップを図るのか、その具体的な内容について検討が必要である。また学生に対しても、依存症に関する授業や啓発活動の実施が可能であれば実施するのが望ましい。	参考
64	素案全体	●●●は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画(以下「本計画案」という。)に対し、依存症問題に関する支援の更なる充実を求め以下の通り意見する。【意見の詳細】第2本計画案(第1章から第4章)に対応する意見 4 「第4章 取り組むべき施策」について 以下の部分の強化・具体化を求める。2)行政の踏み込んだ施策について 一次支援から三次支援を通じて全体的に「情報発信」や「支援」といった表現が散見しているが、行政としてより踏み込んだ施策の実施が必要である。「3 三次支援(回復支援)」のうち「(2)支援者への取組」の箇所には「連携の推進に取り組んでいきます。」と記載されているところ、「民間支援団体・自助グループへの活動支援、民間支援団体等の職員の人材育成やセルフケアのための研修」に関連する取り組みについて、「連携の推進」に留まらず、行政が主導的役割を担い、複合的課題へ一体的かつ効率的に支援を行うサポートチームの組成など行うなどのより積極的な対応を求める。	参考
65	素案全体	依存症により、心身障害や生活困窮などさまざまな影響をおよぼし、犯罪にも関わってしまう恐れもあります。家族も巻き込まれて疲弊してしまうので、依存症の問題に対して正しい理解を広め、依存症の当事者や家族などが支援を受けられ、回復できる環境を是非整えていただきたいと思います。	包含・賛同
66	素案全体	依存症に対して、第2章の市民意識調査からも、「病気」ではなく、意志の弱さや自業自得だと思っている人の方が圧倒的に多いことが分かります。ギャンブルやゲームの依存症は、低年齢での発症も、今後ますます社会問題として深刻になっていくと思います。予防教育含め、普及啓発や回復支援にも、もっともっと力を入れていてもらいたい。	包含・賛同
67	素案全体	ギャンブル依存症になった方も支援していただくことも大切。さらに未来の若者たち、日本の宝となる人材を依存症にならないよう守るために、ギャンブル産業のCMの制限等に尽力いただきたいと思います。	その他

番号	意見の内容	意見	対応分類
68	素案全体	各依存症の回復の仕方が違います。ギャンブル依存症は特に家族が巻き込まれます。それゆえに家族の尻ぬぐいが一番いけないことなどやギャンブル依存症が病気という認識がなさすぎます。是非予算を各依存症ごとにつけて取組をしていただきたい。またオンラインカジノの若者を誘う広告の規制の強化とともに義務教育についての児童、生徒、保護者、教員向けに予防教育お願いしたい。ギャンブル依存症で犯罪を犯し留置されている方への教育も病気の自覚がない当事者にも必要	参考
69	素案全体	テレビなどで公営競技やFX等のCMの放映控えるべき。スマホ1つで完結でき、賭け金も高くなる一方です。依存症当事者、家族の苦しみをわかって欲しいと思う。相談できる機関、適切なアドバイスができる人の育成に力を入れて欲しい。1次、2次、3次支援を早急に進めていただきたい。	参考
70	素案全体	ギャンブルに関してアクセスできない確実なアプリの開発をお願いします。	その他
71	素案全体	依存症を恥ずかしいと思う社会を変えて行く必要がある。恥ずかしいから隠したいと思う気持ちが、家族など近くにいる人だけで解決しようとして間違った方法をとってしまう。誰でもなる可能性があるし、回復する事もできるんだと知らせて欲しい。依存症は個人や家族だけの問題ではなく、日本経済自体にも大きなマイナスになる事を知ってもらいたい。例えばギャンブル依存症で数千万円の借金を抱えることを個人の責任だと笑うことは簡単だが、そのお金は他国に吸い上げられていて、結局は日本が貧しくなっていくことに気づいて欲しい。アルコールや薬物も含めた依存症によって、優秀な人材が失われている事も無視できない。横浜市にはこの先もカジノ誘致をやめて欲しい。	その他
72	素案全体	人が集まる場所で、依存症への啓蒙活動を敷居を高くせず行なって欲しい。民間団体とも連携する事をお願いしたい。	包含・賛同
73	素案全体	私は横浜市民であり、ギャンブル依存症の当事者家族・支援者の立場から意見します。横浜市が「ギャンブル等依存症対策」を掲げるなら、まずパチンコを実質的なギャンブルとして認めるべきです。「遊技」という名目で換金が行われている現状は、依存症の温床です。にもかかわらず、市の計画ではパチンコが曖昧に扱われ、実効性がありません。依存症で苦しむ本人や家族は、現場で確実に存在しています。	参考
74	素案全体	現実を直視し、パチンコを対策対象に明記し、広告規制・相談支援・啓発・回復支援を強化してください。また、国に対しても「パチンコをギャンブルとして扱うよう」明確に提言を求めます。形だけの対策では命が救えません。横浜市が本気で市民の健康と生活を守る姿勢を示してください。	参考
75	素案全体	素案全体的に賛成です、特にギャンブル依存症やゲームの課金がスマホで簡単に出来ることに加え、低年齢化や犯罪に進むケースが増えています、先日は小学生が700万円を使い込むというニュースが話題になりました、横浜市の取り組みを支持すると共に神奈川県全体的に取り組みを早急に進めてもらいたい。相模原市に住んでますが、相模原市は横浜市に比べて依存症対策が遅れている様に思います、かつて、カジノ反対運動が盛り上がった事も大きいと思います、将来的にもカジノを誘致する事は絶対に止めて下さい。最後にギャンブル依存症の本人や家族を民間団体が手弁当で支えている状態です、国や全国の自治体、立法府への働きかけをお願いします。	その他
76	素案全体	「依存症に苦しむ本人の家族へのケア(例:ピアサポート)が非常に重要だと考える。家族が疲弊しないよう、相談会や居場所づくりの予算と体制を強化してほしい。」	参考
77	素案全体	依存症は、病気である、回復する方法があるということを発信して欲しいです。回りの家族にも影響を及ぼすし、当事者にする対応も一般常識からかけ離れていることを発信して欲しいです。誰でもなりうるということを子供達にしっかり伝えて欲しいです。	包含・賛同
78	素案全体	ギャンブル依存症の相談にきた当事者と家族には、引き続き、自助グループや家族会を紹介しぜひ繋がって欲しい。また、他県の例を参考に、行政主導で家族会のメンバーに直接相談できる場を設け、広く周知し相談し易い環境を整えて欲しい。	反映
79	素案全体	ギャンブル依存症の若年化対策として小学生くらいから段階的に依存症のことを学ぶ予防教育の場を早急に整えて欲しい。そのためには先生がギャンブル依存症のことを学ぶ必要があり、ギャンブル依存症対策は目の前の問題だけでなく広く捉えて対策をすすめて欲しい。	参考
80	素案全体	依存症は、病気である、回復する方法があるということを発信して欲しいです。また、回りの家族に影響を及ぼすし、当事者に対する対応も一般常識からかけ離れていることを発信して欲しいです。誰でもなりうるという子供達に対して早い時期から、小学生高学年でもよいと思っています、情報を伝えて欲しいです。	包含・賛同

番号	意見の内容	意見	対応分類
81	素案全体	依存症に関して、関係各所と連携し、丁寧に作られた計画だと思います。神奈川県内では小学生の頃からギャンブルを始め依存症になった事例もありました。10代から50代の働き盛りの世代が働けなくなるという、国、県、市にとって大きな損失が急速に拡大している。税収はもちろん、依存症の問題で家庭が壊れたり、築けないために出生率の低下がますます加速して、人口減少に歯止めが効かない。この計画をより良くし、実施されることを期待しております。横浜市が市町村の見本となるような実績をのこしてほしいと思っております。	包含・賛同
82	素案全体	依存症に関する正しい理解と知識を広めるためにも是非普及、啓発活動を推進して欲しい。特にオンラインカジノは、小学生でも知っている。未来の日本を支える若者達をギャンブル依存症から守る活動は急務です。	包含・賛同
83	素案全体	息子が18歳から31歳までギャンブルをし続けていました。その間親は必死に解決方法がないかと、精神病院や行政の精神衛生センターへ行って相談しましたが、中々埒が明かず右往左往の状態でした。息子が31歳の時に鬱病になり、休職せざるを得なくなって、その時●●●家族会を知りました。そこで初めてギャンブル依存性について詳しく知る機会を得ました。その会から回復施設を紹介され、息子は約3年間入寮し、去年卒業しまして以前の会社に復職でき現在回復の道を歩んでいます。この病は一生闘わなければならない、同じように苦しんでいる当事者との繋がり大切のようです。行政機関が依存症の当事者や家族に対して門戸開放して、敏速に相談出来る場を設けていただきたいです。	包含・賛同
84	素案全体	ワーカーホリックの方々は仕事依存症ですか。横浜市役所も土日祝日含めて夜中まで執務室の電気が点いていますが、残業代金は支払われていますか。横浜市は残業代金未払いは無いのか調査されないのですか。	その他
85	素案全体	「若年層への啓発を強化して将来依存症へ移行することを予防することを重点施策としつつ、依存症になってしまった方へはできるだけ早期に介入して、重症化を防ぐ」という方向性なのだと思いますが、全体を通して、若年層中心の計画という印象を受けます。全依存症・全年代を対象とする計画なのであれば、取組が若年層に偏り過ぎていないように見える工夫ができるとよいのではないのでしょうか。	反映
86	素案全体	依存症は誰でもなる可能性があるため、今後ますます増える病気だと思います。依存症を理解してもらうため、誤解や偏見をなくす事が必要。身体の病気なら心配されるのに精神の病気に努力や我慢を強いるのは、相手の立場を全く理解してないからだと感じます。どんな人でも安心して過ごせる社会を作りあげて欲しいです。依存症になるきっかけ最初の動機を阻止するために子どもの頃からの教育が必要だと感じます。	包含・賛同
87	素案全体	ゲームやスマホなど、そのもの自体は悪ではなく、ひとつのことにのめり込んでしまい生活に支障をきたすことが問題だと考える。重度な場合を除いて、「依存対象と適切な距離を保っていられるか、自分を客観視すること」ができていれば一歩手前で防げる場合も多いのではないかと。「自分は依存症にはならない」と思い込んでいながらも依存の自覚がないという層には動画サイトの短い広告でアプローチし、本人や家族や周りに自覚がある層には相談窓口を案内できるように、棲み分けが必要。動画は専門学校や大学の、映像や広告を学ぶ学生と連携して若者が刺さるものを作ってほしい。	反映
88	素案全体	横浜市は18区あるので、相談拠点が1か所というのは少ないと思います。依存症の回復支援の拠点となるような場所をいくつか整備してもよいのではないのでしょうか。	参考
89	素案全体	死に至る可能性が高い深刻な病気という認識の共有のため、依存症の重症化による死、臓器等の健康障害の実態、依存症と自殺についての調査などを希望する。治療につながりやすい明るいイメージ、回復の強調が進む一方で、特に新しく依存症の問題に取り組む支援者や関係機関において深刻さの認識が薄まっているのを感じる。	参考
90	素案全体	検索をかければかなり依存症の情報にたどり着きやすくなったが、支援者は業務の中で、連携会議やプログラムの開催などの情報をキャッチしづらいようだ。メールによる案内の場合、大量に届くメールの中に埋もれてしまい情報が得られにくいという声を聞いた。	その他
91	素案全体	支援者、家族、こども、若者向けなど、研修や授業などの場で、回復者の参加(体験を話すなど)を進めてほしい。	包含・賛同
92	素案全体	今年、勇気を出して酒害相談に行かせてもらいました。そこで入会しなくても相談できると知り、安心しました。私にとってはとても有意義だったので無料をもっとアピールしたら良いと思います。アルコール依存の人はほろ酔いで運転しているかもしれないので、個別にチェッカーを使用することはできないのかな？	参考
93	第1章	ワーカーホリックは依存症ではないのですか	その他

番号	意見の内容	意見	対応分類
94	第1章	ワーカーホリックは含まれないのですか	包含・賛同
95	第1章	ワーカーホリックも依存の一つとして考えられませんか	包含・賛同
96	第1章	計画の期間について、なぜ5年間なのですか？この病気は”完治”しない、継続的な治りようが必要と学んでいます。したがって、5年というのはいかがでしょうか。	その他
97	第1章	ゴールデンウィークや土日祝日など、市庁舎の3階から様々時間帯に多くの職員が市庁舎の3階のゲートから入っています。仕事依存症ですか。仕事が多くて終わらないのですか。仕事依存症は対策の除外ですか。仕事依存症も対策が必要ではありませんか。ゴールデンウィークや土日祝日など、市庁舎の3階から様々時間帯に多くの職員が市庁舎の3階のゲートから入っている職員の労働時間を正確に把握して残業代金を支払っていますか。未払い賃金が発生していませんか。調査は行わないのですか。	その他
98	第1章	ゴールデンウィークや土日祝日など、様々時間帯に多くの職員が市庁舎の3階のゲートから入っています。仕事依存症ですか。仕事が多くて終わらないのですか。仕事依存症は対策の除外ですか。仕事依存症も対策が必要ではありませんか。ゴールデンウィークや土日祝日など、様々時間帯に多くの職員が市庁舎の3階のゲートから入っている職員の労働時間を正確に把握して残業代金を支払っていますか。未払い賃金が発生していませんか。調査は行わないのですか。	その他
99	第1章	土日祝日や大型連休など、様々時間帯に多くの職員が市庁舎の3階のゲートから入っています。仕事依存症ですか。仕事が多くて終わらないのですか。仕事依存症は対策の除外ですか。仕事依存症も対策が必要ではありませんか。土日祝日や大型連休など、様々時間帯に多くの職員が市庁舎の3階のゲートから入っている職員の労働時間を正確に把握して残業代金を支払っていますか。未払い賃金が発生していませんか。調査は行わないのですか。	その他
100	第1章	第1期計画では、計画の趣旨に「依存症に関する支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指す」と記載されていましたが、今回の計画では記載箇所を見つけることができませんでした。二次支援・三次支援の取組一覧を見ると、支援者へのボリュームが圧倒的に多いので、方向性は変わっていないように感じます。計画の趣旨が変わっていないのであれば、どこかに「支援に関する方向性を整理し～」ということがわかる記載があるとよいのではないかと思います。	反映
101	第1章	仕事依存症の人には支援も対策もされないのですか。本支援計画に仕事依存症の人が含まれない理由を教えてください。	その他
102	第1章	仕事依存症の人もいらっしゃると思いますが、対象外ですか。見て見ぬふりですか。仕事依存症だと思われる人には何も支援も対策もしないのですか。	その他
103	第1章	成人年齢の引下げにより18歳からクレジットカードを作ることができるようになりました。クレジットカードは実際に現金を使っている感覚も薄くて、オンラインギャンブルの若年齢化が問題視される要因の1つになっているように思います。	その他
104	第1章	仕事依存症の人もいらっしゃると思います。仕事依存症の人は存在すら無いものにされているのですか。見て見ぬふりですか。仕事依存症だと思われる人は、存在しないと思っているのですか。	その他
105	第1章	16ページのコラム「依存症における男女の違いについて」では、女性の依存症の背景にDV被害や性被害の影響があると考えられること、アルコール依存症では男性に比べ重複障害が多いこと(摂食障害など)を記載してください。また、LGBTQ+は社会的排除・トラウマ・孤立の影響で依存症リスクが高まることなども記載をお願いします。	参考
106	第1章	引用:(p11)第1章 5 計画で取り扱う依存対象 図表 1-4:本計画の対象とする依存症 WHOの国際疾病分類では、「ゲームする時間をコントロールできない、他の生活上の関心事や日常の活動よりゲームを優先するといった症状が1年以上続く(症状が重い場合は1年以内でも該当)」とされる 意見:図表中で用いられている「国際疾病分類」という表現について意見する。正式には 世界保健機関(WHO)による International Classification of Diseases and related health problems という名称が広く用いられている。(p6)図表 1-1:本計画における用語の定義内の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第(11回改訂版)(ICD-11)」という訳語が適切であると考えられる。よって、図表1-4での記載を「疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂版)(ICD-11)において～」という形に統一して修正すべきである。この修正により、国際的に整合性のある用語を公共文書において用いるという観点からも、理解の促進・誤解回避につながると考える。	反映

番号	意見の内容	意見	対応分類
107	第1章	ギャンブル依存症に対しての対策、支援の強化をお願いしたいです。	包含・賛同
108	第1章	違法のオンラインギャンブルに子供達がゲーム感覚で手を出せる現状。子供の未発達 の脳に依存症になる要素が強くなること。そして、違法のために、児童相談所や逮捕な どで未来を奪われてしまう事をとて懸念しております。子供達が簡単に手を出せる ようなオンラインシステムに対して本来子供を守り育てていく大人たちの責任ではない かと考えています。早急な対策として、違法なサイトへのブロッキングシステムの確立 が重要であり、これ以上被害者を生まない社会を作っていかなければならないと考 えています。こうした対策を是非お願いしたいです。	その他
109	第1章	病気の正しい理解が大切 家族のグループなど、正しい理解さらに勉強している 家族 の会などより知る事も大事だと思います。	包含・賛同
110	第1章	法律や計画を立てても罰則を設けない限り抑止にはなりません 市町村だけでは限界 がありますがまずは低年齢化する依存症に対して予防教育の拡充(小学校から大学ま で)と市内の保健センターなどの相談窓口と各依存症当事者会、家族会そして医療に繋 げるフロントラインの確立が急務と考えます 絵に描いた餅のならぬようにどうぞよろ しくお願いいたします	包含・賛同
111	第2章	2章2の③についてP2の③専門医療をはじめとして…専門と出してあっても”アル コール依存”と目に見えないギャンブル依存などは、カゼと腹痛程にちがうと思ってい ます。なのでそこをもっと別けて下さい。	参考
112	第2章	依存症に関する相談は、区役所の高齢・障害支援課でも受けると思われる。その際、精 神保健担当の相談員は、専門的な支援者へのつなぎのみならず、相談を受けることを 考えると、「依存症対策の状況」に区役所を入れてもよいのではないかと思います。	反映
113	第2章	P38について、第1期計画ではこころの健康相談センターでの取組の他、区福祉保健セ ンター精神保健福祉相談の取組が入っていました。素案P61の図には機能が残ってい るように記載されているので、区の取組実績についても掲載するとよいのではないで しょうか。	反映
114	第2章	「図表2-24:子育てをされていて感じている困りごと」について、困りごととして2番目 に多いのが「子どものネット・ゲームとのつき合い方」、3番目は「子どものしかり方・し つけ」となっていました。依存症対策で直接支援するところではないかもしれませんが 、「しかり方・しつけがわからず、結果として親子でゲーム等のルールも作れず守れな い」という状況に陥っているのではないのでしょうか。子どもへの対策だけでなく、親へ の様々な啓発や支援が必要だと感じます。担当部署で具体的な方向性を示して、取り 組んでいってほしいです。	包含・賛同
115	第2章	アルコール依存対応の医療機関73件、薬物依存対応の医療機関52件で、一般的に集 団療法・個別療法・家族向け集団教育・コメディカル相談などが提供されていると記載 されています。依存症専門機関以外の精神科で、診療以外に集団療法等まで実施して いるところはあまりないように思いますが、最近増えたのでしょうか。	その他
116	第2章	ゲーム行動症として取り扱う範囲は、P11に記載されているようにかなり限定的だと 思います。「やり過ぎだけと予防できる範囲と依存の違い」などの簡単なコラムを掲載 していただくと、計画で扱うゲーム行動症がより伝わるのではないのでしょうか。	反映
117	第2章	(4)民間支援団体 イ 自助グループでは、市内の区社協や男女共同参画センターが、 自助グループに対して無料で会場を提供していることを記載してはどうか。既存のグ ループに参加する以外にも、自分たちでグループをはじめるときに、どんな施設が会場 として利用できるかの情報も役立つと考えます。	参考
118	第2章	差別や偏見による孤立等から、LGBTQの方は依存症になるリスクが高いと言われて います。自身のプライベートな話も含めて、安心して相談等できる場所が少ないという 現状があると思います。そういった方たちも気軽に相談等できるよう、依存症相談拠 点でオンライン相談などを実施してほしいです。	参考
119	第2章	依存症対策についてぜひ今後も頑張ってくださいと思います。神奈川は依存症を 扱う病院が多い一方、施設との連携が進んでいません。今後もぜひ行政の活躍を期待 しております。	包含・賛同
120	第2章	スマホの普及により、低年齢からスマホでのオンラインカジノやゲーム課金等が身近 でも問題になっています。本人や親もギャンブル依存症という自覚もない方が殆どだ と思います。小学校や中学校で生徒や親向けの依存症教育をやって欲しいです。	包含・賛同
121	第2章	行政や医療機関へのアクセスが困難な多文化・多国籍の方に向けて、多言語での相談 窓口の周知や相談対応等の実施について検討していただきたいです。	参考

番号	意見の内容	意見	対応分類
122	第2章	ギャンブル依存症に関してです。自助グループ等一覧に●●●に関しましては、最近 は▲▲▲と連携をし毎月当事者会を開催しております。対象を家族のみではなく本人 も対象と記入欲しいです。また、▲▲▲の当事者支援部も本人向けの支援を行って おります。こちらも一覧に入れていただきたいです。	反映
123	第2章	近年は小学生でもオンラインカジノをしているなど報道があります。若い世代からの予防教育 が必要と痛感しております。●●●や▲▲▲では予防教育に力を入れており、依存症 当事者や家族を講師に派遣することができます。予防教育を実施する際は是非とも連 携をよろしくお願いします。	参考
124	第2章	相談件数について、アルコールが最も多く数値として出ているが、それは分かりやすく 身体への影響が出て相談に行きやすいから、というのも背景にあると思います。ギャン ブルに関しては近年のオンライン化や、いきすぎた広告などにより、圧倒的に民間団 体への相談件数は増え、問題も非常に深刻化しているが、このグラフには大して相談件数 が増えていないように見受けられます。それはつまり、相談すべき人が相談にこれて いない実情があるのではないのでしょうか。ギャンブル依存症に対する偏見の意識、怠 惰な人になるもの、など、「病気」であるという認識がないままに、家庭の中で問題を を抱えてしまうケースが非常に多いです。そして、問題が深刻化し、自死に至ったり犯罪 を犯し、中には他殺まで至ってしまうケースもあります。よって、もっとギャンブル依 存症の啓発に市としても特に力を入れ、予算を増やしてもらいたいです。加えて、小 学生でもオンラインカジノをやっていたニュースがありましたように、若年層に対する ギャンブル依存症の予防教育は今後必須になってきます。ギャンブル産業側は、若者 をターゲットにし広告宣伝をどんどん盛り上げていますが、それはギャンブル依存症者 を増やし、働き盛り・子育て世代の若者が産業側の喰い物にされているのです。若い うちにギャンブルを始めた人ほど、依存症になるリスクが高いことは統計でも出ていま す。ギャンブルを推し進める活動ばかりが盛んで、依存症になってしまった人を救うた めの活動は全く足りていません。非常にアンバランスです。・ギャンブル依存症の予防 教育を民間団体と協力して行うこと・依存症啓発に対する予算を増やすこと 上記2 点を私からの意見として、挙げさせていただきます。また、民間団体と協力して、と記 載した理由につきましては当事者こそが問題の本質を最も理解し、綺麗事ではなく本 当の病気の怖さ、恐ろしさ、そして苦悩をありのままにリアルお伝えすることができ、説 得力が全く違います。医療や行政も、もちろん依存症支援にはとっても必要になりま す。しかし、それぞれに得意な分野があると思っています。民間団体は当事者支援の 経験数が圧倒的です。そこをうまく利用して欲しいと思っています。	参考
125	第2章	現状の依存症支援に関する連携は、医療・福祉関係者が中心であるため、医療・福祉以 外の分野にも広げていくことが重要であるため、民間支援団体との連携機会を増やし ていただきたいと思います。また、民間支援団体への活動資金の助成も検討していただ きたいと思います。	包含・賛同
126	第2章	「支援者による動機付け」は大切なメッセージだと思いますが、普段から依存症支援に 携わっていない人には伝わりにくいのではないのでしょうか。「本人の中にある変わりたい 気持ちを引き出す動機付け」など、わかりやすく記載になるよう検討していただきた いです。	反映
127	第2章	ギャンブル依存症に関すること。市内での公営ギャンブル広告の削減、中止を求めま す。	その他
128	第2章	違法オンラインカジノの啓発の強化。違法であることを市民にあらゆる市の媒体を用い て広報していただきたいです。	反映
129	第2章	ギャンブル依存症はWHOの認めている脳の病気であることを市民に周知、回復でき ること、家族会、自助グループの存在を広報。市職員の方自身が学ぶ機会を作ってく ださい。	包含・賛同
130	第2章	現在、依存症の若年化が深刻。小中学校の先生、子ども達への予防教育の実施、定期化 で、日本の各自治体の先陣を切ってください！	参考
131	第2章	大変よくできた計画素案と考えます。ただし、冊子版P47の表に家族自助グループ● ●●が載っていないのは遺憾です。ウェブで調べていただければ出てきますので、追 記していただきたくお願いいたします。	反映

番号	意見の内容	意見	対応分類
132	第2章	他の自治体と比較して横浜市内には社会資源が多くあるとのことですが、かなり地域差があるように思います。高齢や障害等の理由で遠方まで受診・通所等できない人に向けて、地域偏在を補うような取組を盛り込んでほしいです。行政・家族・回復施設の当事者スタッフなどでチームを組んで、出張による研修・事例検討・個別相談等を検討していただきたいです。	参考
133	第3章	成年だけでなく、こどもや若者を対象にした施策に時代に即した内容だと思いました。未成年時に依存することや経験することが、その後のより深刻な依存行動に発展することがあるので、ここはとても大切なアプローチだと感じます。また、社会への偏見を取り除く活動は、病気である＝治療や回復が求められるもの、として認識してもらうことにより、今現在もしくは今後治療や回復に取り組む方々が社会の中で生活していきやすくなると思うので、その点は学校教育段階から変えていけると良いと感じました。	包含・賛同
134	第3章	第2期支援計画の内容に沿って是非推進をより計っていただきたい。特に第3章の依存症に対する偏見や誤解解消にむけた普及啓発は(啓蒙も)とても大切なものであると思われるこれをさらに推進していただきたい。	包含・賛同
135	第3章	一次支援の対象を年齢別に分け、二次・三次支援を属性別に分けたのがとても良いと感じました。全体的にとってもよく整理され読みやすかったです(概要版)。やはり若年層への対策がとりわけ大切なのかな、と。医療・福祉以外の分野は教育ですかね？	包含・賛同
136	第3章	依存症は何かしらの生きずらさにより、何かに依存しないと生きられない状態といえるが、依存症の人のことを「意志が弱い」と答える人の割合が多く、依存症のことを本当の意味で理解しているとは言えない状態である。このため、依存症に対する誤解や偏見が解消されるような、踏み込んだ普及啓発活動が必要である。	包含・賛同
137	第3章	中高年の働く世代の記載はありますが、高齢者への取組の記載がありません。ケアプラザ等の職員が研修等を実施できるよう、飲酒チェックや家族向け講座などの研修資料を作成してもよいのではないかと思います。	参考
138	第3章	こどもや若者が気軽に悩みを打ち明ける環境の整備として、具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。現状では、勇気を出して相談した結果、周囲の大人に受け止めるスキルがなく、かえって悪化させてしまうことも多々あるように感じます。受け止める周囲の大人への支援や啓発について、もっと具体的な内容を盛り込んでいただきたいです。ご検討よろしくお願い致します。	包含・賛同
139	第3章	取組が若年層に偏り過ぎないように、他世代向けや従来の集団支援になじめない重複障害の方など個別対応が必要な方への新たな取組についても、第2期計画の中で提案していただきたいです。	包含・賛同
140	第3章	わたしの息子は、精神疾患とギャンブル依存症を併せ持つ重複障害です。さらに市販薬依存の問題も抱えています。若者の市販薬依存が蔓延し、低年齢化していることに危機感を覚えます。さらにスマホを所持する年齢が下がっていることから、早ければ小学生からの予防教育が必要だと考えます。民間の力では限りがあります。行政として、予防教育に早急に取り組んでいただきたい、息子の問題で苦しんできた経験のある親として切に願います。	包含・賛同
141	第3章	ダメ。ゼッタイ。にかわるインパクトがあって正しい理解を促すキャッチフレーズがあるとよいと思います。	参考
142	第3章	市販薬の依存問題では、薬剤師の方とも連携した取組ができればよいと思います。	参考
143	第3章	重点施策1の施策の方向性について、若年層の生きづらさを支援するという表現はおかしいので変えた方がいいと思う。65ページ以降の各取組について通し番号があると見やすいのではないかな。	反映
144	第3章	第2期で数値目標を設定したことは、取組が見える化されてよいと思います。ぜひ、依存症相談拠点の取組だけでなく、他部署の取組も数値目標に盛り込んでいただき、計画全体の取組成果が見える化していただきたい。	参考
145	第4章	ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、働く世代のストレス緩和や依存症予防、健康増進などのためには、サービス残業や残業代金未払い、様々な場長などからのハラスメントなどは決して発生してはならない。横浜市からサービス残業の根絶、残業代金の根絶を宣言し覚悟を示す必要があると思います。ストレス緩和には様々なハラスメントの根絶も必要です。場長にハラスメントをしている意識が無くてもハラスメントを受けていると実感している人も多いと思うし、周囲から見てハラスメントをしていると思うこともある。横浜市からハラスメントの根絶を宣言し覚悟を示す必要があると思います。	その他

番号	意見の内容	意見	対応分類
146	第4章	ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、働く世代のストレス緩和や依存症予防、健康増進などのためには、サービス残業や残業代金未払いなどは決して発生してはならない。横浜市からサービス残業の根絶、残業代金の根絶を宣言し覚悟を示す必要があると思います。ストレス緩和には様々なハラスメントの根絶も必要です。場長にハラスメントをしている意識が無くてもハラスメントを受けていると実感している人も多いと思うし、周囲から見てハラスメントをしていると思うこともある。横浜市からハラスメントの根絶を宣言し覚悟を示す必要があると思います。	その他
147	第4章	ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、働く世代のストレス緩和や依存症予防、健康増進などのためには、サービス残業や残業代金未払いなどは決して発生してはならない。横浜市からサービス残業の根絶、残業代金の根絶を宣言し覚悟を示す必要があると思います。	その他
148	第4章	ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、働く世代のストレス緩和や依存症予防、健康増進などを支援するのでしたら、長時間労働が問題となっている路線バスの運転手の残業時間を無くしてください。路線バスの残業時間を無くすることは安全にも寄与します。路線バスの運転手の残業時間の上限が年間960時間なんて多すぎます。事故を起こして当たり前の状態だと思います。対策をしていないことにも大きな問題があるとしたか言えません。ストレス緩和のためにもカスタマーハラスメントは大切だと思いますが、横浜市営バスは他のバス会社が何年も前に作っているにも関わらず未だに作っていません。バスの運転手のストレス緩和のことなど全く考えていないのですか。これ以上路線バスが人員不足で減便されないためにもカスタマーハラスメントを一刻も早く作る必要があると思いませんか。カスタマーハラスメント対策を作っていないことは不作為責任があるのではないですか。著しく遅い対応では不作為責任を問う必要があると思います。	その他
149	第4章	ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、働く世代のストレス緩和や依存症予防、健康増進などを支援するのでしたら、長時間労働が問題となっている路線バスの運転手の残業時間を無くしてください。路線バスの残業時間を無くすることは安全にも寄与します。路線バスの運転手の残業時間の上限が年間960時間なんて多すぎます。事故を起こして当たり前の状態だと思います。対策をしていないことにも大きな問題があるとしたか言えません。ストレス緩和のためにもカスタマーハラスメントは大切だと思いますが、横浜市営バスは他のバス会社が何年も前に作っているにも関わらず未だに作っていません。バスの運転手のストレス緩和のことなど全く考えていないのですか。カスタマーハラスメント対策を作っていないことは不作為責任があるのではないですか。著しく遅い対応では不作為責任を問う必要があると思います。バスの運転手は、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、働く世代のストレス緩和や依存症予防、健康増進などを支援は対象外ですか。多くのバス運転手が退職して路線バスが減便になった根本原因がここにあるのではないですか。	その他
150	第4章	ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、働く世代のストレス緩和のためには、実質的にワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。サービス残業で残業時間が少ないと見せかけるのは違法でありワーク・ライフ・バランスの推進ではありません。国は残業代金の未払いを調査して残業代金の未払いを支払ったとニュースで見た記憶があります。横浜市では残業代金未払いの調査をしたとはニュースで見た記憶がありません。ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、働く世代のストレス緩和を行うなら横浜市が自ら率先垂範して残業代金未払いを調査する必要があると思います。横浜市は職員数が少ないことをアピールするのではなく、サービス残業を職員にさせないこと、残業代金未払いを発生させないことを率先してアピールし本気度を示す必要があります。	その他
151	第4章	小5の息子がいます。家では電子機器を見守り設定などできるが、小学校でiPadを配布されているため、いつでもゲーム(アプリ、ネットから)ができてしまうため、永遠と夜遅くまでやってしまう。何を言っても言うことを聞けない。注意したりするとかんしゃくを起こす。少しADHD? ASDがある子で、注意もできない。(暴れてしまうため)。学校でiPadを使用するのはメリットもあるが依存を作っている原因でもある。このせいで宿題もできなくなっている。精神障害を持つ家庭のことも考えてほしい。	その他

番号	意見の内容	意見	対応分類
152	第4章	(2)について オンラインカジノは、神奈川県内で小学生からやっていたというニュースが報道されている。オンラインカジノの予防教育、ギャンブル依存症の正しい知識を学ぶのは、18歳未満にも必要不可欠。18歳未満も取り組むべきではないでしょうか。(2)(3)について 予防教育では、依存症から回復した当事者や家族の生の声を聞くという機会や正しい知識を学ぶ場を、子ども達、若者、教員や教育委員会など教育に携わる人、保護者に提供できるようにしたい。出前授業、援助職向け勉強会、地域に向けた講演会、教員研修など。オンラインゲーム、ガチャはオンラインカジノ、オンラインギャンブルに親和性が高いです。保護者向けのチラシを作してほしい。ぜひ、市内の小中学校にも配布してほしい。	包含・賛同
153	第4章	横浜市がまとめられた「ギャンブル等依存症対策計画」では、啓発物の作成やSNSによる情報発信など、幅広い世代に向けた普及啓発の方向性が示されており、重要な一歩だと思います。	包含・賛同
154	第4章	依存症問題は単なる知識の不足だけでなく、偏見や孤立、そして「助けを求めづらい空気」に深く根ざした社会的課題でもあります。そのため、啓発物やSNS発信といった情報提供にとどまらず、市民一人ひとりが「自分ごと」として考えられるような積極的な活動が必要だと感じます。たとえば、○当事者や家族の「回復の声」を伝える動画・イベントの開催 ○学校や大学での対話型授業や講演 ○地域や企業と連携した「依存症予防週間」の設置 など、共感と行動を生む取組みをぜひ進めていただきたいです。依存症は誰にでも起こりうる「病気」であり、支援と理解があれば回復できます。横浜市が、啓発の枠を超えて「つながり支える社会」を実現する先駆けとなることを心から期待しています。	包含・賛同
155	第4章	スマホは、犯罪やギャンブルのドアでもあります。スマホを持たせる前に、予防教育をしてほしいです。大人でも、そのことを知らない人、無関心な人、自分は大丈夫だと思っている人が多いです。予防教育の他にも、社会でもきちんと取り締まり、大事な子ども達を守る横浜市であってほしいと考えています。	包含・賛同
156	第4章	近年、若年層のギャンブル問題が多発しています。スマホひとつで、様々なギャンブルに簡単にアクセス出来る環境になっている事は、ギャンブル依存症になる人を増やしている事は否めません。子供の時からスマホに慣れ親しんでいて、家族にすら本人が何をやっているのかわからないのが現状です。気付いた時には多額のお金を使っていたり、借金をしていたという事実で周囲の人は驚き間違った対応をとってしまい悪化させてしまいます。本人も家族も本当に苦しみ、家庭の中で悲劇が起きる事もあるので。ギャンブル依存症が脳の病気である事などの正しい知識をもっと周知してほしいと思います。学校などで、予防教育に力を入れていただければ将来苦しむ人を少なくしていけると思います。	包含・賛同
157	第4章	神奈川県内で小学生からのオンラインカジノをしていたという報道に驚きました。未来ある18歳未満の子供たちにもギャンブル依存症の予防教育をして頂きたいです。	包含・賛同
158	第4章	4章4番について”共依存”のおそろしさもひろめてほしい。どうしたらよいかも。中高年は、子供、孫とかかわる年であり「病気の手だすけ」…お金を援助してしまう事悪化させる手助けをしがちです。その為、それは助けにならないことを熱く伝えて。	反映
159	第4章	こども関連の支援者への普及啓発”が新たな取組として挙げられているのはとても良いことだと思います。それに加えて、”子育て中の母親”と関わる支援者との連携も必要なのではないかと感じています。依存症病棟や回復施設には、子育てのストレス軽減のため、飲酒やギャンブルに依存するようになる女性も少なくありません。早い段階で支援を受けられるようになることで子供たちへの影響も少なくなるのではないかと思います。ご検討よろしくお願い致します。	参考
160	第4章	依存症への偏見は有名人等の時間の報道等でかえって進んでるようにも感じる。正しい知識を報道機関とも連携して普及啓発してほしい。	参考

番号	意見の内容	意見	対応分類
161	第4章	現状、『薬物乱用でこんなひどいことになる』という理解は広がっているが、『実際になってしまったらどうするか』の解像度が低い。【チェックリストの活用】・「自分も当てはまるかも」と思わせる構成が有効。・何気ない行動が依存症につながる可能性を示すことで、『自分とは無縁』という認識を変えるきっかけになる。【自覚がない当事者層へのアプローチ】・『依存症は日常の延長にある』という刷り込みが必要。・・・「スマホを手放せない?」「課金が月1万円超えたことある?」など、ドキッとさせる決まり文句を活用。・同世代の事例や意見を提示し、共感・理解を促進する。【自覚があるが、どうすればよいかかわからない層へのアプローチ】・リアルな体験談を動画や事例で紹介。・・・『やめたいけどやめられない → 匿名相談で救われた人』など、希望を持てるストーリーを提示。・QRコードで相談窓口への直リンクを設置し、行動につなげる。【当事者の周囲へのアプローチ】・タブー対応を避けるため、『NG対応 → OK対応』の比較動画を作成。例)NG「なんでやめられないの?」→ OK「一緒に相談してみよう」。	包含・賛同
162	第4章	他都市で中学校の職員をしているが、薬物乱用防止などの研修会は教職員向けではなく、保護者向けに行うべきだと感じる。実際に薬物などを手にするのに使うツールはスマートフォンなどが多く、学校の域を出ている。それらを買ひ与え、使用させる保護者に危険性などを周知すべき。講演会の会場を学校などにし、生徒と保護者が一緒に聴けると良い。	包含・賛同
163	第4章	ギャンブル依存症の問題が深刻化しています。先日、神奈川県で小学6年生がオンラインカジノで約700万円を賭けていた事件がありました。子どもや若者を守るため、早期発見と予防の体制を強化してください。	包含・賛同
164	第4章	当事者や家族が安心して相談できる窓口の充実と周知、家族会や自助グループへの継続的な支援をお願いします。	反映
165	第4章	医療・福祉の現場でも依存症対応の研修を拡充し、専門医療機関を増やしてください。	参考
166	第4章	当事者・家族・行政・専門家が協働できる仕組みを設け、当事者や家族の声が施策に反映されるようにしてください。誰もが安心して暮らせる横浜を願います。ギャンブル依存症は誰でもなる病気だけど正しい知識と対応で治ります。	包含・賛同
167	第4章	依存症は、家族も巻き込みます。本人はなかなか相談等につながらないので、先に家族から相談することも多いです。素案にも記載されているように、家族が早期に問題に気付いて支援等につなげることが大切だと思っています。素案では簡単な説明のみとなっていますが、「なぜ家族にも支援や回復が必要なのか」を家族や支援者が理解できるよう、もう少し具体的な説明を盛り込んでいただきたいと思います。ご検討よろしくお願い致します。	反映
168	第4章	自助グループは依存症の回復には非常に重要な社会資源だと思うが、初めて知る人(本人家族問わず)にとっては抵抗感が強くハードルが高い場合が多い。もったいないので、気軽に繋がれるよう、行政が橋渡しの役割を担ってほしい。	反映
169	第4章	依存症当事者や家族へのサポートを行っている施設や自助グループ等は、時代の変化等に伴い、高齢化や人手不足の問題に直面している。それぞれの機関や団体の中だけで抱え込まず、必要時、意見交換や協力体制が取れるよう、行政も含めた連携をより強めていってほしいと思う。	包含・賛同
170	第4章	一次支援における普及啓発活動において、行政の担当課による取組だけではなく、民間支援団体等と連携した、官民協同による普及啓発活動が必要ではないか。	反映
171	第4章	近年依存症の幅は大変広がってきており、若年層、子供も増えてきている。依存症となる前に学校等での疾患教育を行えば大変効果はあると思います。	包含・賛同
172	第4章	親となる世代への教育または正しい情報の取得も必須ではないかと思います。依存症となる原因について、成育歴が深く関与していることを考えると、子育て世代への教育も必須と思います。人とのかわりが薄くなっているため、個人の耐性も低くなっている印象があり今後も依存症は物質を変えて増加していくのではないかと危惧しています。	参考
173	第4章	ワーカーホリックの人は依存症ですか。横浜市ではどの様に正確に残業代金を支払っていますか。残業代金未払いが発生していないか、国や他都市同様に調査して公表してください。ワーカーホリックが依存症でしたら、横浜市ではどの様な対策をされていますか。	その他
174	第4章	仕事依存症の人には支援も対策もされないのですか。本支援計画に仕事依存症の人に対する支援などが無い理由を教えてください。	その他

番号	意見の内容	意見	対応分類
175	第4章	私の家族がギャンブル依存症です。2年前にギャンブル依存症支援の民間団体に繋がった時から比べて依存者数の増加に驚いていると同時に、その低年齢化にとても不安を感じています。横浜市が依存症対策に取り組んでいるのはわかりませんが、もっとスピード感をもって対処して頂きたいです。スマホひとつで違法ギャンブルができてしまう、ギャンブル産業は、依存するように巧みにプログラムしたものを流し続けていると思うと恐ろしいです。今1番希望していること・ギャンブル依存症の民間支援団体への金銭的支援・ギャンブル依存症の予防教育・横浜市によるギャンブル依存症の啓発、広報の継続	包含・賛同
176	第4章	ギャンブル・ゲーム依存は低年齢化しています。小学生がゲームをする延長でオンラインギャンブルを始めてしまう危険性は多分にあります。こども達への啓発はもちろんですが、親達は誰でも依存してしまう可能性があること、もし依存してしまったとしても正しい対応があるということを知ってほしいと思います。また、様々な人が依存症のことを正しく理解することで、社会全体が回復しようとする人に対して偏見をもつことがなくなり、生きやすい世の中になるのではないかと思います。横浜市の関係部署で様々な取り組みがされていて、これから益々市民に向けて啓発を広めて行くことを願います。	包含・賛同
177	第4章	子ども達、若者への依存症教育はとても重要で、早い時期から取り組むべきだと思います。スマホは依存症の入口にもなっているのが現状です。いまやスマホは小学生から使用し、生活の必需品になっている家庭も多いことでしょう。スマホの利用について学習した上で、さらに依存症についての授業を実施してほしいです。ゲーム依存やギャンブル依存の当事者の出張授業も可能ならあって良いと思います。	参考
178	第4章	(2)(3)こどもや若者についての予防教育の拡充、充実を希望します。横浜市内の小学生から大学生を対象に早い時期から直接本人への予防教育を必須にさせていただきたいと考えます。現在、小さな子供でも依存症につながるものに接することが可能な状況のため、事前予防の重要性を感じているためです。	参考
179	第4章	依存症単独での啓発だけでなく、災害や自殺、青少年向けなど他分野のイベント等とコラボしたり、地域イベントに依存症ブースを設置するなどして、啓発の機会や幅を広げていけるとよいのではないかと感じました。	参考
180	第4章	公営ギャンブルがアルコール飲料会社が人気タレントを使用して大きくコマーシャルを打っているのに対し、依存症対策の規模は小さく、認知度は低いと感じます。また、すでに依存症になった人々をサポートする医療機関、回復施設などは十分ではない(施設数も人材も)と感じます。この点についてもっと具体的な解決策を望みます。	参考
181	第4章	啓発活動を「大学や地域へ」行っていくとの記載です。スマホから簡単にオンラインカジノやスポーツバット等のギャンブルへアクセスできる環境においては中学生、高校生でも繋がってしまう可能性があります。高校での啓発活動も埼玉県の高校で実施されており、神奈川県での開催も希望します。	参考
182	第4章	最近若者の依存症も増えていると報道されています。横浜には独自の「ユースプラザ」という15才～39才のための施設も補助事業で運営されているので、そのような施設に通う若者へも予防や啓発が地域支援計画に取り入れられていくべきではないかと思います。様々な生きづらさを抱えた若者への依存症対策が進むことを期待しています。	包含・賛同
183	第4章	神奈川県内で小学生からオンラインカジノをやっていた報道がありました。小中学生にもギャンブル依存症の予防教育してほしいです。ダメゼッタイのような否定的なものではなく、依存症は誰でもなりうる病気、回復できる、相談できるという内容のものであってほしいです。教師への予防教育も併せて実施が必要です。	参考
184	第4章	若者に、向けた啓発活動の強化	包含・賛同
185	第4章	一次支援から三次支援、若者から高齢者まで細かな取り組みが予防教育、対策に大きく繋がっていきギャンブル依存症者が減ること、家族の対応の学びになると思います。素晴らしいです。	包含・賛同
186	第4章	子ども、若者、中高年といった世代、本人、支援者、家族といった立場など、各フェーズに分かれた細かい対応計画が、とても具体的で、今後の効果に期待を感じました。達成状況の点検、見直しが行われることで、令和12年度には状況が少しでも良い方向に向かって欲しいです。全て希望の持てる内容でしたが、山下埠頭にオンラインカジノの関連施設が計画されているという噂との違和感を感じました。	包含・賛同

番号	意見の内容	意見	対応分類
187	第4章	二次支援・三次支援においては、支援者のスキルアップがかかせないと思います。支援者向けガイドラインの改訂も必要だと思いますが、身近な支援者がアセスメント力や依存の度合い等の評価、動機付けを高めるような関わりができるよう、実践的な研修体系を構築することを盛り込んでいただきたいです。	反映
188	第4章	回復支援 専門医療機関の地域偏在を是正するため、オンライン治療や相談体制の公的支援を強化すべき。	参考
189	第4章	ギャンブル収益の一部を、治療支援や家族会活動の助成に明確に充当することを盛り込むべき。 依存が疑われる顧客に対し、事業者が一時的な利用停止を勧告できる制度を導入すべき。	その他
190	第4章	依存症の人が治療に向かうためには、早期発見が必要だと思います。そのためには、本人や家族だけで抱え込まず、相談できる場所と地域住民の理解に基づく気づきが必要です。普及啓発活動は、パネル展等すでに実施しているようですが、相談しやすい環境や風土、依存症の正しい理解を地域に浸透させる必要があると思います。普及啓発活動の実施においては、依存症の理解を深く浸透させる取組が必要だと思います。	包含・賛同
191	第4章	普及啓発活動の実施においては、担当部署だけではなく、行政全体で依存症啓発に取り組む行動が必要だと思います。	反映
192	第4章	全ての人に分かりやすく、ギャンブル依存症が脳の病気であって、病気だからこそ、治療すれば回復する、正しい対応が知れ渡っていないから犯罪、自殺まで進んでしまうことを啓発して欲しいです。	参考
193	第4章	若年層以外の課題として、高齢者層の「処方薬依存や社会的孤立からくるアルコール依存」も深刻です。「医療・介護・生活支援との統合や地域包括ケアとの連携」などについて、具体的な取組を盛り込んでほしいです。	参考
194	第4章	近年未成年のギャンブル問題が深刻化しています。小学校での予防教育を義務化していただきたいです。	参考
195	第4章	パブリックコメントや限られた参加者のみで開催する会議での意見集約以外に、会議に参画していない当事者・家族・支援者の意見を定期的に聞く機会を設けて、点検・評価や見直し・改善に反映できる仕組みを作っていただきたいです。	参考
196	第4章	スマホからアクセス可能なギャンブルの低年齢化に伴い、ゲームだけではなく、ゲーム課金からのギャンブル移行があると考えられる。小、中、高等学校の保健教育でアルコールのみではなく、薬物、ギャンブル、ゲームについても授業を行って欲しい。	その他
197	第4章	1、一次支援(予防・普及啓発)に係る取り組み(1)について:ギャンブル依存症は、ご家族が最初に異変に気づき、相談に至るケースが多くあります。●●●は、当事者家族への専門的な支援ノウハウと、依存症の現実を伝える切実なメッセージを持っています。毎年5月の啓発週間に合わせて、セミナーを行ったりチラシ・グッズの配布なども行っているの、こうしたキャンペーンを共同で実施することで、市民への早期の気づきと支援への橋渡しを強化出来たら良いのではないのでしょうか。(2)(3)について:予防教育において、単に依存症についての知識を伝えるだけでなく、依存症から回復途上にある若い当事者や、依存症の家族を持つ人のリアルな経験を伝えることも効果があると思います。彼らが経験した苦しみと、そこからどのように回復していくことが出来たのかというストーリーを伝えるプログラムを導入することで、もし依存症になってしまったとしても解決策があるのだ、と知ってもらえることも大切だと考えます。	参考
198	第4章	様々な取組や支援の満足度を図ることは難しいかもしれませんが、利用者アンケートなどを実施して、効果測定できるとよいと思います。	包含・賛同

番号	意見の内容	意見	対応分類
199	第4章	私の息子(29歳)はギャンブル依存症です。ビギナーラックで万馬券となったことがきっかけで発症しました。競馬場に子供の時から気軽に行ける環境、身内も競馬を楽しんでいたことがギャンブルに対するハードルを下げていました。いまやスマホが賭博場です。連続性・頻回という環境で、職業を問わず誰でもギャンブル依存症を発症してしまうことを学びました。ギャンブル依存症は本人の意志と根性では治りません。そして「自分はそんな病気ではない。」という否認の病気でもあります。WHOでも認められているれっきとした進行性の病気で、家族が対応を誤れば悪化してしまい、横領・闇バイトなどの犯罪、自死につながってしまいます。家族も不安と心配でとても苦しいです。しかし「●●●会」や「●●●家族の会」「●●●(自助グループ)」につながることで、正しい知識を学び、「回復できる病気であること」ことを知り、希望の光がみえました。昨今、どうしてこれほどまでに日本の若者が闇バイトに走ってしまうほどお金がないのか、立派は職業についている方が職場のお金を横領してしまうのか、私はそのような数々の事件の疑問が解けた気がします。世の中全体で正しい知識をもち、次世代を担う若者が、公営競技を含めたギャンブル事業者に狙い撃ちにされている由々しき事態に最優先で実効性のある対策を講じていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。	参考
200	第4章	相談や自助グループなどの利用はハードルが高いと思います。身近な支援者等と一緒に、気軽に利用できるような仕掛けが作れるとよいのではないのでしょうか。	反映
201	第4章	非常に細かく取りくまれているのですが、自分の依存症には、残念ながら2度の入院が有効でした。断酒歴10年です。	包含・賛同
202	第5章	横浜市職員で依存症に陥り、自ら回復を経験された方がおられると思います。こころの健康相談センターの担当スタッフとして採用配置してください。	その他
203	第5章	依存症対策は、障害のある人を地域で支える基盤整備としての「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」で掲げる、相談できる仕組みや障害理解促進の仕組み等、共通する部分が多いと思います。依存症計画において、にも包括の取組との連携を視野に入れることが必要だと思っています。	反映
204	第5章	ギャンブル依存症、自助グループ、家族会の活動に関わっております。依存症に関する啓発、支援活動では「手弁当」で行なっているのが現状です。又、依存症当事者の入寮施設の施設費も家族の経済的負担が大きいです。これらを踏まえて助成金、補助金等、切に願っております。	その他
205	その他	■計画本文P28 図表2-17:医療機関を受診した市内在住のギャンブル等～患者数 →読んだ当初は女性のデータがないのは何故かと感じました。	反映
206	その他	■計画本文P37 図表2-28:依存症に対する意識 ②多くの若者は、依存症の若い男女とデートしたがない →こちらの質問内容と意図だけよくわかりませんでした。 他の質問は一般的な偏見等をもとに設定されているかと推察しますが、個人的には設定された選択肢の中からの回答は難しいと感じました。	参考
207	その他	■計画本文P60 図表3-4:計画の数値目標 アウトカム「依存症の問題に対処したいがどうすればよいかわからない」と答える人の割合 →アウトプットとして「貴市連携会議の年間参加機関数」を減らさないこととして設定されておりますが、ぱっと見でアウトカムの指標の達成に直接的につながるのかわかりにくいと思いました(これ以上機関を増やすことは難しいというのはあるかと存じますが…)。 支援者等が継続的に情報共有を行うことで、結果的に依存症の問題に対処ができる人のすそ野を広げることにつなげるというご意図として理解いたしました。	包含・賛同
208	その他	早く計画を進めてほしい。	包含・賛同

第2期 横浜市依存症対策地域支援計画 原案

＜計画期間：令和8年度～令和12年度＞

令和8年1月

横浜市

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
(1) 依存症を取り巻く現状.....	1
(2) 国及び神奈川県における取組	2
(3) 本市における取組	4
2 用語の定義.....	6
3 計画策定の位置付け	8
(1) 計画の位置付け.....	8
(2) 計画策定の流れ	9
4 計画の期間.....	10
5 計画で取り扱う依存対象	11
第2章 本市における依存症に関連する状況と課題	14
1 本市の依存症に関する状況	14
(1) 各依存症に関連する状況	14
(2) 市民の認知度	38
2 本市及び関係機関、民間支援団体等における依存症対策の状況.....	41
(1) 本市実施体制.....	41
(2) 身近な支援者	42
(3) 医療機関.....	44
(4) 民間支援団体等	48
3 第1期計画の振り返りと課題	53
(1) 一次支援(予防・普及啓発)に関する取組の振り返り	53
(2) 二次支援(早期発見・早期支援)に関する取組の振り返り	55
(3) 三次支援(回復支援)に関する取組の振り返り.....	57
(4) 計画全体の振り返り.....	59
第3章 計画の目指すもの.....	60
1 本計画の基本的枠組み.....	60
(1) 基本理念	60
(2) 基本方針.....	60
(3) 支援フェーズ	61
2 本計画のポイント.....	62
3 重点施策.....	64
4 数値目標の設定	66
5 基本方針の実現に向けた取組体制	67

第4章 取り組むべき施策	68
1 一次支援(予防・普及啓発)	68
(1) 共通した取組	68
(2) こどもに向けた取組.....	68
(3) 若者に向けた取組	68
(4) 中高年・高齢者に向けた取組.....	68
2 二次支援(早期発見・早期支援)	69
(1) 本人への取組.....	69
(2) 支援者への取組	69
(3) 家族等への取組	69
3 三次支援(回復支援).....	70
(1) 本人への取組.....	70
(2) 支援者への取組	70
(3) 家族等への取組	70
4 各支援フェーズにおける取組	72
(1)一次支援(予防・普及啓発).....	72
(2)二次支援(早期発見・早期支援)	78
(3)三次支援(回復支援)	87
第5章 計画の推進体制.....	94
1 関係主体に期待される役割.....	94
(1) 行政(依存症関連施策の実施者として)	94
(2) 身近な支援者	95
(3) 専門的な医療機関.....	96
(4) 民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ・家族会).....	96
2 計画の進行管理	98
(1) PDCA サイクルの考え方に基づく進行管理.....	98
(2) 施策の効果の点検・評価.....	98
(3) 継続的な現状把握.....	98
資料編.....	99
1 計画の検討過程.....	99
2 検討部会の構成員名簿.....	99
3 各種実態把握調査の実施概要	101
(1) 依存症に関する市民意識調査.....	101
(2) 依存症の疑いのある方の受診状況等に関するアンケート調査	102
(3) 市内依存症回復施設等における依存症支援の実態に関するヒアリング	103
(4) こども・若者へのヒアリング	106

4 連携会議の実施状況(令和8年1月1日時点).....	108
(1) 参加機関一覧.....	108
(2) 有識者一覧.....	110
(3) 令和7年度開催実績	110
5 パブリックコメントの実施状況.....	111
(1) 実施概要	111
(2) 意見総数及び意見提出方法	111
(3) 意見募集結果	111
(4) ご意見への対応状況.....	112
(5) その他	112
6 用語解説.....	113

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 依存症を取り巻く現状

依存症とは、アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等¹やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」「やめたくても、やめられない」「コントロールできない」状態を指します。その背景には、障害や貧困、失業、虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)など、様々な生きづらさの問題が複合的に存在しているケースが多く見られます。

近年においては、市販薬・処方薬やオンラインギャンブルなどに依存対象が拡大してその内容が見えづらくなっているほか、いわゆる「ホスト依存」など人への依存も指摘されるなど、年齢や性別、職業、家庭環境を問わず、誰もが容易に直面しうる問題となっています。

依存症になると、心身の健康状態の悪化、仕事や学業の継続困難、借金の増大や生活困窮、社会的な孤立、違法薬物の使用による法的な問題など、多岐にわたる課題に直面します。併せて、その影響は子どもを含む家族や周囲の人々にもおよび、家族をうつ状態にしたり、経済的に困窮させるなど、本人の依存症によって生じる様々な問題は周囲の人も巻き込んでいきます。

加えて、依存症について本来は複合的な要因が絡み合い、適切な支援につながることで回復可能であるにもかかわらず、「本人の意志の弱さが原因である」といった考えや、「依存症は治らない」といった誤解や偏見(スティグマ²)が社会全体に根強く残っています。そして、そうした見方が依存症に悩む人が支援を求めたり、回復しながら社会生活を送る上で、大きな障壁になっています。

そのため、依存症の問題に取り組む上では、社会全体を対象とした理解促進のための普及啓発を進めるとともに、行政、福祉、医療、法律、教育など様々な領域の専門家が連携した支援体制を構築していくことが重要となります。

1 ギャンブル等依存症対策基本法では、ギャンブル等を「法律の定めるところにより行われる公営競技(競馬・競輪・オートレース・モーターボート競走)、ぱちんこ屋にかかる遊技その他の射幸行為」と定義している。

2 差別・偏見と訳されるが、特定の事象や属性を持った個人や集団に対する、間違った認識や根拠のない認識のこと。

(2) 国及び神奈川県における取組

こうした問題に対応し、依存症の本人又は依存症が疑われる人及びその家族等を適切に支援していく体制を整備するため、国において平成 26 年6月の「アルコール健康障害対策基本法」の施行を皮切りに、平成 28 年5月に「アルコール健康障害対策推進基本計画」が策定され、平成 28 年6月には「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が施行されました。さらに、平成 30 年 10 月には「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行、平成 31 年4月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が閣議決定され、アルコール・薬物・ギャンブル等の各依存症に関する支援体制の制度が整えられてきました。

また、令和3年3月には、「アルコール健康障害対策推進基本計画」が改定され、都道府県や指定都市における関係者間の連携会議の推進、「一時多量飲酒」問題の啓発などの施策が盛り込まれました。

さらに、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」は令和4年3月の改定を経て、令和7年3月に第3期の基本計画が閣議決定されました。同基本計画では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においてオンラインギャンブルの利用者が増加したことを受けた、違法オンラインカジノの取り締まり強化、若年者対策の強化などが施策に盛り込まれました。

加えて、平成 29 年4月には、都道府県と指定都市が行うアルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等依存症対策等の総合的な依存症対策に関する指針を定めた国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」(現「依存症対策地域支援事業実施要綱」。以下「実施要綱」という。)が適用となりました。神奈川県でも「アルコール健康障害対策推進基本計画」に沿った形で「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画」(現在は第2期計画に移行)が策定されました。また、令和3年3月には、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に沿う形で「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」(現在は第2期計画に移行)が策定されました。

【コラム】 依存症対策における国と県・指定都市の担う役割

国においては、アルコール健康障害対策推進基本計画やギャンブル等依存症対策推進基本計画などに基づき、様々な依存症対応施策が展開されています。ギャンブル等依存症を例に取れば、ギャンブル等事業者と連携した各種の予防・回復支援施策や学校教育の場における普及啓発、消費者向けの啓発、依存症を支援する人材の確保・育成などの施策が、各省庁において進められています。

また、都道府県及び指定都市は、「依存症対策地域支援事業」の一環として、地域の関係機関と連携をしながら、依存症の専門医療機関・治療拠点機関³や依存症相談拠点(精神保健福祉センター等)の設置、地域支援計画の策定を行うほか、関係機関による連携会議の運営や依存症の本人や家族への支援、依存症支援者を対象とする研修、普及啓発・情報提供などの施策を展開する役割を担っています。

このうち、専門医療機関や治療拠点機関は、神奈川県が神奈川県精神保健福祉審議会の意見を踏まえ、本市を含む県内の指定都市と調整し、選定しています。それ以外の事業については県と指定都市が連携を図りながら、それぞれの実状に即した取組を実施しています。

3 依存症の専門医療機関とは、依存症に関する所定の研修を修了した医療スタッフを配置し、専門性を有した医師が担当する入院医療や依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行うなど、依存症に関する専門的な医療を提供できる医療機関のこと。

また、治療拠点機関とは、医療機関を対象とした依存症に関する研修や、専門医療機関の活動実績の取りまとめを行うなど、地域の依存症専門医療機関の連携拠点となる医療機関を指し、専門医療機関の中から選定される。

(3) 本市における取組

本市においては、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、依存症の本人や家族等の支援の充実につなげるため、支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指す「横浜市依存症対策地域支援計画」(以下「第1期計画」という。)を策定しました。

第1期計画では、民間支援団体等(図表1-1参照)と連携をしながら、依存症に関する気付きと相談を促す広報活動、身近な支援者ところの健康相談センターなどの専門的な支援者の連携強化に向けた『入門・イチから学ぶ依存症支援～横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン～』(以下「依存症支援者向けガイドライン」という。)の策定や横浜市依存症関連機関連携会議(以下「本市連携会議」という。)の開催、支援者や依存症の本人や家族等を対象とする研修会・講演会の開催など、一次支援(予防・普及啓発)・二次支援(早期発見・早期支援)・三次支援(回復支援)に関する各種施策を展開してきました。

他方、第1期計画の期間中において、公営競技におけるインターネット投票の浸透や違法オンラインカジノへのアクセスの拡大、若年層による市販薬・処方薬への依存など、依存対象の拡大や依存症の見えづらさの問題が深刻化しています。

また、依存症の本人が適切な医療につながっていない、「トリートメントギャップ」⁴の問題や、依存症の本人に対する偏見やスティグマ(セルフスティグマ⁵を含む)の問題も依然として根強く残っています。

このような状況を踏まえ本市では、これまでの施策を振り返り、市民全体の依存症の問題に対する更なる理解の促進を図り、依存症の本人や依存症が疑われる人、その家族が適切な支援につながり、回復し続けられる環境を整備することを目的として、「第2期 横浜市依存症対策地域支援計画」(以下「本計画」という。)を策定します。本計画では、第1期計画と同様に、支援の方向性を関係者と共有し包括的な支援の提供を進めていきます。

4 本来依存症の治療が必要であるにもかかわらず、治療につながっていない状態。

5 依存症の本人が、自分自身のことについて「依存症は恥ずかしいことだ」と感じてしまうこと。

【コラム】 民間支援団体等の活動と依存症回復支援の経緯

本市における依存症の支援の歴史を見ると、昭和38年4月に開設された「せりがや園」（現：地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センター）が、全国に先駆けて麻薬中毒患者専門医療施設として収容治療を開始しました。また、同年7月には、県内で「国立療養所久里浜病院」（現：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）が、日本で初めてアルコール依存症専門病棟を設立し、本市における専門的な依存症治療体制の基礎が築かれていきました。その後、平成3年には、依存症専門のクリニックとして「大石クリニック」が開設し、平成5年に民間病院として「誠心会神奈川病院」がアルコール依存症の病棟を開設しました。

神奈川県内でのこうした動きに加えて、依存症の自助グループの活動や回復支援施設の開設が見られるようになりました。

市内では、昭和44年に横浜断酒新生会が結成され、昭和54年には「アルコールクス・アノニマス(AA)」のミーティングが開始されました。昭和59年には「横浜マツク」が開設、平成2年には「横浜ダルク・ケア・センター」が全国3番目のダルクとして開設、平成4年には「寿アルク」が開設されました。その後、平成12年には全国初のギャンブル依存症の回復支援施設として「ワンデーポート」が開設され、平成17年にはギャンブル等依存症の本人の家族等を支援する全国初の施設「ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル」が開設、平成19年には、全国初の女性のギャンブル等依存症の本人を対象とした「デイケアぬじゅみ」が開設されました。

現在では、アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症、それぞれの回復支援施設(48 ページ参照)や自助グループ(51ページ参照)が多数市内にあります。本人の回復過程は様々であり、それを多種多様な社会資源がそれぞれの強みを生かして支え続けています。

このように本市では、先進的・意欲的な医療機関や民間支援団体等が依存症の本人や家族等の支援の取組を積極的に進め、長年にわたって依存症対策に関する取組が進んできた経緯があります。

2 用語の定義

本計画では、以下のように用語の定義を行いました。

図表 1-1:本計画における用語の定義

用語	定義
依存症	● アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたいと思わない」「やめたくても、やめられない」「コントロールできない」状態を指す ● 疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第 11 回改訂版)(ICD-11⁶)では、物質使用及び嗜癖行動による障害に位置付けられている
ギャンブル等	● ギャンブル等とは、「法律の定めるところにより行われる公営競技(競馬・競輪・オートレース・モーターボート競走)、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為」のことを指す
家族等	● 依存症の本人の配偶者等(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、同性パートナーを含む)の家族(同居別居を問わず)のほか、本人との関係から依存症による影響を受ける交際相手や友人、職場の同僚など、本人の回復のために働きかけを行う人を含む
身近な支援者 (42 ページ参照)	● 依存症支援を専門としていないものの、初期の相談対応や早期発見、地域の中での回復支援などの面で重要な役割を担う行政・福祉・医療・法律・教育といった幅広い領域の相談・支援者
民間支援団体等 (48 ページ参照)	● 依存症の支援を専門とする回復支援施設、家族会を含む自助グループ等
専門的な医療機関 (44 ページ参照)	● 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関、その他の依存症の治療を行う医療機関
専門的な支援者	● 民間支援団体等、専門医療機関(44 ページ参照)、依存症の治療を行う医療機関(45 ページ参照)、こころの健康相談センター(41 ページ参照)、区役所の精神保健福祉相談などの依存症に関する相談・支援・治療を行う窓口及び機関

6 世界保健機関(World Health Organization, WHO)が作成する国際的に統一した基準で定められた死因及び疾病、関連保健問題に関する分類のこと。

【コラム】「依存症」の定義について

依存症の定義に関しては、支援者間でも様々な議論がなされており、確定的な定義を示すことは簡単ではありません。これまでも依存症の定義をめぐる、以下のような意見が聞かれました。

まず、特にギャンブル等依存症について、状態像は幅広く、自力で回復できる人や自然回復をする人もいるため、「脳の病気であり、相談・治療しないと回復できない」といったイメージを与える定義は避けるべきとの意見が聞かれました。また、「依存症は病気」「脳の病気」というと恐怖心等を抱いてしまう場合があるとの意見も聞かれました。

一方で、依存症が「病気」であるということを理解すると、本人も家族も回復に向かって前向きになり、勉強をしていこうというきっかけになるという意見、依存症が病気であるから医療の対象になり、障害であるから福祉的支援の対象になるということを押さえておく必要があるという意見が聞かれました。

定義の幅についても、自然回復できるような人から対象とすべきという意見から本当に困っている重症の人に対象を絞るべきという意見までありました。

さらに、自然回復できる／できないという話については、依存症からの回復者として、アルコール依存症から回復したとしても、完全に「治った」と言える状況は想定されにくく、「治ったから、また飲める」という誤解を与えてしまうのでは、という危惧も示されました。依存症からの回復に関しては、支援につながれば直ちに回復につながる場合ばかりではなく、数年以上の長期にわたって、本人に粘り強く寄り添っていく必要があるとの意見も聞かれました。

このように、依存症は、疾患としての病態が非常に多様で幅広い状態像を包含するものであり、回復についても様々な経過や形があるとの議論がなされました。

本計画では、これらの意見を踏まえつつ、依存症の定義を6ページのとおりとしました。

3 計画策定の位置付け

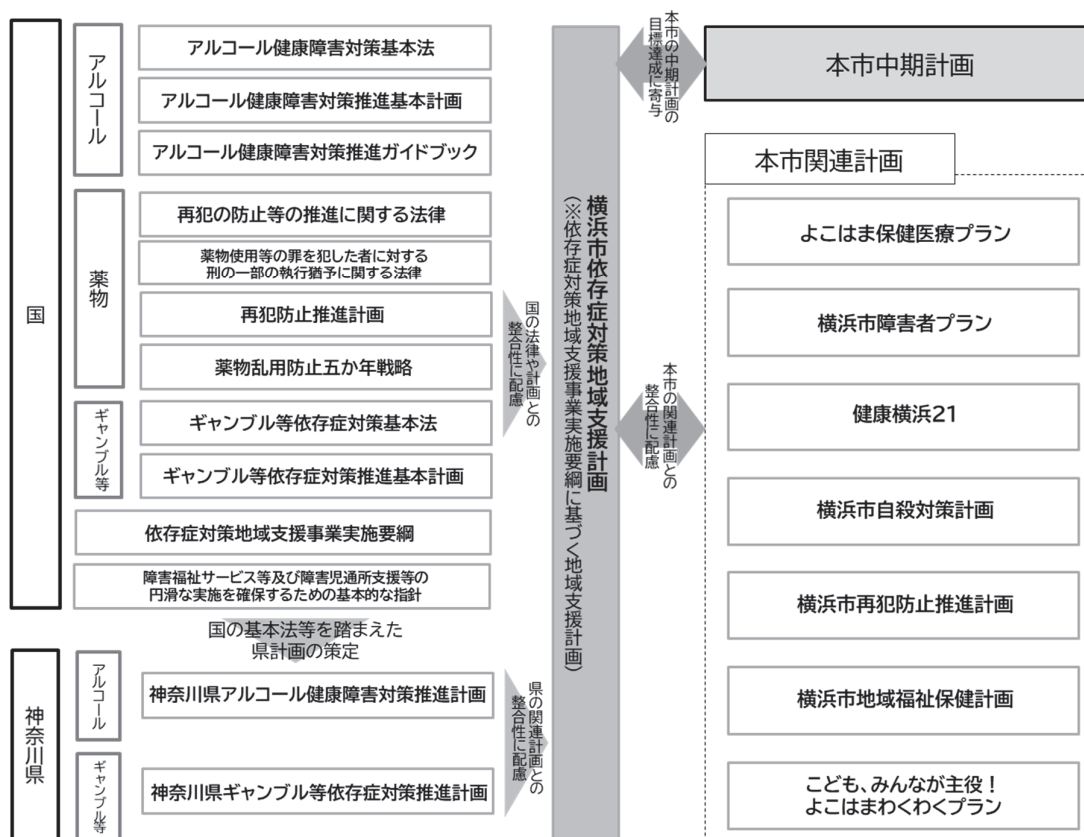
(1) 計画の位置付け

本計画は国の実施要綱において定められた、地域支援計画として策定するものです。地域支援計画は、依存症患者等の状況、地域の社会資源や支援の実施状況に関する情報収集とそれらの評価に努め、その内容を反映させることが求められており、これらの情報については、本計画の第2章に記載しています。

また、本計画については、本市の中期計画が掲げる関連する目標の達成を念頭に置くとともに、国や神奈川県に関連計画及び医療・福祉・こども子育て領域の本市関連計画との整合を図りながら策定します。

また、横浜市障害者プランに位置付けられている「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(以下「にも包括」という。)」の理念や支援の仕組みは、本計画と深く関連します。本計画が目的とする依存症から回復し続けられる環境整備の実現のために、「にも包括」との連動が重要となります。

図表 1-2:本計画の位置付け



【コラム】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムでは、地域において医療や障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)等が包括的に確保されることで、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことのできる地域づくりを目指しています。

本市の障害者プランでは、本人や家族が安心して相談できるための仕組み、住民の障害理解を促進するための仕組み等を地域共生社会の実現に向けた取組として示しています。

(2) 計画策定の流れ

本計画については、以下の取組を通じ、依存症の問題に関する有識者、民間支援団体等や身近な支援者等の関係者、市民などの意見を広く取り入れながら策定します。

◆第1期計画の取組に関する振り返りの実施

第1期計画において展開した各種の施策の実施状況や到達点の振り返りを行い、その内容を踏まえて課題の整理や施策の見直し等を実施しました。

◆横浜市精神保健福祉審議会及び同審議会 依存症対策検討部会での議論

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の第9条第1項に基づき、横浜市精神保健福祉審議会条例により設置する横浜市精神保健福祉審議会及び依存症の問題に精通する学識経験者や医療関係者、法律関係者、民間支援団体等の関係者などから構成される依存症対策検討部会(以下「検討部会」という。)において計画の全体像や計画に盛り込むべき課題及び対応策の検討などを進めました。

◆本市連携会議での意見集約

回復支援施設や自助グループ等の民間支援団体等、行政・福祉・医療・法律・教育等の幅広い関係機関で構成する本市連携会議の場において、計画の検討状況を共有し、現場の意見をうかがいながら検討を進めました。

◆各種調査・データ分析の実施

計画の策定に向けて依存症に関する市民意識調査を実施したほか、医療機関へのアンケート調査を行いました。また、医療保険の利用状況に関するデータから、市民の依存症による医療機関の受診状況の分析を行いました。

これらの調査結果を踏まえ、依存症の本人の状態や支援ニーズ、医療機関の対応状況などを把握するとともに、依存症対策における課題の抽出・検討を行いました。

◆ヒアリング調査の実施

民間支援団体等や小学生・中学生・高校生・大学生を対象として、ヒアリング調査を実施し、民間支援団体等のニーズ、本市の社会資源の状況等の把握・整理を行いました。

◆パブリックコメントの実施

「第2期横浜市依存症対策地域支援計画素案」について、パブリックコメントを実施しました。いただいた意見を検討し計画推進の参考とするとともに、意見に対する市の考え方をホームページにて公表しました。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度～令和12年度の5年間とします。

図表 1-3:本計画の計画期間

	計画期間				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期 横浜市 依存症対策地域支援計画					



【コラム】 本計画の計画期間について

国の依存症対策関連計画の計画期間を見ると、アルコール健康障害対策推進基本計画は5年間、ギャンブル等依存症対策推進基本計画は3年間とされています。

これらを踏まえつつ、本計画は、関係者と支援の方向性を中長期的に共有していくものを目指していることから、計画期間を5年間と設定しました。

また、計画期間中は毎年度、計画の進捗状況などの点検や評価を行い、その結果を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業の見直しや改善、新規事業の追加などを実施していきます。

5 計画で取り扱う依存対象

本計画は、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症やゲーム行動症のほか、その他の依存症を含む依存症全般を視野に入れた内容として策定しています。

図表 1-4:本計画の対象とする依存症

依存症の種類	定義
アルコール依存症	● 飲酒を続け、耐性・精神依存・身体依存が形成され、飲酒のコントロールができなくなる状態 ● また、過度の飲酒による健康障害も大きな問題であり、肝臓や膵臓、脳・神経などの様々な臓器に悪影響を及ぼす
薬物依存症	● 覚醒剤・シンナー・大麻などの依存性のある薬物に対する精神依存、身体依存が形成され、現実には色々と不都合が生じているにもかかわらず薬物を使い続けてしまう状態 ● 近年、市販の鎮痛薬や咳止め薬、病院で処方される睡眠薬や精神安定剤などへの依存も問題になっている
ギャンブル等依存症	● ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態 ● 近年、公営競技のオンライン投票やオンラインカジノサイトへのアクセス数増加など、ギャンブル等のオンライン化が進行している
ゲーム行動症 ⁷	● 健康を維持するための食事や休養・睡眠、適度な運動、学業や交友といった日常の活動よりもゲームが優先され、心身の健康や社会生活に問題が生じている状態 ● WHOの疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂版)(ICD-11)では、「ゲームする時間をコントロールできない、他の生活上の関心事や日常の活動よりゲームを優先するといった症状が1年以上続く(症状が重い場合は1年以内でも該当)」とされる

出典:厚生労働省資料・本市ホームページより作成

⁷ WHO の疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂版)(ICD-11)の表記を使用。

【コラム】 その他の依存症について

依存症は、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症、ゲーム行動症にとどまらず、その種類は多様です。すべての種類の依存症を網羅することは難しいですが、例えば、「特定の行動に対する依存症」には、買い物、インターネット利用、性行為、窃盗などへの依存が挙げられます。

いずれも、依存することによって日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、自らコントロールできない状態に陥っている点が共通しています。

本市では後述するところの健康相談センター等において相談支援を実施していますが、これまでに見られなかったような依存対象に関する相談や、依存症の定義に当てはまらない周辺課題についての相談も増えており、依存症の問題の多様化が進んでいると言えます。

【コラム】 オンラインギャンブルの拡大と「ギャンブル等依存症対策基本法」の改正

図表2-21 に掲載した日本中央競馬会(JRA)のデータからも分かるように、公営競技における電話やインターネットを利用した投票が拡大しています。また、オンラインカジノについても近年アクセス数の増加が指摘されており、急速に社会問題となっています。

手元に現金がなくても参加できるオンラインギャンブルは、賭け金や借金の額が従来よりも大きくなりやすい傾向があります。さらに、オンラインカジノの利用は賭博罪に問われる可能性がある違法な行為です。

スマートフォンアプリなどでの課金に慣れている若者の中には、オンラインカジノを含むオンラインギャンブルでお金を賭けることへの心理的ハードルが低い人も多いと考えられており、ギャンブル等依存症の人の増加が懸念されます。また、依存症の問題が家族や周囲から気付かれにくくなる可能性があります。

こうした問題を受けて、違法なオンラインカジノの規制を強化する改正「ギャンブル等依存症対策基本法」が、2025年7月に公布されました。改正法では、オンラインカジノサイトの開設・運営や SNS などを通じてカジノサイトへ誘導する行為が禁止されました。また、国及び地方公共団体には、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場での教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じオンラインカジノの違法性について周知徹底することが定められました。

【コラム】オンラインギャンブルに熱中していくプロセスについて

インターネットの普及により、ギャンブルはこれまで以上に私たちの身近な存在となりました。オンラインギャンブルは、そのハードルの低さや依存性の高さ、課金額の大きさなどが問題視されています。

まず、スマートフォンやパソコンから 24 時間いつでもどこでも参加できるため、時間や場所に縛られることがありません。特にコロナ禍においては外出自粛や娯楽施設の営業制限が続いたことにより自宅で過ごす時間が増え、オンラインでギャンブルを始める人が増えました。

また、友人・知人の勧めや広告、SNS などを通じて興味を持ち、初回登録や入金の手続きが非常に簡単であることから、「試しに少しだけ」と始めるケースも多く見られます。最初は少額の賭けで遊び感覚でも、偶然の勝利や高額の配当を経験すると強い高揚感を味わい、更なる興奮や期待感を求めて「もう一度」と繰り返すようになります。負けが続くと「取り戻したい」という気持ちが強まり、次第に賭け金が増え、気付けば依存状態に陥ってしまうことも少なくありません。近年では高画質なストリーミングや拡張現実(AR)技術が取り入れられ、臨場感のある体験ができるようになったことも、オンラインギャンブルに熱中してしまう要因の一つと考えられます。

近年では、公営競技のインターネット投票に加え、「オンラインカジノ」に熱中する人が増加傾向にあります。実際に、本市が令和7年度に実施した市内医療機関向けアンケートにおいても、オンラインギャンブルへの依存が疑われる患者が、特に精神科・心療内科の受診者において近年増加傾向にあるという結果となりました。また、本市が家族会や回復支援施設を対象として実施したヒアリング調査においても、オンラインギャンブルへの依存に関する相談が増加しているとのことのご意見が複数聞かれました。

日本国内において、海外のオンラインカジノサイトを利用して金銭を賭けることは、刑法上の賭博罪に問われる可能性のある違法な行為です。しかし、サイト運営者である海外の事業者の多くが、アクセス制限措置が十分に講じられていない日本を主要なターゲットとしており、日本語に対応したサイトや広告を積極的に展開しています。その結果、違法性を認識しないまま利用してしまうケースも見受けられます。

上記の行為を「やめたくてもやめられない」「コントロールができない」という状態になっている場合は、依存症の支援が必要であり、早期に相談・治療することが重要です。本市では、依存症に関する相談窓口や支援体制を整備しています。

第2章 本市における依存症に関連する状況と課題

1 本市の依存症に関する状況

(1) 各依存症に関連する状況

ア アルコール依存症に関連する状況

(ア) アルコール使用障害が疑われる人の割合

令和4年度に実施された研究結果に基づく推計によると、アルコール使用障害が疑われる人の割合は全体で 5.57%、男女別に見ると男性は 9.17%、女性は 1.97%となっています。

この結果に基づいて、本市におけるアルコール使用障害が疑われる人の人数を推計すると、全体は約 150,000 人、男性は約 125,000 人、女性は約 26,000 人となります。

図表 2-1: アルコール使用障害が疑われる人の割合(推計値)

	アルコール使用障害が疑われる人の割合	本市におけるアルコール使用障害が疑われる人の推計人数
全体	5.57%	約 150,000 人
男性	9.17%	約 125,000 人
女性	1.97%	約 26,000 人

出典: 令和4年度依存症に関する調査研究事業「飲酒実態やアルコール依存に関する意識調査」報告書(松下幸生、遠山朋海、古賀佳樹、新田千枝、柴崎萌未、伊東寛哲、木村充)(2024 年)

注: 推計に当たっては、本市「年齢別人口(住民基本台帳による)」「(令和5年3月末日)より、20 歳以上 75 歳以下の人口を用いた

注: アルコール使用障害は、アメリカ精神医学会が定めた DSM-5に基づいて診断される精神疾患であり、本計画におけるアルコール依存症を含む概念である

注: 本計画においては、アルコール使用障害とアルコール依存症を同義で扱う

(イ) アルコール依存症患者⁸の医療機関受診状況

本市に在住するアルコール依存症患者の、令和5年における医療機関受診状況を見ると、男性が7,320人、女性が2,610人、合計で9,930人となっています。

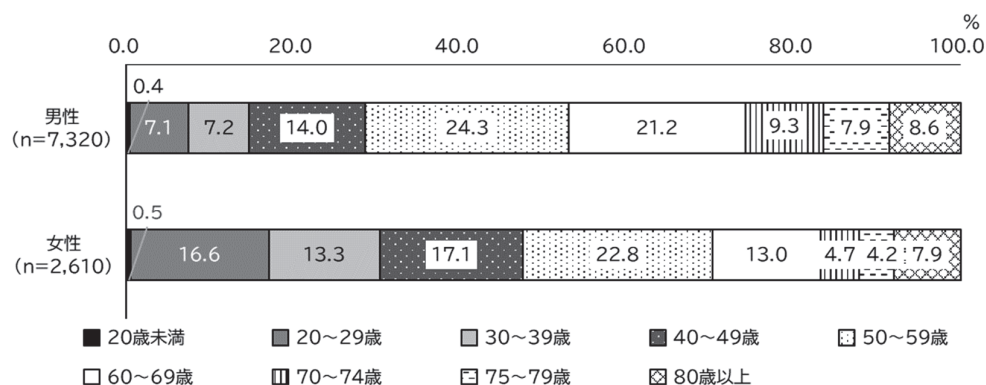
また、年齢別の割合を見ると、男女ともに「50～59 歳」が最も高くなっています。

図表 2-2: 医療機関を受診した市内在住の
アルコール依存症患者数(令和5年)

合計	9,930 人
男性	7,320 人
女性	2,610 人

出典: YoMDB⁹及び社会保険支払基金の医療レセプトデータより横浜市作成

図表 2-3: 医療機関を受診した市内在住の
アルコール依存症患者の年齢別割合(令和5年)



出典: YoMDB 及び社会保険支払基金の医療レセプトデータより横浜市作成

8 横浜市在住で保険診療(医療扶助を含む)により医療を受けた結果、アルコール依存に関連する病名、医療診療行為又は薬剤処方が記録された人を抽出。

9 正式名称を「Yokohama original Medical Data Base」と言い、本市が保有する医療・介護・保健データを、政策の立案・評価を目的として活用するためにデータベース化したもの。

【コラム】 依存症における男女の違いについて

依存症は、様々な点で男女において違いがあります。本計画に掲載した調査の結果を見ると、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症などの患者数は、男性に比べて女性の方が少ない傾向があります。

アルコールを例にすると、女性は、一般的に、男性と比較して体内の水分量が少なく、分解できるアルコール量も男性に比べて少ないことや、エストロゲン(女性ホルモンの一種)等の働きにより、アルコールの影響を受けやすいことが知られています。このため、女性は、男性に比べて少ない量かつ短い期間での飲酒でアルコール関連肝硬変になる場合があるなど、アルコールによる身体への影響が大きく現れる可能性もあります。

薬物依存では、女性は、男性と比べて違法薬物による依存症は少なく、最近では特に子どもや若者の世代で市販薬による過剰摂取や依存症が問題となっています。

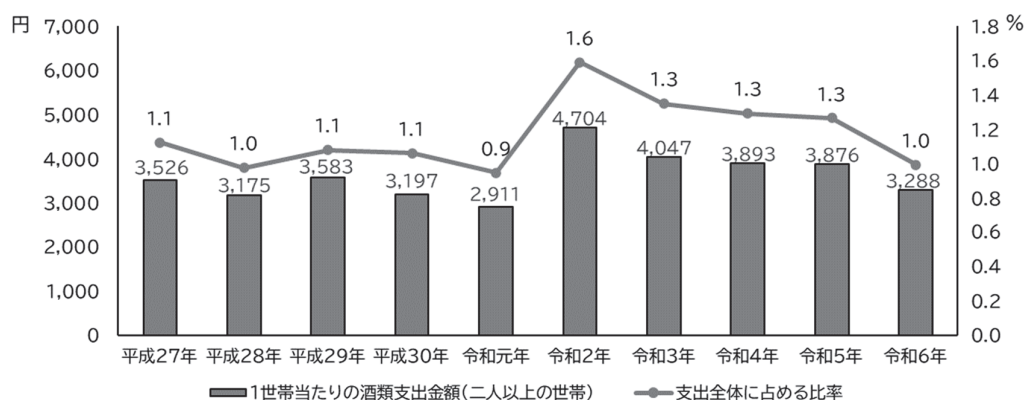
また、本市が民間支援団体等に対して実施したヒアリング調査によると、依存症となる背景や回復プロセスも、男性と女性とで異なる場合があることが指摘されていました。例えば、女性の場合は、幼少期の虐待やネグレクト等の逆境体験に対する自己治療として依存症となっていることが多いことや、そもそも「自分は生きていてはいけない存在」だと思うほど自尊心が乏しく人の面倒を見ることでようやく自分の存在価値を見出す傾向あることなどが指摘されていました。さらに、回復のプロセスにおいても、女性に適したプログラムの工夫が必要になることなどの意見も聞かれました。

このことから、依存症の普及啓発や支援においても、こういった男女の違いを意識する必要があります。

(ウ) 飲酒を取り巻く状況

本市の1世帯当たりの、1か月の家庭内での酒類消費金額(年平均額)の推移を見ると、平成 27 年以降、3,000～3,500 円程度で推移していましたが、令和2年は 4,704 円と急増し、消費支出全体に占める酒類支出の割合も 1.6%まで高まりました¹⁰。令和3年以降は金額、割合ともに緩やかに減少し、令和6年時点では、酒類消費金額(年平均額)は 3,288 円、消費支出全体に占める酒類支出の割合は 1.0%となっています。

図表 2-4:1世帯当たりの、1か月の家庭内での酒類消費金額の推移
(2人以上の世帯、横浜市)



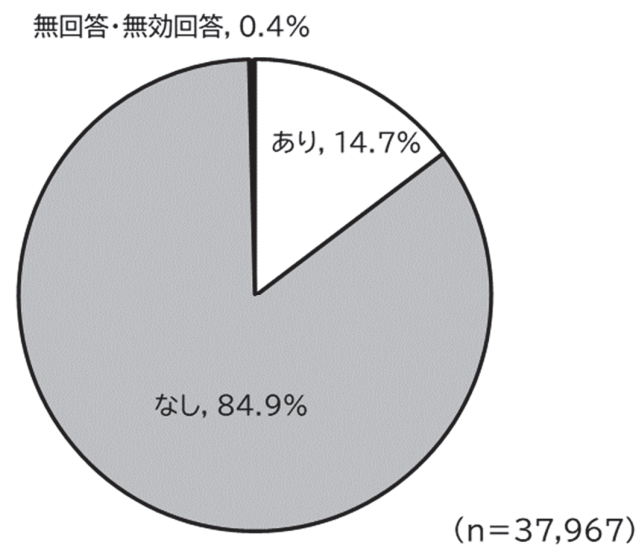
出典:総務省「家計調査」

注:家庭内で消費された酒類に限られており、飲食店等での酒類消費は含まれていない

¹⁰ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、外食時の酒類消費が減少し、相対的に家庭内での酒類消費が増加したことが背景にあると推察される。

また、令和6年度に全国の中中学生に対して実施された調査によると、14.7%が、生涯飲酒経験について「あり」と回答しています。

図表 2-5:中学生の生涯飲酒経験の割合



出典：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査」(令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)(分担研究者：島根卓也、調査協力者：水野聡美、猪浦智史、邱冬梅、北垣邦彦、小出彰宏、富永孝治、竹原健二)(令和7年)

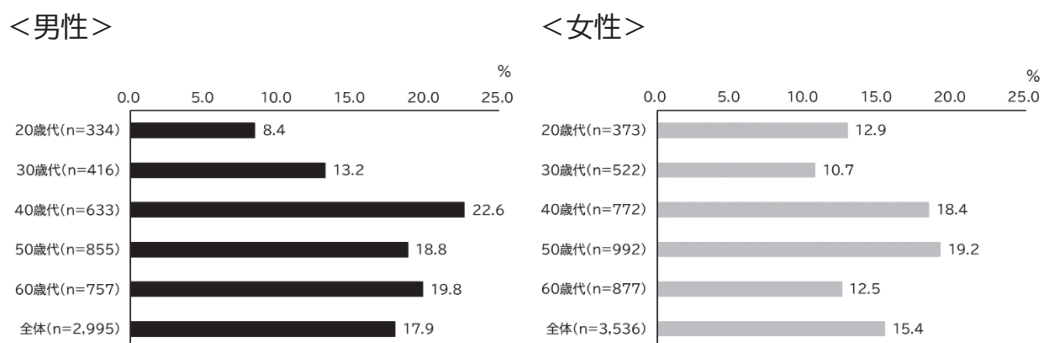
(I) 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒に関する状況

厚生労働省「健康日本 21(第三次)」では、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を判断する指標として、男性の場合1日当たり 40g¹¹以上、女性の場合1日当たり 20g¹²以上の純アルコール量を摂取した者という基準が使用されています。

本市が実施した「令和5年度 健康に関する市民意識調査」の結果を見ると、回答者のうち男性は17.9%、女性は15.4%が「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」に該当していました。また、「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」の割合を年齢別に見ると、男性は40歳代が、女性は50歳代が最も高くなっています。

なお、国の「国民健康・栄養調査」によれば、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合は、令和5年は男性14.1%、女性9.5%となっており、本市の水準は全国よりやや高くなっています。また、令和元年から令和5年にかけて、生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている女性の割合が、0.4%ポイント上昇しています¹³。

図表 2-6:生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合(横浜市)



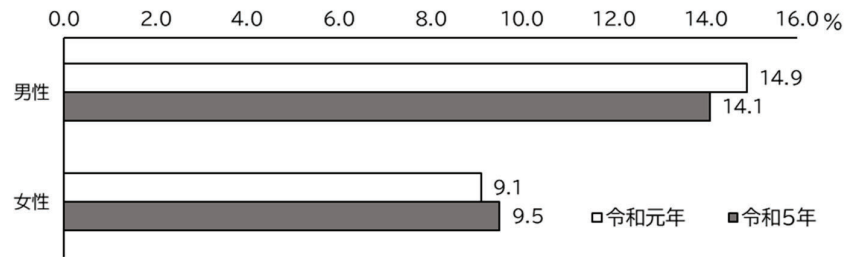
出典:横浜市「令和5年度 健康に関する市民意識調査」(令和6年)

11 ビールロング缶2本(1リットル)に含まれるアルコール量に相当する。

12 ビールロング缶1本(500 ミリリットル)に含まれるアルコール量に相当する。

13 令和元年調査と令和5年調査で、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を算出する設問の選択肢の文言に変更が発生している点に留意が必要。

図表 2-7:生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合(全国)



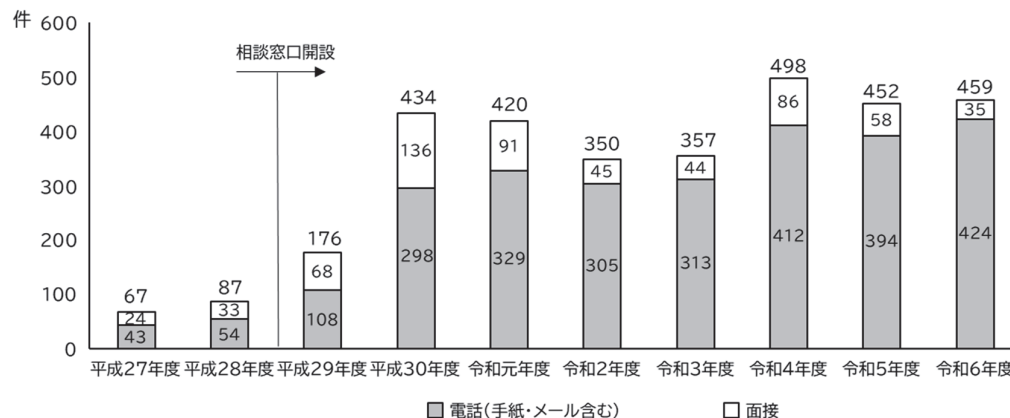
出典:厚生労働省「令和元年 国民健康・栄養調査」(令和2年)

厚生労働省「令和5年 国民健康・栄養調査」(令和7年)

(オ) アルコールに関する相談状況

本市におけるアルコールに関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、平成 29 年5月より依存症相談窓口(依存症専門相談)を開設し、平成 30 年度から令和元年度は年間のべ 400 件超のアルコールに関する相談を受け付けています。令和2年度から令和3年度は相談のべ件数が 350 件程度に減少しましたが、令和4年度以降は 450 件から 500 件程度で推移しています。

図表 2-8:こころの健康相談センターにおけるアルコールに関する相談のべ件数



出典:本市資料

イ 薬物依存症に関連する状況

(ア) 生涯で一度でも薬物を使用した人の割合

令和5年度に実施された国立精神・神経医療研究センターの「薬物使用に関する全国住民調査」の結果によると、生涯で一度でも薬物(有機溶剤、大麻、覚醒剤、MDMA、コカイン、ヘロイン、危険ドラッグ、LSDのうちいずれかの薬物)の使用を経験した人の割合は、全体で 3.4%、男女別に見ると男性 4.0%、女性 2.8% となっています。

この結果に基づいて、本市における生涯で一度でも薬物を使用した人を推計すると、全体は約 81,000 人、男性は約 49,000 人、女性は約 33,000 人となります。

図表 2-9: 薬物使用者の割合(推計値)

	生涯で一度でも薬物を使用した人の割合	本市における生涯で一度でも薬物を使用した人の推計数
全体	3.4%	約 81,000 人
男性	4.0%	約 49,000 人
女性	2.8%	約 33,000 人

出典: 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター「薬物使用に関する全国住民調査(2023 年)」(令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)(分担研究者: 嶋根卓也、研究協力者: 水野聡美、猪浦智史、邱冬梅)(令和6年)

注: 推計に当たっては、「住民基本台帳・年齢階級別人口」(令和5年9月 30 日)より、本市 15 歳以上 65 歳未満の人口を用いた

(イ) 薬物依存症患者¹⁴の医療機関受診状況

本市に在住する薬物依存症患者の、令和5年における医療機関受診状況を見ると、男性が770人、女性が508人、合計で1,278人となっています。

また、年齢別の割合を見ると、男性は「50～59歳」が、女性は「40～49歳」の割合が高くなっています。

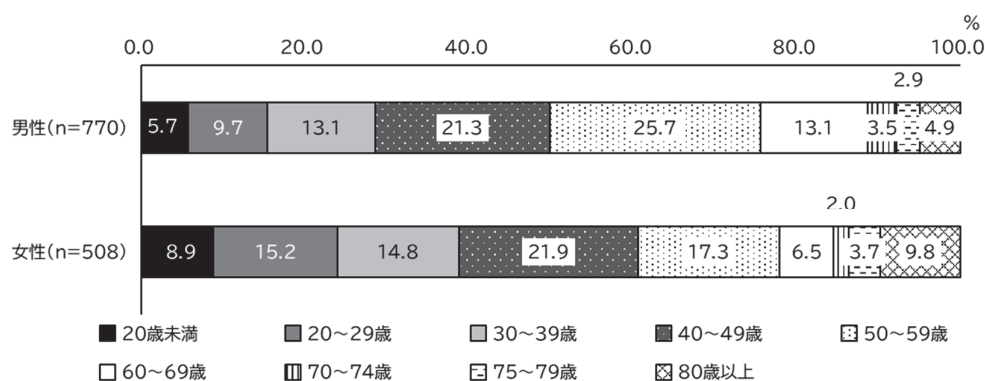
図表 2-10：医療機関を受診した市内在住の薬物依存症患者数(令和5年)

合計	1,278 人
男性	770 人
女性	508 人

出典：YoMDB 及び社会保険支払基金の医療レセプトデータより横浜市作成

注：なお、情報秘匿の観点から、社会保険支払基金の一部データが取得できないため、男性については実際の人数とは最大10人程度の差が存在する

図表 2-11：医療機関を受診した市内在住の薬物依存症患者の年齢別割合(令和5年)



出典：YoMDB 及び社会保険支払基金の医療レセプトデータより横浜市作成

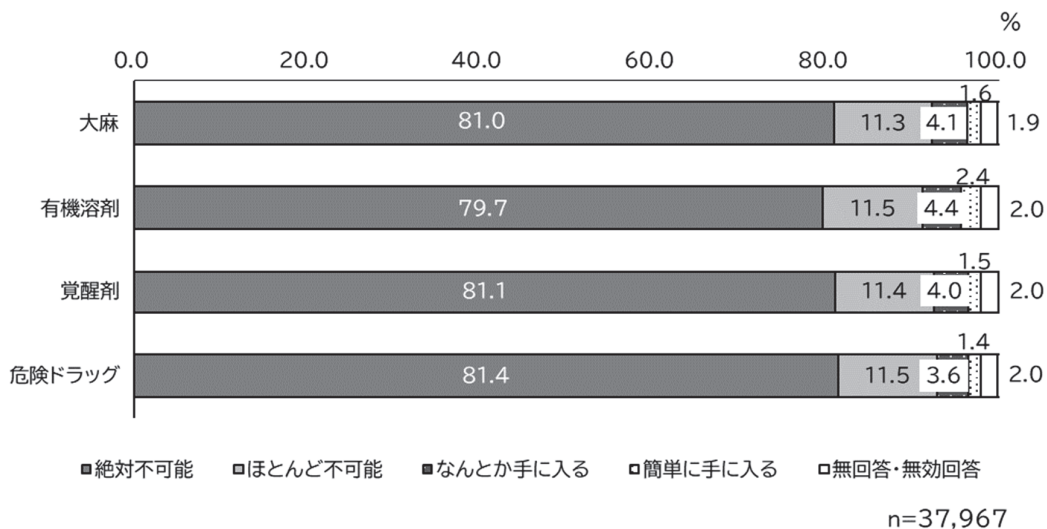
注：なお、情報秘匿の観点から、社会保険支払基金の一部データが取得できないため、特に男性についてのみ、n値は実際の人数とは最大10人程度の差が存在し、年齢別割合の分布も若干のずれが存在する

14 横浜市在住で保険診療(医療扶助を含む)により医療を受けた結果、薬物依存に関連する病名又は医療診療行為が記録された人を抽出。

(ウ) 薬物を取り巻く状況

令和6年度に全国の中中学生に対して実施した調査によると、大麻や覚醒剤などの薬物を手に入れようとした場合、約5.0%～7.0%が手に入る(「なんとか手に入る」「簡単に手に入る」の合計)と回答しています。

図表 2-12:中学生の薬物の入手可能性に対する考え方の割合

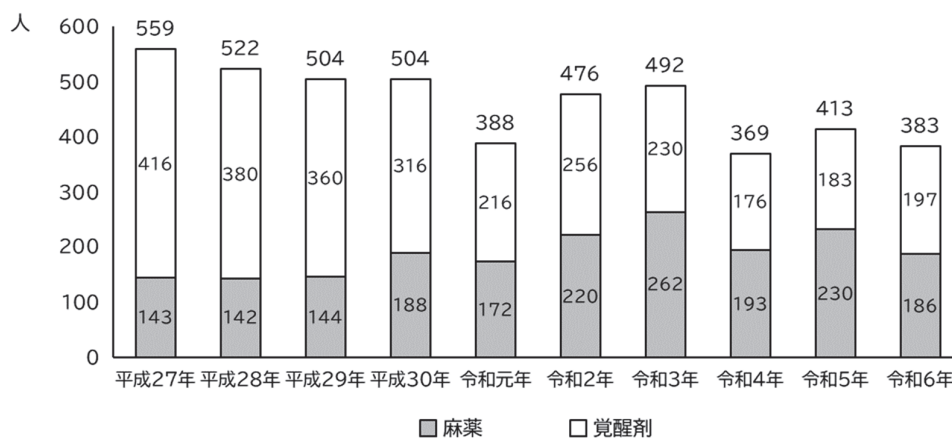


出典:国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター「飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査」(令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)(分担研究者:島根卓也、研究協力者:水野聡美、猪浦智史、邱冬梅、北垣邦彦、小出彰宏、富永孝治、竹原健二)(令和7年)

(I) 薬物乱用の状況

本市における麻薬・覚醒剤使用による検挙者数を見ると、平成 27 年以降減少傾向にあり、令和6年は 383 人となっています。

図表 2-13:麻薬・覚醒剤使用による検挙者数



出典:横浜市「横浜市統計書」

「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」によると、乱用の対象となっている薬物の種類・内容は、覚醒剤が 54.7%と最も多くなっています。また、睡眠薬・抗不安薬などの処方薬や市販薬についても、一定の割合で乱用の対象となっています。

図表 2-14:各種薬物の生涯使用経験(複数選択)(n=2,702)

生涯使用経験のある薬物	度数	割合
覚せい剤	1,477	54.7%
揮発性溶剤	669	24.8%
大麻	739	27.4%
コカイン	223	8.3%
ヘロイン	52	1.9%
MDMA	249	9.2%
MDMA 以外の幻覚剤	223	8.3%
危険ドラッグ類	280	10.4%
睡眠薬・抗不安薬	898	33.2%
鎮痛薬(処方非オピオイド系)	95	3.5%
鎮痛薬(処方オピオイド系:弱オピオイド含む)	60	2.2%
市販薬	631	23.4%
ADHD 治療薬	41	1.5%
その他	54	2.0%

出典:国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」(令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)分担研究報告書)(研究分担者:松本俊彦、研究協力者:宇佐美貴士、沖田恭治、西村晃萌、山本泰輔、谷渕由布子、大宮宗一郎)(令和7年)

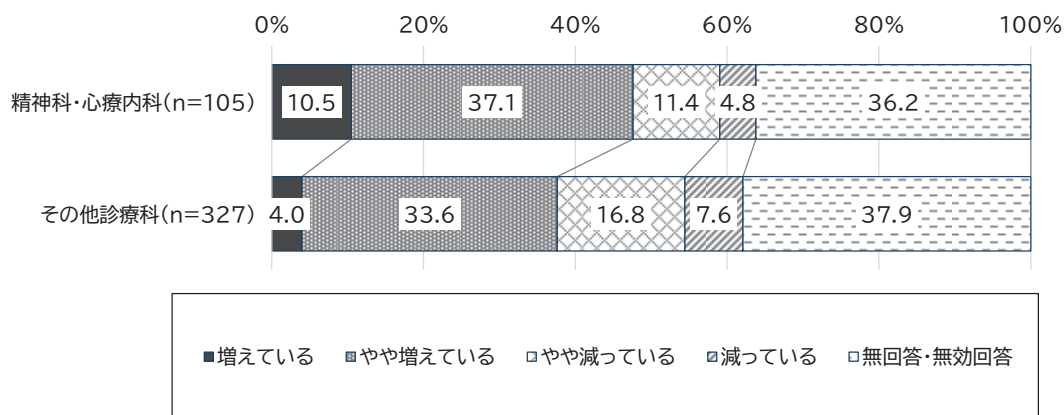
注:表中の値は、令和6年9月1日から 10 月 31 日までの2か月間に調査対象施設において、入院あるいは外来で診察を受けた「アルコール以外の精神作用物質使用による薬物関連精神疾患患者」による生涯使用経験である

注:処方薬・医薬品については、治療目的以外の不適切な使用(乱用)が対象

(オ) 市販薬や処方薬への依存が疑われる人の状況

直近2～3年における、市販薬や処方薬への依存が疑われる患者の受診状況について、増えている(「増えている」「やや増えている」の合計)と回答した割合は、精神科・心療内科では47.6%、その他診療科では37.6%となっています。

図表 2-15: 直近 2～3 年における、市販薬や処方薬への依存が疑われる患者の受診状況

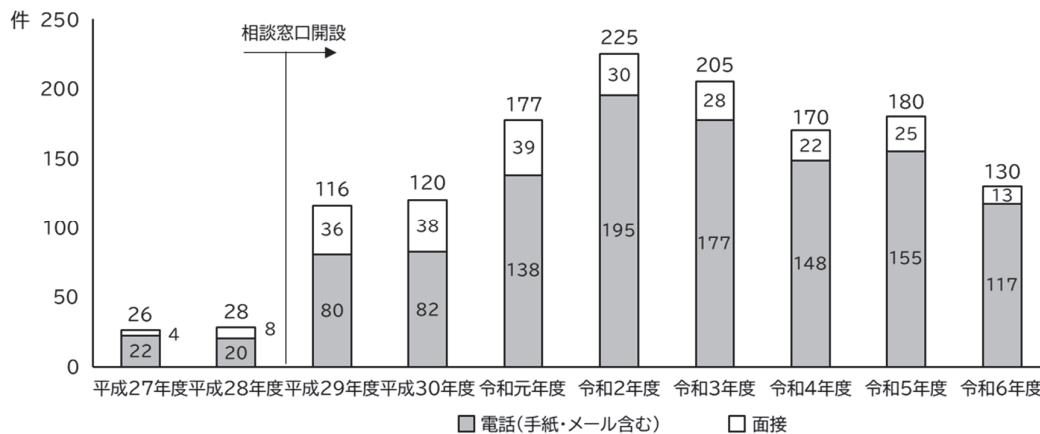


出典:横浜市「依存症の疑いのある方の受診状況等に関するアンケート調査」結果(令和7年)

(カ) 薬物に関する相談状況

本市における薬物に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、平成29年5月より依存症相談窓口(依存症専門相談)を開設し、平成29年度以降、年間のべ100件以上の薬物に関する相談を受け付けています。令和2年度をピークに、相談のべ件数は減少傾向にあります。

図表 2-16:こころの健康相談センターにおける薬物に関する相談のべ件数



出典:本市資料

【コラム】市販薬・処方薬の乱用について

図表2-14によると、生涯使用経験のある薬物として、市販薬や処方薬(睡眠薬・抗不安薬、鎮痛薬(処方非オピオイド系)、鎮痛薬(処方オピオイド系:弱オピオイド含む)及びADHD 治療薬)の乱用についても、それぞれ 23.4%、40.4%と、一定の割合を占めています。このため、依存症の対策としては、市販薬や処方薬の乱用も含めて考えることが必要です。

また、同調査では、「1年以内に使用あり」症例における市販薬(乱用)使用者のうち、10代と20代が66.7%を占めていることから、市販薬の乱用は、特に若い世代への対応が必要であると言えます。本市が令和7年度に実施した市内医療機関向けアンケートにおいても、市販薬や処方薬への依存が疑われる患者が近年増加傾向にあるという結果となりました。本市が回復支援施設を対象として実施したヒアリング調査においても、市販薬・処方薬の乱用に関する相談が増えている印象があるとの意見が聞かれました。

このような中、令和7年5月に公布された、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」により、医薬品の適正な提供のため、薬剤師等による遠隔での管理の下で、薬剤師等が常駐しない店舗における一般用医薬品の販売が可能となりました。他方、「濫用のおそれのある医薬品」の販売について、販売方法を見直し、若年者に対しては適正量に限って販売することとされました。

市販薬や処方薬の乱用は、薬物依存につながるおそれがあります。このため、10代のうちから薬物依存に関する正しい理解を得ることが必要となります。

ウ ギャンブル等依存症に関連する状況

(ア) ギャンブル等依存症が疑われる人の割合

令和5年度に実施された「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」の結果によると、過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人の割合の推計値は、全体は 1.7%、男女別に見ると男性は 2.8%、女性は 0.5%となっています。

この結果に基づいて、本市における過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる人の数を推計すると、全体は約 46,000 人、男性は 38,000 人、女性は約 7,000 人となります。

なお、本調査において、ギャンブル等依存症が疑われる人が最もよくお金を使ったギャンブル等として、「パチンコ」との回答が最も多くなっています。

図表 2-17:ギャンブル等依存症が疑われる人の割合(推計値)

	過去 1 年以内にギャンブル等 依存症が疑われる人の割合	本市におけるギャンブル等 依存症が疑われる人の推計人数
全体	1.7%	約 46,000 人
男性	2.8%	約 38,000 人
女性	0.5%	約 7,000 人

出典: 令和5年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」(松下幸生、古賀佳樹、新田千枝、浦山悠子、柴山笑凜、遠山朋海、伊東寛哲、木村充)(2024 年)

注: 推計に当たっては、本市「年齢別人口(住民基本台帳による)」「(令和5年9月 30 日)より、18 歳以上 75 歳未満の人口を用いた

注: ここでの「ギャンブル等」とは、パチンコ・パチスロ、競馬、競輪、競艇、オートレース、宝くじ、スポーツ振興くじ、証券の信用取引、先物取引市場への投資、FX、海外のカジノが含まれている

(イ) ギャンブル等依存症・ゲーム行動症・インターネット障害患者¹⁵の医療機関受診状況

本市に在住するギャンブル等依存症・ゲーム行動症・インターネット障害患者の、令和5年における医療機関受診状況を見ると、男性で423人となっています。
また、年齢別割合を見ると、「30～39歳」が最も高くなっています。

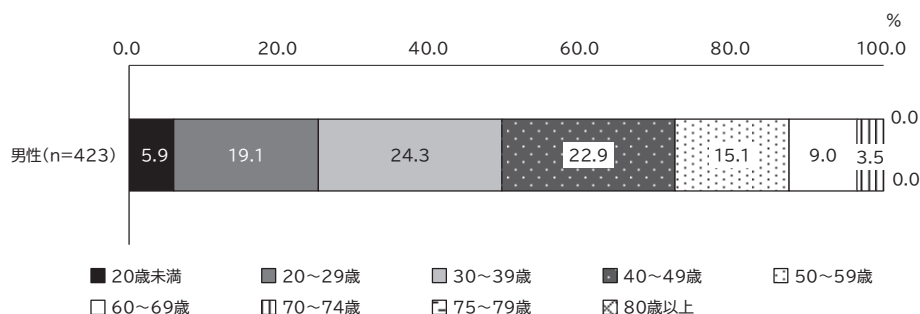
図表 2-18:医療機関を受診した市内在住のギャンブル等依存症・ゲーム行動症・インターネット障害患者数(令和5年)

男性	423人
女性	—

出典:YoMDB 及び社会保険支払基金の医療レセプトデータより横浜市作成

注:なお、情報秘匿の観点から、YoMDB 及び社会保険診療報酬支払基金の医療レセプトデータにおいて、対象者が少数の場合には、該当データを公表できないため、女性については「—」とした

図表 2-19:医療機関を受診した市内在住のギャンブル等依存症・ゲーム行動症・インターネット障害患者の年齢別割合(令和5年)



出典:YoMDB 及び社会保険支払基金の医療レセプトデータより横浜市作成

注:なお、基金データについては情報秘匿の観点から一部データが取得できないため、特に女性についてののみ年齢別割合を算出できない

15 横浜市在住で保険診療(医療扶助を含む)により医療を受けた結果、ギャンブル等依存・ゲーム行動症・インターネット障害に関連する病名又は医療診療行為が記録された人を抽出。

(ウ) ギャンブル等を取り巻く状況

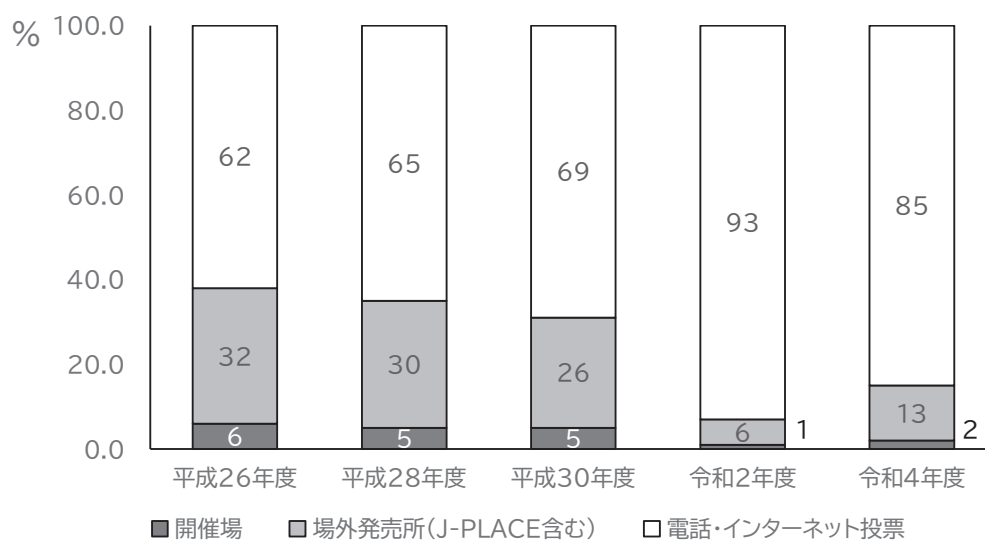
本市における公営競技場等の状況は以下のとおりです。

図表 2-20:本市における公営競技場等の状況(令和7年5月末現在)

種類	店舗数・施設数	出典
中央競馬	0場(※場外3場)	日本中央競馬会ウェブサイト
地方競馬	0場(※場外1場)	地方競馬全国協会ウェブサイト
競輪	0場(※場外1場)	公益財団法人 JKA ウェブサイト
競艇	0場(※場外1場)	日本モーターボート競走会ウェブサイト
オートレース	0場(※場外1場)	公益財団法人 JKA ウェブサイト

中央競馬の売得金額に対する馬券購入方法の割合を見ると、「電話・インターネット投票」の割合が増加傾向にあります。令和4年度では、全体の 85%が「電話・インターネット投票」となっています。

図表 2-21:中央競馬の売得金額に対する馬券購入方法の割合

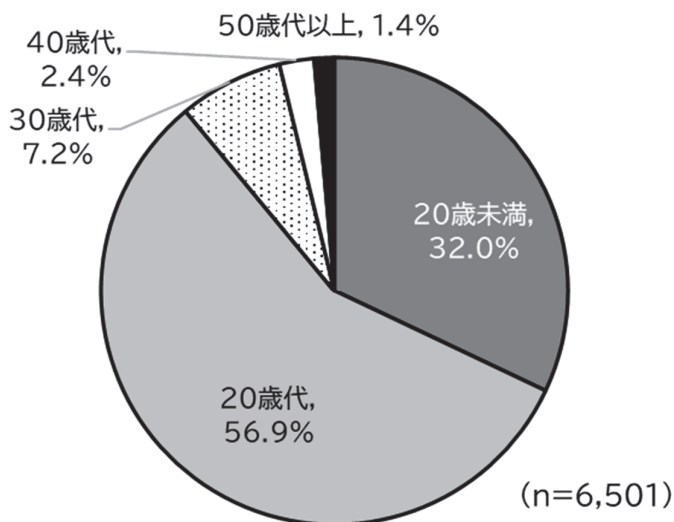


出典:日本中央競馬会「中央競馬のあらまし」から一部抜粋(令和5年)

(I) ギャンブル等の実施に関する状況

令和5年度に実施された一般住民を対象とした「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」の結果によると、ギャンブル等をしたことがあると回答した人が初めてギャンブル等をした年齢は、20歳未満が32.0%、20歳代が56.9%となっており、回答者の約9割が20歳代までにギャンブルを始めています。

図表 2-22: 初めてギャンブル等をした年齢



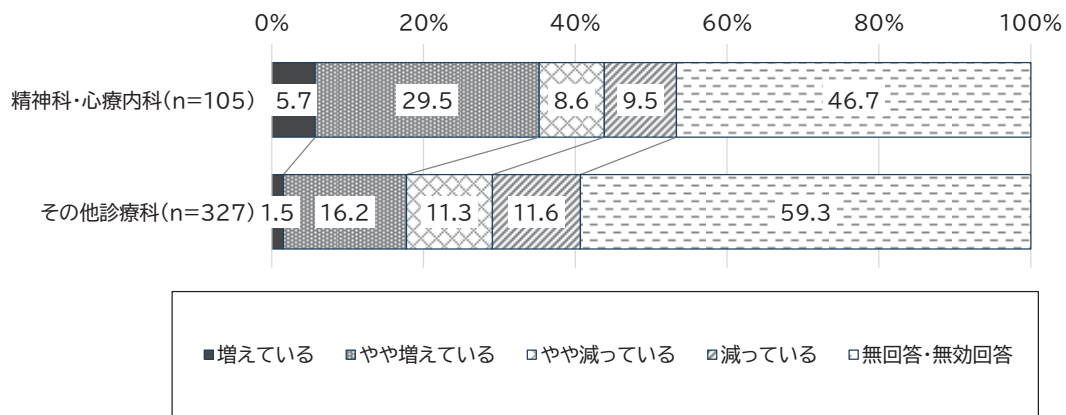
出典: 令和5年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」(松下幸生、古賀佳樹、新田千枝、浦山悠子、柴山笑凜、遠山朋海、伊東寛哲、木村充)(2024年)

注: ギャンブルを生涯において経験したことがあると回答した方を対象とした設問

(オ) オンラインギャンブルへの依存が疑われる人の状況

直近2～3年における、オンラインギャンブルへの依存が疑われる患者の受診状況について、増えている(「増えている」「やや増えている」の合計)と回答した割合は、精神科・心療内科では35.2%、その他診療科では17.7%となっています。

図表 2-23:直近 2～3 年における、オンラインギャンブルへの
依存が疑われる患者の受診状況

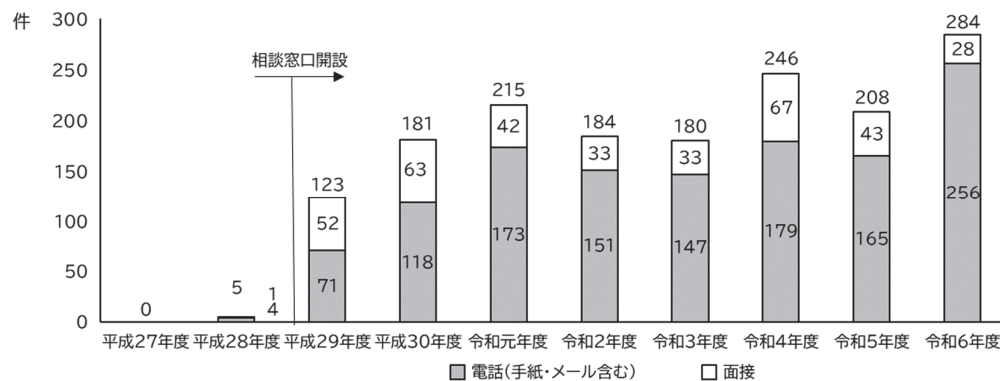


出典:横浜市「依存症の疑いのある方の受診状況等に関するアンケート調査」結果(令和7年)

(カ) ギャンブル等に関する相談状況

本市におけるギャンブル等に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、平成 29 年5月より依存症相談窓口(依存症専門相談)を開設し、平成 29 年度以降、相談件数は増加傾向にあります。令和6年度は 284 件の相談がありました。

図表 2-24:こころの健康相談センターにおけるギャンブル等に関する相談のべ件数



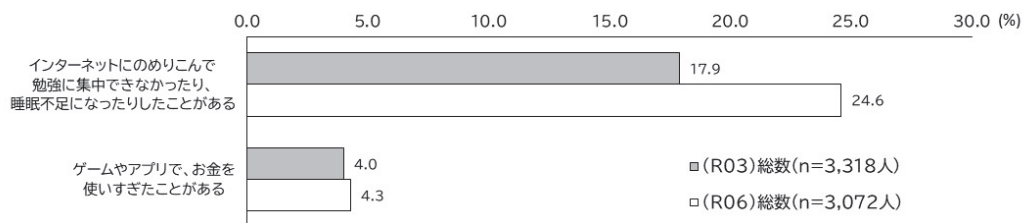
出典:本市資料

エ ゲーム行動症・その他の依存症に関連する状況

(ア) 青少年のインターネット上の経験

全国の青少年を対象とした調査によると、「インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかったり、睡眠不足になったりしたことがある」「ゲームやアプリで、お金を使いすぎたことがある」と回答した割合が増加しており、令和6年度ではそれぞれ 24.6%、4.3%となっています。

図表 2-25: インターネット上の経験



出典: 子ども家庭庁「令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」(令和7年)から一部抜粋

注: 本調査の青少年とは令和6年11月1日現在で、満10歳から満17歳の者を指す

【コラム】 ゲーム行動症について

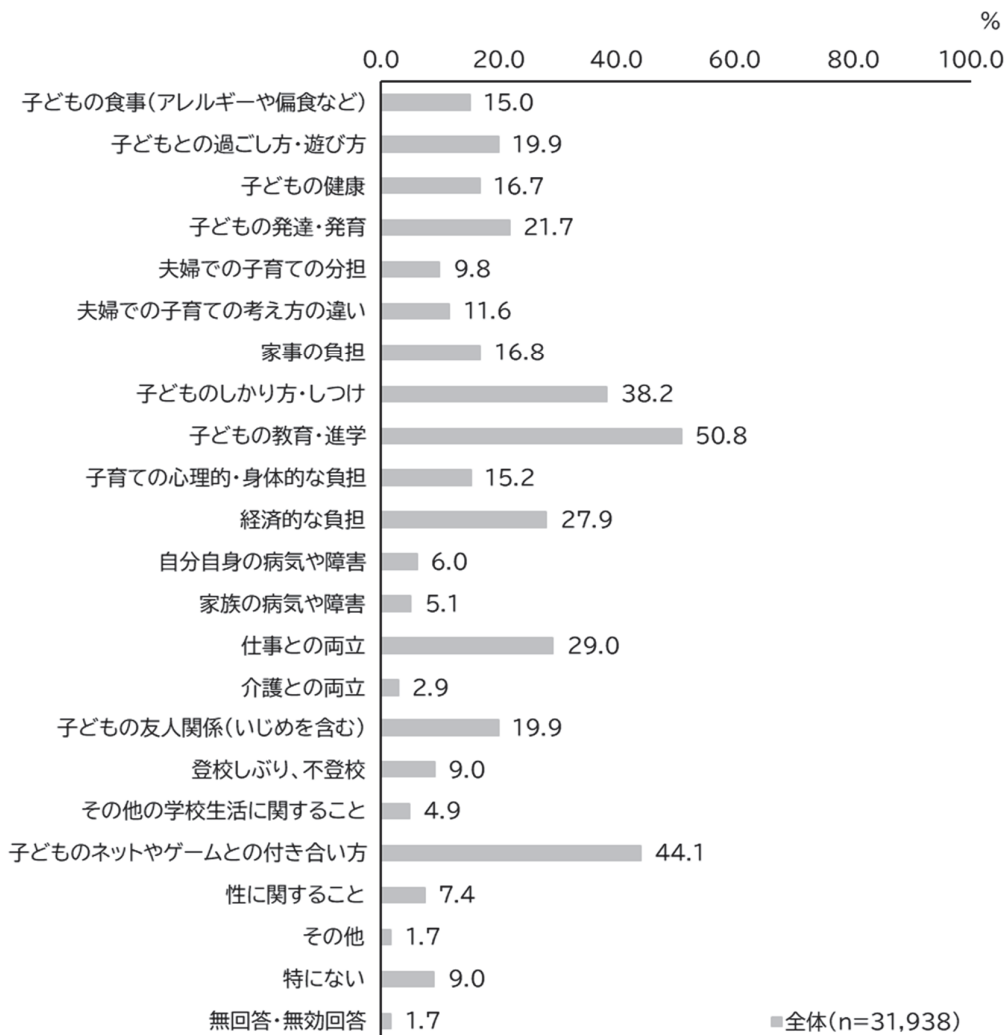
近年、スマートフォンやゲーム機を使用したデジタルゲームが普及していますが、ゲームには依存性があることがわかっています。依存まで至らなくても、長時間の使用により、日常生活に支障をきたしている場合も多くあります。このような事態を受け、WHOは疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂版)(ICD-11)にゲーム行動症を新たに加えました。

WHOによれば「ゲームする時間をコントロールできない」「他の生活上の関心事や日常の活動よりゲームを優先する」といった項目をすべて満たし、その状態が1年以上続く(症状が重い場合は1年以内でも該当)」場合に、ゲーム行動症と診断されます。

(イ) 小学生保護者の子育てをしていて感じている困りごと

本市における小学生の保護者を対象とした調査によると、子育てをしていて感じている困りごとについて、「子どものネットやゲームとの付き合い方」と回答した割合は44.1%となっています。

図表 2-26:子育てをしていて感じている困りごと

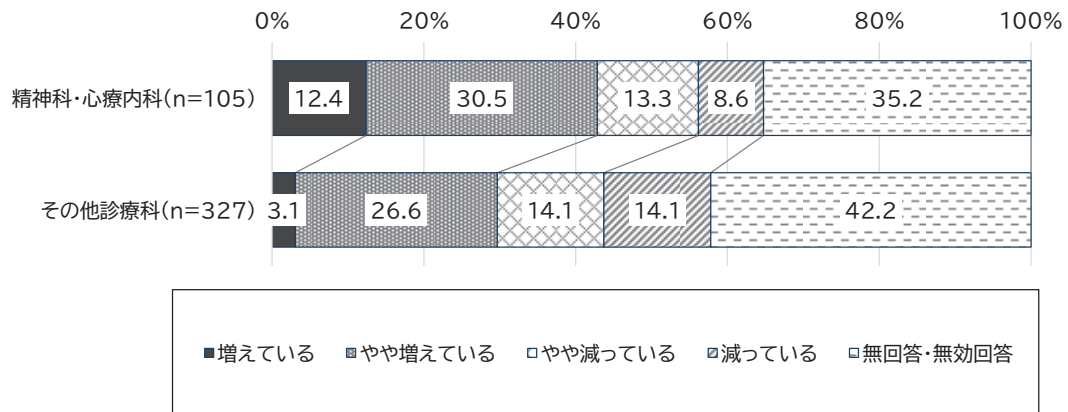


出典:横浜市「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査結果報告書(令和5年)」(令和6年)

(ウ) 依存症が疑われる若年層の状況

直近2～3年における、10代後半から20代の若年層で依存症が疑われる患者の受診状況について、増えている(「増えている」「やや増えている」の合計)と回答した割合は、精神科・心療内科では42.9%、その他診療科では29.7%となっています。

図表 2-27:直近 2～3 年における、10 代後半から 20 代の若年層で
依存症が疑われる患者の受診状況

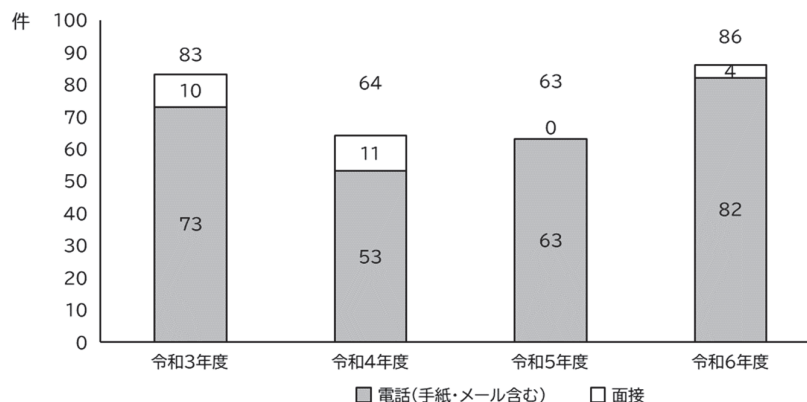


出典:横浜市「依存症の疑いのある方の受診状況等に関するアンケート調査」結果(令和7年)

(I) ゲーム行動症に関する相談状況

本市におけるゲーム行動症に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、相談件数は 60 件から 90 件程度で推移しています。令和6年度において年間のべ 86 件のゲーム行動症に関する相談を受け付けています。

図表 2-28:こころの健康相談センターにおけるゲーム行動症に関する相談のべ件数

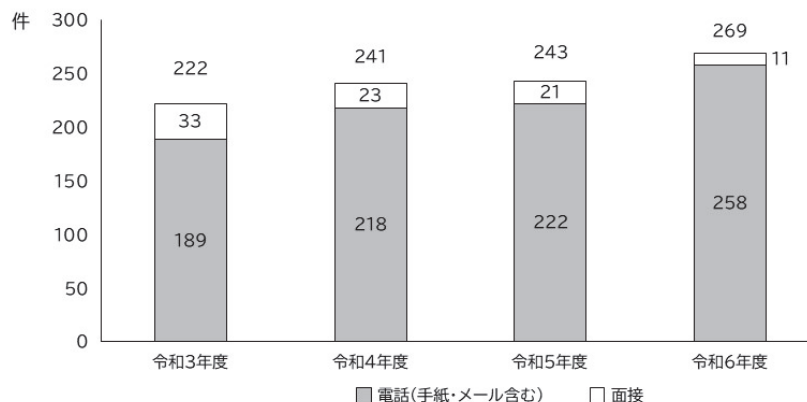


出典:本市資料

(オ) その他の依存症に関する相談状況

本市におけるその他の依存症に関する相談状況を見ると、こころの健康相談センターでは、相談件数は増加傾向にあり、令和6年度において年間のべ 269 件のその他の依存症に関する相談を受け付けています。

図表 2-29:こころの健康相談センターにおけるその他の依存症に関する相談のべ件数



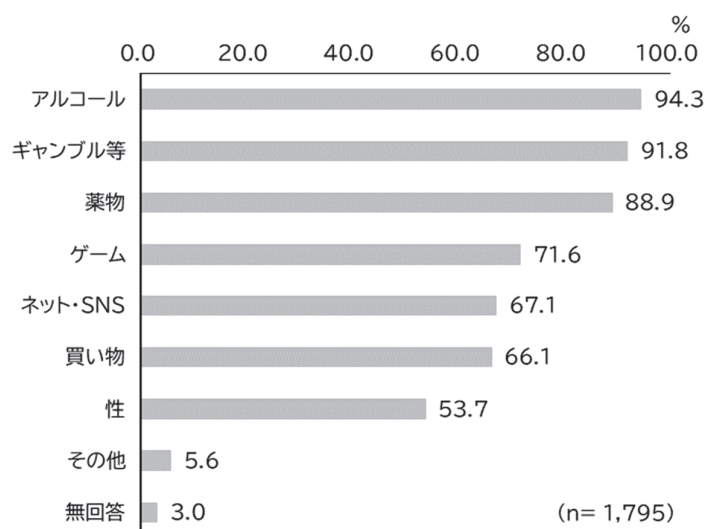
出典:本市資料

(2) 市民の認知度

本市が令和6年に実施した「依存症に関する市民意識調査」¹⁶の結果によれば、回答者の9割程度が、アルコール依存症・ギャンブル等依存症・薬物依存症について「知っている」と回答している一方、ゲームやネット・SNS、買い物依存は約7割、性依存は約5割にとどまっています。

また、「多くの人は、依存症の人のことを自業自得だと思う」の質問については「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した方が 51.6%、「多くの人は、依存症の人のことを意志が弱いと思う」の質問については 68.2%が「そう思う」又は「ややそう思う」と回答しています。

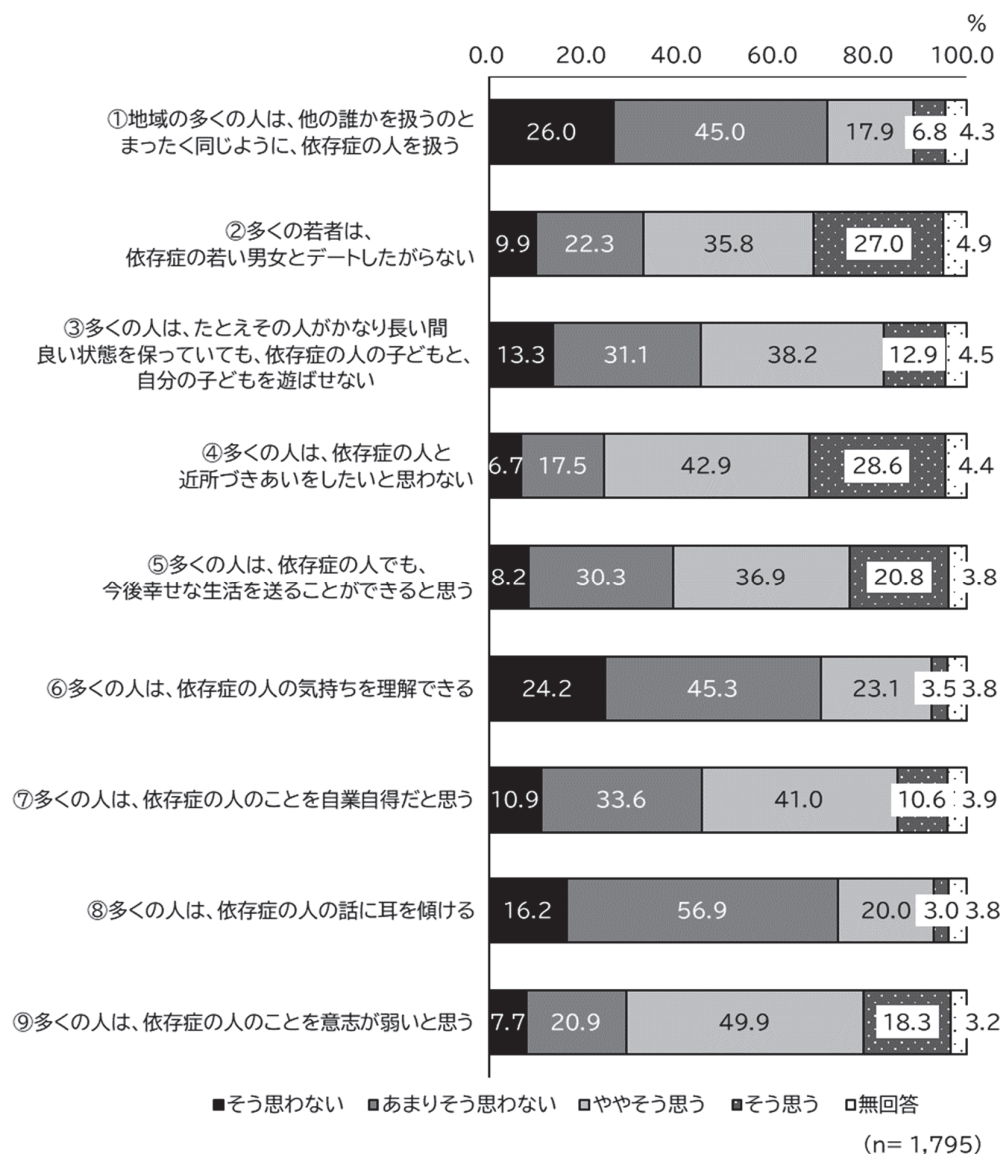
図表 2-30:知っている依存症



出典:横浜市「令和6年度依存症に関する市民意識調査結果報告書」(令和7年)

16 「依存症に関する市民意識調査」調査数:5,000人、回答:1,795人(回答率:35.9%)、期間:令和6年9月7日～10月6日、方法:市内在住の16歳以上の方(完全無作為)を対象にインターネット及び郵送による回答形式により実施。

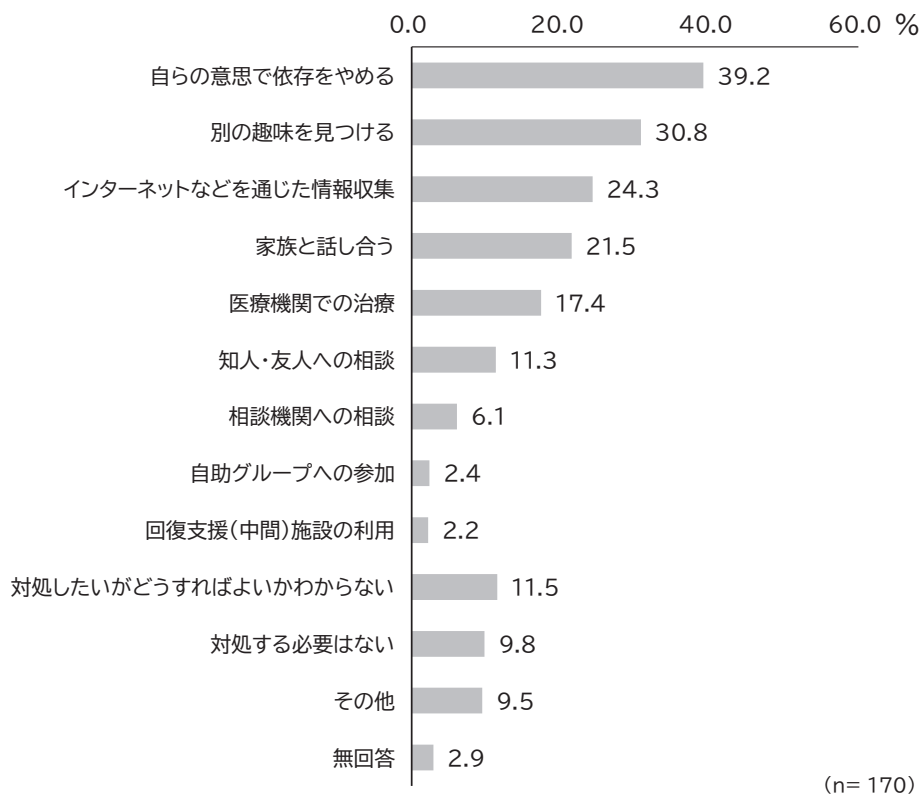
図表 2-31:依存症に対する認識



出典:横浜市「令和6年度依存症に関する市民意識調査結果報告書」(令和7年)

診断の有無は問わず依存症の問題で悩んでいたことがあると回答した方のうち、依存症の問題に「対処したいがどうすればよいかわからない」と回答した割合は、11.5%となっています。

図表 2-32: 依存症の問題に対処するためにあなたがしている(した)こと



出典:横浜市「令和6年度依存症に関する市民意識調査結果報告書」(令和7年)

2 本市及び関係機関、民間支援団体等における依存症対策の状況

(1) 本市実施体制

ア こころの健康相談センター(依存症相談拠点)

本市はこころの健康相談センターを、実施要綱に基づく依存症相談拠点として位置付けています。

同センターでは、依存症の本人や家族等が必要な支援につながる包括的な支援に向けて、依存症相談窓口を開設して個別相談を実施するほか、回復プログラムや家族教室、依存症に関する普及啓発や研修等の事業を展開しています。また、依存症に関する支援者の育成や身近な支援者を含む関係機関同士の協働・連携の促進に向けた取組を実施しています。

イ 区役所 精神保健福祉相談による取組

各区役所の高齢・障害支援課の精神保健福祉相談では、精神面の不調や疾患のある方へ支援を行っています。また、支援対象は、依存症の本人や家族等といった個別支援だけでなく、本人や家族等への集団援助、地域のネットワークの構築といった地域支援等があります。個別支援については、即応が求められる危機介入、地域生活を支えるサービス利用に関する支援、就労を目指す人への支援等の様々な業務を行っています。

さらに、依存症に起因すると考えられる福祉課題への支援を行う関係課とも連携して、複合的な問題に対応しています。

(2) 身近な支援者

本市においては、依存症の本人や依存症が疑われる人、又はその家族等にとって身近な支援者となる様々な機関・団体が活動をしています。図表2-29 では身近な支援者の分類ごとに依存症に対する関わりをまとめています。

図表 2-33:本市における身近な支援者の分類と依存症に対する関わり

分類	具体的な機関・団体	依存症に対する関わり
身近な支援者としての行政	区役所(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課など)、児童相談所など	● 貧困や虐待、DV、多重債務、健康問題等に関する行政の相談窓口として、初期の相談や専門的な相談等幅広く対応しています。 ● 相談内容の背景に依存症の問題があった場合には、専門的な支援者へのつなぎを行っています。
福祉	精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、発達障害者支援センターなど 指定特定相談支援事業所、障害福祉サービス事業所など 居宅介護支援などの介護事業所 生活困窮者支援を行う事業所 保育所など	● 要介護者や障害者、生活困窮者、こどもなどが地域生活を送る上で必要なケアやサポート、福祉サービス、相談支援等を提供しています。 ● サービスを提供する中で、支援対象者等が依存症の問題を抱えている場合には、専門的な支援者に関する情報提供などを行っています。
医療(一般医療機関)	依存症の治療を標榜していない医療機関(内科、婦人科、精神科、 歯科 など)	● 患者に依存症の問題が疑われる場合に、専門的な支援者に関する情報の提供やつなぎを行います。 ● また、疾病などを抱えながら依存症の回復に臨む患者に対し、専門的な医療機関や他の支援者と連携しながら各診療科の専門性を踏まえた医療を提供しています。
法律	法テラスや法律事務所、司法書士事務所、保護観察所、更生保護施設など	● 法律相談等に対応する中で、依存症に起因する多重債務等の問題を抱える人へ、相談窓口の情報提供などを行っています。 ● また、保護観察所や更生保護施設は、薬物使用等で検挙された人が再び犯罪を繰り返すことのないよう、支援を行っています。
教育	小中学校や高等学校、専門学校、大学など	● 各学校・教育機関の教育活動の中で、依存症の予防と正しい理解の促進に向けた教育・指導などを行っています。 ● 様々な課題を抱えるこどもに対し、保護者や他の支援者と連携しながら指導や援助を行っています。

【コラム】 依存症の治療を専門としていない医療機関と依存症の関係について

アルコールや薬物を長期的に過剰摂取すると、精神的には、不眠やうつ、幻覚等の症状が現れることがあります。また、身体的には肝臓や腎臓に慢性的な疾患を引き起こしたり、嘔吐等を原因として酸により歯が溶ける症状が現れるなど、様々な影響を及ぼすことがあります。こうした症状から、内科や歯科など、依存症の治療を専門としていない医療機関であっても、依存症の疑いに気づくことができる場合があります。

これらの医療機関においても、依存症が疑われる人が来院した際に、適切な相談先や支援機関などの情報を患者へ提供し、必要な支援につなげる役割が期待されます。依存症への理解を深め、依存症を取り巻く関係機関同士が連携していくことは、地域全体で依存症を支えるために重要です。

(3) 医療機関

ア 専門医療機関

依存症の本人への支援においては、専門医療機関が大きな役割を果たしています。

専門医療機関とは、依存症に係る所定の研修を修了した医師等が配置され、依存症に特化した専門プログラムを行うなど、依存症に関する専門的な医療を提供できる医療機関のことです。

これらの専門医療機関の中には、アルコール・薬物・ギャンブル等以外にも幅広い依存症の治療に対応している医療機関もあり、依存症に合併する精神疾患への対応や障害福祉サービス等と連携した支援なども行われています。

図表 2-34:県内に立地する専門医療機関

医療機関名	所在地	診療対象の依存症		
		アルコール 健康障害	薬物	ギャンブル等
地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療 センター	横浜市港南区	◎	◎	◎
医療法人社団祐和会 大石クリニック	横浜市中区	○	○	○
医療法人誠心会 神奈川病院	横浜市旭区	○	-	-
学校法人北里研究所 北里大学病院	相模原市南区	◎	◎	◎
独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センター	横須賀市	○	-	○
医療法人財団青山会 みくるべ病院	秦野市	○	○	-

出典：神奈川県ホームページを一部改変

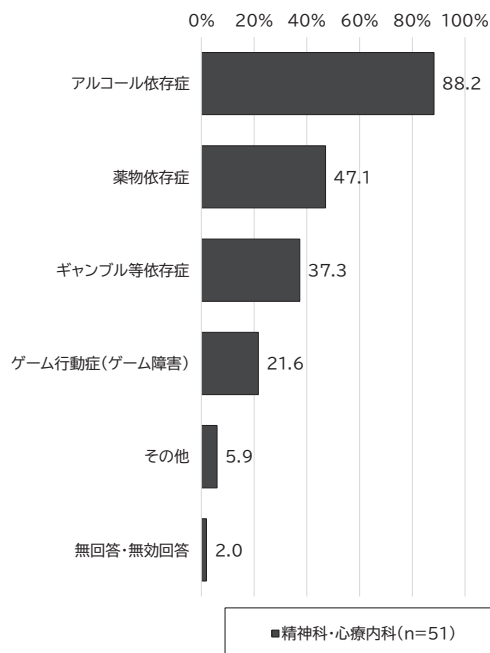
注：治療拠点機関は、「診療対象の依存症」の項目を「◎」で表示

イ 依存症の治療を行う医療機関

「医療情報ネット(ナビイ)¹⁷」によると、横浜市においてアルコール依存症に対応している医療機関は 73 件、薬物依存症に対応している医療機関は 52 件(令和7年8月時点)となっています¹⁸。市内の病院・診療所へのアンケート調査の結果からは、その他の依存症にも対応している医療機関があることがわかります。

外来での対応を行う医療機関では、「集団療法」¹⁹、「個別療法」²⁰、「家族向け集団教育」²¹、「コ・メディカルスタッフ²²相談」などのプログラムが一般的に提供されています。

図表 2-35: 依存症の治療を行っている医療機関において、対応している依存症の種類



出典:横浜市「依存症の疑いのある方の受診状況等に関するアンケート調査」結果(令和7年)

17 診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなど様々な情報から、全国の医療機関を検索することのできるシステム。

18 アルコール依存症に対応している医療機関数は、「神奈川県横浜市 アルコール依存症」というキーワードで検索し、抽出された結果。薬物依存症に対応している医療機関数は、「神奈川県横浜市 薬物依存症」というキーワードで検索し、抽出された結果。

19 治療者と複数の患者が一緒に治療を行う方法。

20 治療者と患者が1対1で治療を行う方法。

21 病院・診療所が企画実施する、依存症理解のために家族が参加する勉強会(家族教室)や、分かち合い。

22 医師以外の医療関係職種のこと。看護師や精神保健福祉士、理学療法士等のリハビリテーション専門職など。

ウ 身近な支援者としての医療機関(一般医療機関)

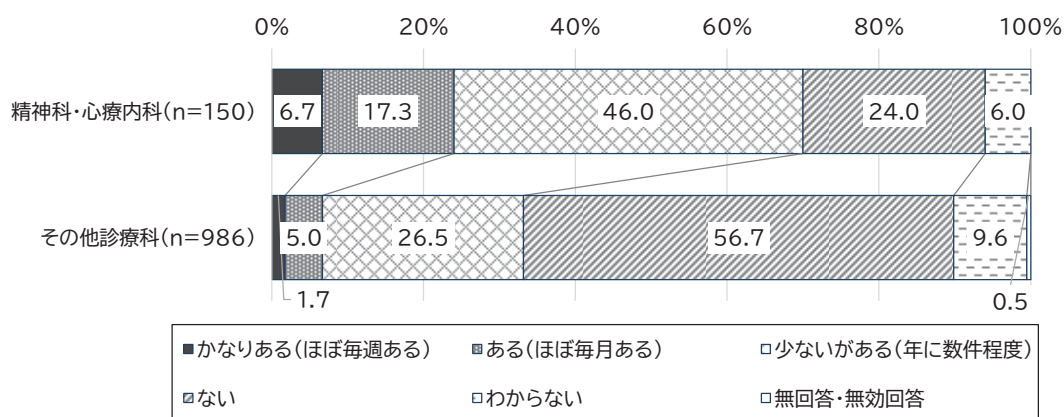
ア及びイに記載した専門医療機関や依存症の治療を行う医療機関以外にも、市内には多くの精神科や内科・外科などの身体科の医療機関が立地しており、本市が公開している「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」(令和7年4月1日現在)によれば、市内には病院が130か所、一般診療所が3,254か所あります。

このうち、依存症や物質への依存等により生じた健康障害の治療に深く関わると考えられる医療機関を見てみると、精神科を標榜している医療機関が400件(うち一般診療所339件)、内科を標榜している医療機関が2,190件(うち一般診療所2,069件)となっています。

これらの医療機関は、専門医療機関や依存症の治療を行う医療機関と比較して数が多く、日々の通院などにおいて依存症であることに自覚のない人とも接する機会が少なくないものと推察されます。そのため、依存症の早期発見と専門医療機関をはじめとする専門的な支援者へのつなぎに向けた、重要な役割を担っているものと考えられます。実際に、市内の病院・診療所へのアンケート調査の結果からは、依存症が疑われる方に対応する頻度が年に数件程度以上ある割合が一般診療科では約3割、精神科・心療内科では約7割に及んでいました。また、そのような方への対応においては、情報提供や支援者へのつなぎ、また専門的な医療機関との連携などが行われています。

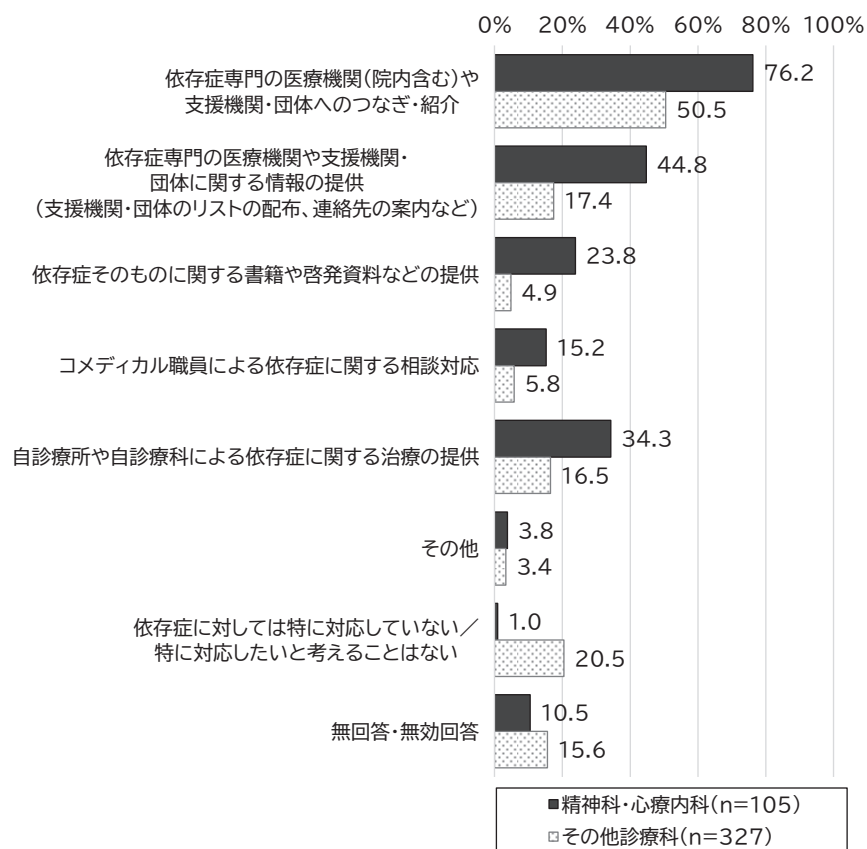
また、アルコールや薬物の多量摂取などで緊急搬送された患者に対応する救急外来のある医療機関についても、回復の過程において専門的な支援者へとつなぐ役割が期待されます。

図表 2-36: 何らかの依存症が疑われる患者が来院・入院された頻度



出典:横浜市「依存症の疑いのある方の受診状況等に関するアンケート調査」結果(令和7年)

図表 2-37: 依存症が疑われる患者に対して、現在行っている対応



出典: 横浜市「依存症の疑いのある方の受診状況等に関するアンケート調査」結果(令和7年)

(4) 民間支援団体等

ア 回復支援施設

回復支援施設とは、回復施設、リハビリ施設とも呼ばれ、施設ごとに様々なプログラムや支援メニューを実施し、依存症等からの回復を支援する施設のことを指します。

これらの施設のスタッフについては、依存症からの回復者が携わっていることも多く、回復者が施設長を務める施設も多くあります。

また、運営体制も多様で、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所としての報酬を受けて運営する施設、本市が独自に助成している地域活動支援センターとして運営する施設、法人独自の財源により運営する施設などがあります。依存症の本人が入所し共同生活を送る施設や、通所によるプログラムを提供する施設など、様々な支援が行われています。

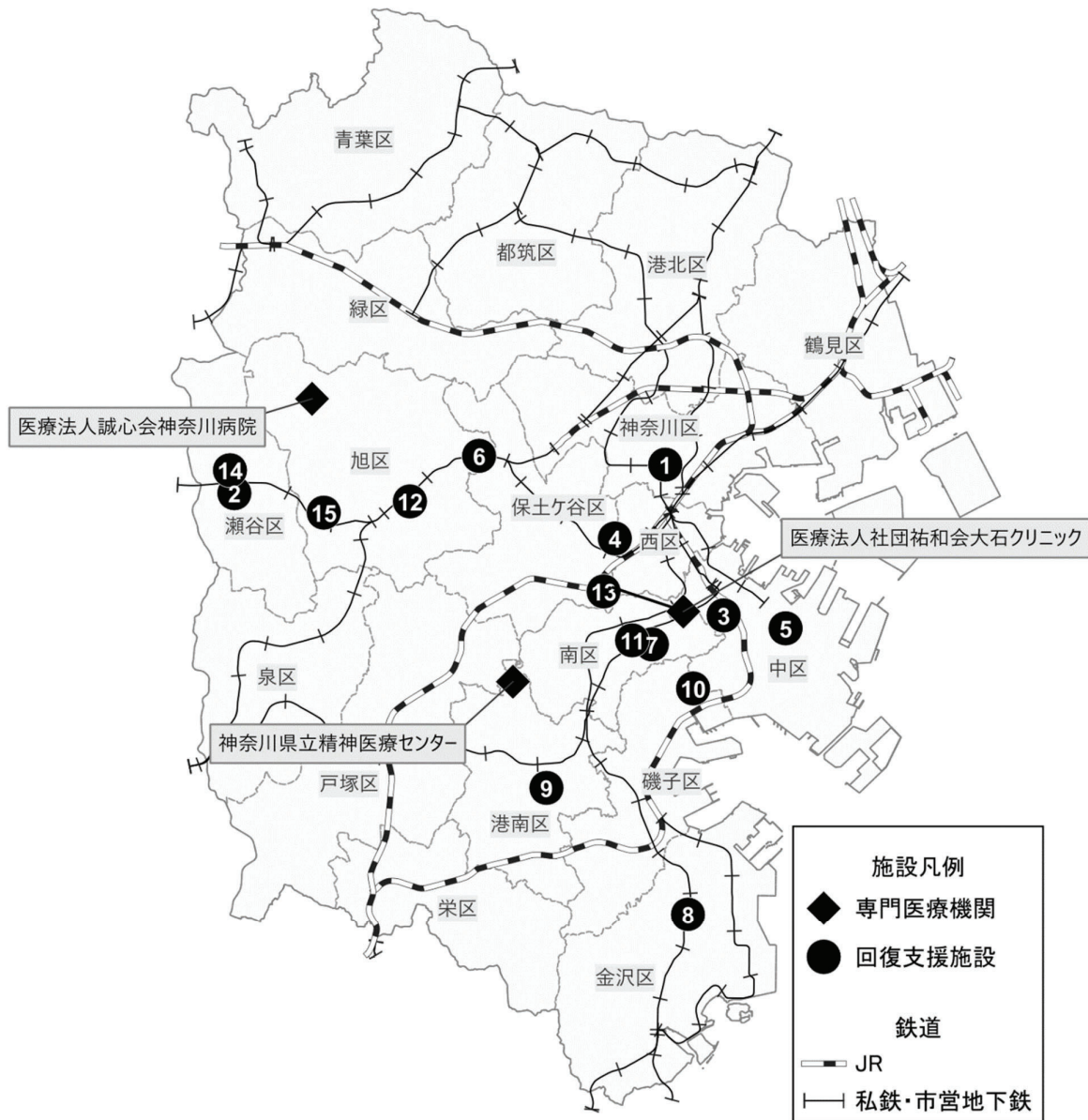
各回復支援施設の支援対象も様々で、アルコール・薬物・ギャンブル等など、いずれかの依存症に特化して支援を行う施設、複数の依存症や依存症全般に対応する施設があります。

他の自治体と比較して、市内には社会資源が相対的に多く集積しています。加えて、全国的に珍しい女性専用の回復支援施設も本市において活動しています。駅周辺など市内の比較的アクセスのよい場所で活動している団体もあり、施設数・活動の多様性・支援対象の広がり・アクセスのしやすさなどの総合的な観点から見て、本市の回復支援施設は依存症の本人にとって利用しやすく、多様な選択肢を提供している状況にあります。

図表 2-38:市内回復支援施設一覧

団体名	施設名	主な依存対象					団体所在地
		アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	
① NPO 法人RDP	RDP横浜	○	○	○	○	○	横浜市神奈川区松本町4-28-16 弘津ビル2F
② NPO 法人あんだんて	女性サポートセンター Indah(インダー)	○	○			○	横浜市瀬谷区瀬谷4-11-16 足立ビル1階
③ NPO 法人市民の会 寿アルク	第1 アルク・デイケア・センター松影、アルク・ハマポート作業所、アルク翁、第2アルク生活訓練センター、第2アルク地域活動支援センター、アルク・ヒューマンサポートセンター	○	○	○			横浜市中区松影町3-11-2三和物産松影ビル2F
④ NPO 法人ステラポリス	ステラポリス	○	○	○		○	横浜市保土ヶ谷区宮田町1-4-6 カメヤビル2F
⑤ 日本ダルク神奈川	日本ダルク神奈川		○			○	横浜市中区北方町1-21
⑥ NPO 法人ヌジュミ	デイケアセンターぬじゅみ			○		○	横浜市保土ヶ谷区西谷4丁目1番6号
⑦ NPO 法人BB	地域活動支援センターBB	○	○	○		○	横浜市南区東蒔田町 15-3YTCビル1階
⑧ 一般社団法人ブルースター横浜	ブルースター横浜			○	○	○	横浜市金沢区能見台通3-1アサヒビル201号室
⑨ 湘南ダルク(HOPE)	湘南ダルク	○	○	○	○	○	横浜市港南区日野中央1-6-22
⑩ NPO 法人横浜依存症回復擁護ネットワーク(Y-ARAN)	YRC横浜	○	○	○	○	○	横浜市磯子区下町12-15
⑪ NPO 法人横浜ダルク・ケア・センター	横浜ダルク・ケア・センター	○	○				横浜市南区宿町2-44-5
⑫ NPO 法人横浜マック	横浜マック デイケアセンター	○	○	○			横浜市旭区本宿町91-6
⑬ 株式会社わくわくワーク大石	わくわくワーク大石	○	○	○	○	○	横浜市中区弥生町4-40-1
⑭ (認定)NPO 法人ワンデーポート	ワンデーポート			○			横浜市瀬谷区相沢4-10-1クボタハイッ102
⑮ NPO 法人ギャンブル依存ファミリーセンターホープビル	ホープビル	○	○	○		○	横浜市旭区東希望が丘 133-1第3コーポラスC棟 508号室
⑯ NPO 法人ダルクウィリングハウス	ダルクウィリングハウス		○			○	住所は非公開

図表 2-39:市内専門医療機関・回復支援施設の分布状況



※所在地が公表されている団体のみ掲載

イ 自助グループ

自助グループとは、何らかの障害、問題、悩みなどを抱えた人たちが出会い、ミーティングや情報交換を通じ、相互に援助し合うことで、その問題からの回復を目指すことを目的とした集まりを指します。また、自助グループの中には、互いに実名を伏せて匿名で関わり合うものもあり、匿名(無名の)グループ(Anonymous アノニマス)という言い方がなされることもあります。

これらの自助グループは、アルコール・薬物・ギャンブル等といった依存対象を限定したもの、依存対象を限定しないものが存在し、依存症の本人を対象とする団体のほか、その家族等を対象とする団体もあります。

また、テレビ・Web 会議システムを活用したオンラインによるミーティングを開催している団体もあります。

こうした市内の団体の中には、AA(エーエー)やアラノンといった海外で設立されたグループや、全国規模の団体の横浜支部、横浜市域で独自に活動する団体などもあり、規模も様々です。また、活動資金についてもメンバーからの献金だけの団体、会費で運営されている団体などがあり、それぞれの団体の活動理念を踏まえた、独自のミーティング手法を用いた自助活動が進められています。

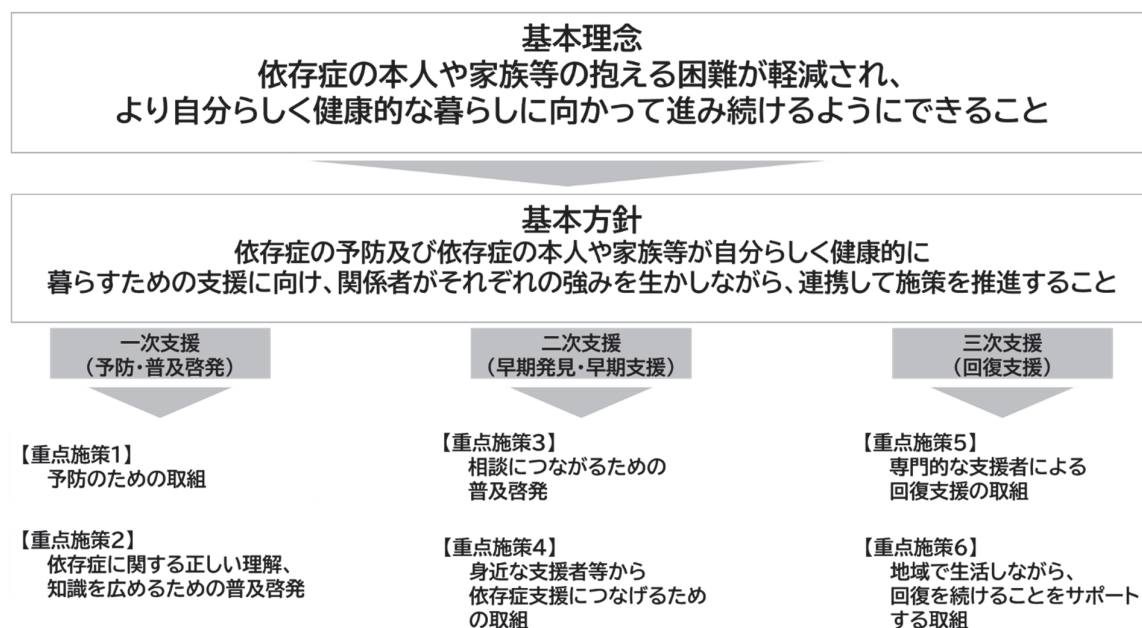
図表 2-40:市内自助グループ・家族会一覧

団体名		対象	
		本人	家族等
アルコール依存症	AA(エーエー) (アルコールリクス・アノニマス)	○	
	横浜断酒新生会 (一般社団法人神奈川県断酒連合会)	○	○
	アラノン (NPO 法人アラノン・ジャパン)		○
薬物依存症	NA(エヌエー) (ナルコティクス アノニマス)	○	
	ナラノン (NPO 法人ナラノンジャパンナショナルサービス)		○
	NPO 法人横浜ひまわり家族会		○
ギャンブル等依存症	GA(ジーエー) (ギャンブラーズ・アノニマス)	○	
	ギャマノン (一般社団法人ギャマノン日本サービスオフィス)		○
	NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会	●	○
	Gambling Families Anonymous (GAFA(ガーファ))		●
全般	あざみ野ファミリー12 ステップ	○	○

3 第1期計画の振り返りと課題

第1期計画では、**図表2-41** のとおり基本理念及び基本方針を定めました。そして、一次支援・二次支援・三次支援という3つのフェーズごとに2つずつ、各依存症の予防及び回復支援に着目した重点施策を設定しました。また、重点施策ごとにモニタリング指標を設け、効果の点検を行いながら施策を展開してきました。

図表 2-41：第1期計画の理念・基本方針・重点施策



(1) 一次支援(予防・普及啓発)に関する取組の振り返り

①取組の内容と成果

重点施策1については、横浜市立の小中学校で安心してゲームとつきあう家庭のルールづくりを啓発するチラシを配布したほか、区役所、地域ケアプラザ等の庁内外の関係機関において依存症関連のリーフレットやチラシの配架・配布を行い、多世代の市民に対して広く依存症の問題に関する普及啓発、情報提供を行いました。

また、重点施策2については、公共交通機関や公共の場、インターネット上で依存症の正しい理解を促進するための動画広告を配信するとともに、市民向け講座や依存症の知識を啓発するパネル展などを開催しました。

こうした取組の結果、様々な世代の市民が身近な場所で依存症に関する情報に触れる機会の拡充が図られ、市民の依存症への認知度が高まりました。また、こころの健康相談センターにおける依存症に関する相談件数が増加しました。

②本計画の策定に向けた課題

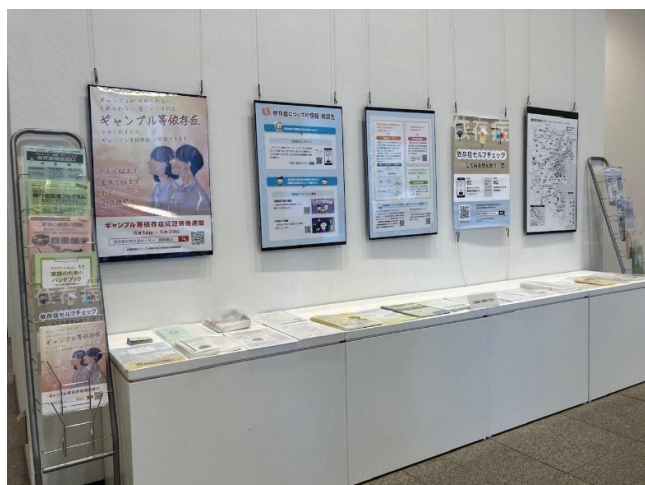
他方、特に若年層における市販薬・処方薬への依存の問題やオンラインギャンブルの拡大など、依存症を取り巻く環境は第1期計画の策定時から変化をしています。また、**図表2-30**として掲載した市民意識調査の結果からは、ゲームやネット・SNS、買い物、性などの依存症に関する認知度がアルコールや薬物、ギャンブル等と比較して低く、**図表2-31**の結果からは、依存症の人に対して「近所づきあいをしたいとは思わない」「自業自得である」「意志が弱い」といった誤解や偏見が残ることが分かりました。**本市が民間支援団体等に対して実施したヒアリング調査では、依存症が「(脳の)病気であること」、「誰でもなりうること・誰にでも起こりうるということ」、「気持ちの問題だけでやめられるものではないということ」、「回復できるということ」などをより多くの人に知ってもらいたいとの意見が聞かれました。**

本計画においては、新たな依存症の問題への対応や依存症に関する理解の更なる促進、誤解・偏見の解消に向けた取組が、引き続き重要になるものと考えられます。併せて、誤解や偏見の解消に、より一層つながるよう、啓発動画等の内容を再度検討することも必要であると思われます。



【依存症普及啓発動画】

本市では第1期計画期間中に、依存症の正しい理解を広める動画や相談を勧奨する動画を制作し、動画広告(YouTube)や交通広告など様々な媒体で配信してきました。



【依存症パネル展】

依存症について関心を深め理解を得る機会につながるよう、ギャンブル等依存症問題啓発週間などに合わせて、横浜市庁舎でパネル展示を実施しました。

パネル展示と合わせて各民間支援団体等のパンフレットを配架し、依存症の問題を抱える人に対して各団体の活動についての情報提供も行いました。

(2) 二次支援(早期発見・早期支援)に関する取組の振り返り

①取組の内容と成果

重点施策3においては、検索エンジンと連動した広告などメディア・インターネットを活用した相談につながる情報発信や 10～20 問程度の質問に答えるだけで依存症のリスクを簡易的に判定できる依存症セルフチェックサイトの開設による相談勧奨などの取組を進め、依存症の本人や依存症が疑われる人、その家族等が適切な支援につながるための情報提供を行いました。また、行政を含む様々な団体や関係機関が一体となり、依存症が疑われる人やその家族等が適切な相談機関につながることを目的の一つとした講演会やセミナー等を行いました。

加えて、重点施策4においては、支援者間のネットワーク形成や依存症の人の早期発見と重層的な支援体制の実現に向けて、関係機関による本市連携会議を開催したほか、依存症支援者向けガイドライン(詳細は次頁コラム参照)を作成しました。

これらの取組の結果、依存症の本人等が自身の問題に気付き、支援につながりやすくなるとともに、相談を受けた身近な支援者から依存症の治療・回復支援を専門とする機関や団体に適切につなぐ重要性について、各機関が共通認識を持つことができました。

②本計画の策定に向けた課題

他方、本章に掲載した依存症の推計者数と医療機関の受診者数、あるいはこころの健康相談センターの相談件数を比較すると、自身の依存症の問題に気付きながらも適切な支援につながっていない市民が一定数存在するものと推察されます。

このため、現在支援につながっていない市民に届くような多様な手法による広報活動を継続して実施していくとともに、依存症支援者向けガイドラインが実際に支援の現場で活用され、依存症に対する理解促進と関係機関同士の連携強化が図られるよう働きかけを行う必要があると考えられます。

また、一度相談や支援につながった人が継続的に回復プロセスを進められるよう、支援者による本人の中にある変わりたい気持ちを引き出す動機付けや本人の意向に沿った支援機関等とのマッチングの力を高める取組の強化、回復を支える家族等への支援なども本計画で引き続き取り組む必要があると考えられます。

【コラム】 依存症支援者向けガイドラインの作成

依存症の本人やその家族等においては、自身・家族等が依存症であることに気付いていないケースや、依存症であることを否認するケースも散見されます。そのため、行政や福祉、医療、法律、教育など本人や家族等と接点を持つ機会のある身近な支援者が、依存症の問題に気付き、専門的な支援者につなぐことが早期発見・早期支援のために重要になります。

また、依存症には、その背景に様々な生きづらさの問題がある場合も多く見られます。そのため、回復支援においては、身近な支援者と専門的な支援者が連携した取組が必要となります。

他方で、身近な支援者の多くは、依存症に関する知識や支援ノウハウが乏しく、依存症が疑われる人等に対して受診を促しただけで関係が途切れてしまったり、適切な支援や助言ができず継続的な関係構築ができなかったり、あるいは専門的な支援者への橋渡しが難しいといった問題が発生していました。

そこで本市では、身近な支援者と専門的な支援者の連携強化に向けて、第1期計画における取組として『入門・イチから学ぶ依存症支援～横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン～』を作成しました。

本ガイドラインでは、依存症に関する基礎知識や身近な支援者が依存症の本人等に対応する際の相談・支援ノウハウなどを取りまとめたほか、支援団体の一覧や依存症チェックリストなどを掲載しており、本市のホームページで公開をしています。



【依存症セルフチェック

～あなたは大丈夫？それってもしかして依存症かも!?～】

アルコール・薬物・ギャンブル等・インターネットの4分野の依存症のリスクを簡易的にチェックし、自身の状態を確認できる Web ページです。

10～20 問の選択式の質問に答えることで、依存症のリスクを1分程度で判定することができます。スマートフォンやパソコンから利用が可能です。

チェック結果の画面では、依存症の相談先などの情報を取得することができます。

(3) 三次支援(回復支援)に関する取組の振り返り

①取組の内容と成果

重点施策5については、こころの健康相談センターの依存症相談窓口において専門の相談員が相談内容をうかがい回復していくためのアドバイスや適切な相談機関を紹介するとともに、依存症の回復プログラムや依存症家族教室を開催し、また、民間支援団体等がミーティングや相談会を開催するなどの様々な取組を行ってきました。

重点施策6では、本市連携会議での事例検討や回復支援団体の活動内容の共有などを行い、身近な支援者と専門的な支援者間の情報連携の強化を図りました。

これらの取組の結果、依存症の本人の回復を支援するための環境づくりは一定程度進んだものと考えられます。

②本計画の策定に向けた課題

検討部会では、回復支援のフェーズにおいて住居の確保が困難である等の問題が指摘されました。現状の依存症支援に関する連携は、医療・福祉関係者が中心となっています。

また、医療機関アンケートでは、依存症患者への対応に当たっての課題として、必要な情報の不足や時間・専門家・依存症患者の問題の複雑さ等による対応の難しさといった点が指摘されました。

民間支援団体等に対して実施したヒアリング調査では、統合失調症や躁鬱病、摂食障害などの精神障害との重複障害の人、知的障害や発達障害のある人など、様々な背景課題が複雑に絡み合ったケースに対応するため、多機関連携の更なる促進が必要であることが指摘されていました。

回復支援のフェーズの支援者・関係機関との間の連携や依存症の知識啓発などを医療・福祉関係以外の分野にも広げていくことが重要になると考えられます。

【依存症相談窓口(こころの健康相談センター)】

対象	依存症の本人・家族のいずれかが横浜市内に在住の方
受付時間	月～金(祝日・年末年始を除く)8:45～16:30(対応は 17:00 まで)
相談方法	電話でお話をうかがった後、必要に応じて来所でのご相談(予約制)を受けています。



【依存症回復プログラム「WAI-Y」】

アルコール・薬物・ギャンブル等をはじめとした依存症からの回復を目指す依存症の本人を支援する、参加型の集団プログラム。

全 10 回程度のプログラムの中でワークブックを使って、依存症のメカニズム、再発のサイン・対処法について講師や当事者スタッフと一緒に学びます。当事者スタッフは、自助グループや回復支援施設などの民間支援団体等で活動されている方々で、回復のきっかけづくりの

支援や、地域の依存症関連機関についての情報提供を行います。

(4) 計画全体の振り返り

第1期計画全体を振り返ると、一次支援・二次支援・三次支援の各支援フェーズにおいて取組を推進し、特に依存症の本人やその家族等に対する普及啓発や関係機関同士の連携の強化などを進めてきました。

他方、第1期計画策定時には現在ほど顕在化していなかった市販薬・処方薬やオンラインギャンブルへの依存が社会問題となっており、こうした新たな依存対象への取組が課題となっています。

また、第1期計画においては、数値目標を設定していなかったことから、施策の推進や計画全体の進行管理・評価が見えづらい面があった点も見直すべき課題の1つです。

【こころの健康相談センターで作成した各種パンフレット】

こころの健康相談センターでは依存症の本人や家族等に向けたリーフレットを市役所や区役所、各関係機関で配架しました。また、ゲームとのつきあい方を考えるチラシを市立小中学校で配布、ギャンブル等依存症啓発カードを場外馬券発売所等で配架するなど、このほかにも様々な普及啓発を行ってきました。



第3章 計画の目指すもの

1 本計画の基本的枠組み

依存症は徐々に進行する慢性疾患であると言われており、回復には長期にわたる支援が必要であることから、依存症対策も継続的に取り組むことが求められます。したがって第1期計画の「基本理念」、「基本方針」及び「支援フェーズ」の基本的枠組みは、本計画においても継承します。

(1) 基本理念

基本理念

依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、
より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

依存症の本人は、もともと何らかの生きづらさや孤独を抱えていて依存症に至った場合も少なくないと言われています。また、日常生活や健康面で様々な困難を抱えている場合や、依存症によりその家族等も生活に大きな影響を受け、苦しんでいる場合も多くあります。加えて、依存症について周囲から正しく理解されないこと等により、そうした困難が増長されていることもあります。

そのため、依存症の本人や家族等に対して、自分らしく健康的な暮らしに向かって回復を続けていくための支援を提供することが必要であると考えられます。

以上を踏まえ、第1期計画において「依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること」を基本理念としました。本計画においてもこの基本理念を継承します。

(2) 基本方針

基本方針

依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に
暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、
連携して施策を推進すること

先に掲げた基本理念を達成するため、第1期計画において「依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれ

の強みを生かしながら、連携して施策を推進すること」を基本方針としました。本計画においてもこの基本方針を継承します。

(3) 支援フェーズ

第1期計画では依存症の本人や家族等への支援に着目し、課題を整理するとともに、その解決に向けて行うべき施策を検討するため、「一次支援・二次支援・三次支援」という3つの支援フェーズごとに各依存症の予防や回復支援等に向けた施策を取りまとめました。本計画においてもこの3つの支援フェーズを継承します。

図表 3-1:一次支援・二次支援・三次支援の対象と考え方

	支援の 段階等	主な施策の対象	考え方
依存症の リスクが低い人	一次支援 (予防・ 普及啓発)	● 市民全体を対象とします	● 依存症の予防のための取組を実施します ● 依存症に関する誤解や偏見は多く、支援につながる妨げとなっていることから、適切な治療や支援により回復可能であること等の正しい理解を普及するための啓発を実施します
依存症の リスクが高い人	二次支援 (早期発見・ 早期支援)	● 依存症の本人や依存症の疑いがある人及びその家族等で、支援につながっていない人を対象とします	● 本人や家族等が依存症であるという認識を持ちにくいことや相談先が分からないことが、相談への障壁となるため、そうした人が早期に相談につながるよう、普及啓発の取組を実施します ● 相談に至った人を、早期に適切な支援につなぐことができるよう、支援者間の情報共有・連携推進を実施します
依存症に対する 支援が必要な人	三次支援 (回復支援)	● 依存症からの回復段階にある人及びその家族等を対象とします	● 支援につながった人が回復し、自分らしく健康的な生活を送ることができるよう、依存症の人の回復支援を行っている専門的な支援者による支援や、医療機関等との連携などの活動支援を推進します ● 依存症からの回復を続け、地域で生活するための支援に向けた取組を行います

2 本計画のポイント

本計画は、第1期計画の成果と課題を踏まえ、下記の点を重視しながら計画の立案と施策の展開を行います。

①施策体系の見直し

第1期計画でアルコール、薬物、ギャンブル等の依存対象別に分類していた施策体系について、本計画では施策の対象者をより明確にするため、「一次支援」を年齢層別に分類し、「二次支援」及び「三次支援」を本人・支援者・家族等別に分類しました。

「一次支援」では「こども」、「若者」及び「中高年・高齢者」と対象となる年齢層別に分類しましたが、「共通した取組」として全世代が対象となる取組も網羅しています。

②重点施策の設定

第1期計画の振り返りや市民意識調査の結果から、対応が急務と本市が認識し、かつ「一次支援・二次支援・三次支援」の各フェーズにおいて横断的な対応が必要な課題への対策として、効果的な施策推進を目的に、重点施策を設定します。

③数値目標を設定した進行管理

「一次支援・二次支援・三次支援」に関する施策について新たに数値目標を設定し、計画全体の進行管理を進めていきます。

④本計画における新たな取組

本計画では第1期計画で掲げた取組の内容を精査し、継続的な取組が求められるものについては、引き続き対策を講じていきます。

また、第1期計画期間中に顕在化してきた問題や第1期計画の振り返りを通じた課題に対応するため、新たに次の取組を実施していきます。

・市販薬・処方薬の過剰摂取による依存に対する普及啓発

特に若年層において問題となっている市販薬や処方薬の過剰摂取による依存症に対する普及啓発を行います。

・オンライン上でのギャンブルへの依存に対する普及啓発

公営競技のインターネット投票や近年問題となっているオンラインカジノをはじめとするオンライン上でのギャンブルへの依存症に対する普及啓発を行います。特にオンラインカジノについては違法性の周知も行っていきます。

・SNSを活用した相談支援の実施

こどもや若者の依存症対策を強化するため、SNSを活用した相談支援を実施します。こどもや若者の身近なコミュニケーションツールを用いることで、匿名性や利

便性を確保し、相談のハードルを下げることで、こどもや若者が、気軽に悩みを打ち明けられる環境を整備し、早期の支援につなげます。

・依存症に対する偏見や誤解の解消に向けた普及啓発

社会全体の「依存症になるのは自業自得」「依存症になる人は意志が弱い」といった偏見・誤解が、依存症の本人の回復の妨げになっている可能性があります。そこで依存症の本人に対する偏見・誤解の解消、正しい理解の促進に向けた普及啓発を行います。

・こども関連の支援者や関係機関との連携強化

こども関連の支援者へ依存症に対する正しい理解を促進する情報提供や研修を行ったり、本市連携会議でのこども関連の課題や事例共有などを行うことを通じてこども関連の支援者やこども関係部局との連携を強化していきます。

・依存症支援者向けガイドラインの改訂

学校や家庭におけるこどもの問題に関わる支援者をサポートするため、依存症支援者向けガイドラインを改訂し、こどもに関連する事例を掲載します。また、社会情勢や支援ニーズの変化に対応するため、依存症に関連する近年の動向を踏まえたコラムや事例も掲載します。

3 重点施策

本計画では、特に解決すべき課題に対する施策として以下の3つの重点施策を設定します。重点施策は、本計画において特に注力すべき施策として、支援フェーズを横断して課題解決に取り組んでいきます。

図表 3-2:重点施策における施策の方向性

重点施策		施策の方向性
重点施策1	多様化する依存対象への対策	● 市販薬・処方薬、オンラインギャンブルへの依存等、近年、若年層において増加傾向にある依存への対応を強化する。
重点施策2	偏見の解消	● 依存症の本人や家族等が相談し、回復に向けた取組が円滑に推進されるよう、依存症の正しい理解の促進と偏見の解消を図る。
重点施策3	連携体制の強化	● 依存症の多様化や複合化した生活課題への対応が推進されるよう、関係機関同士の連携を強化し重層的な支援体制を構築する。

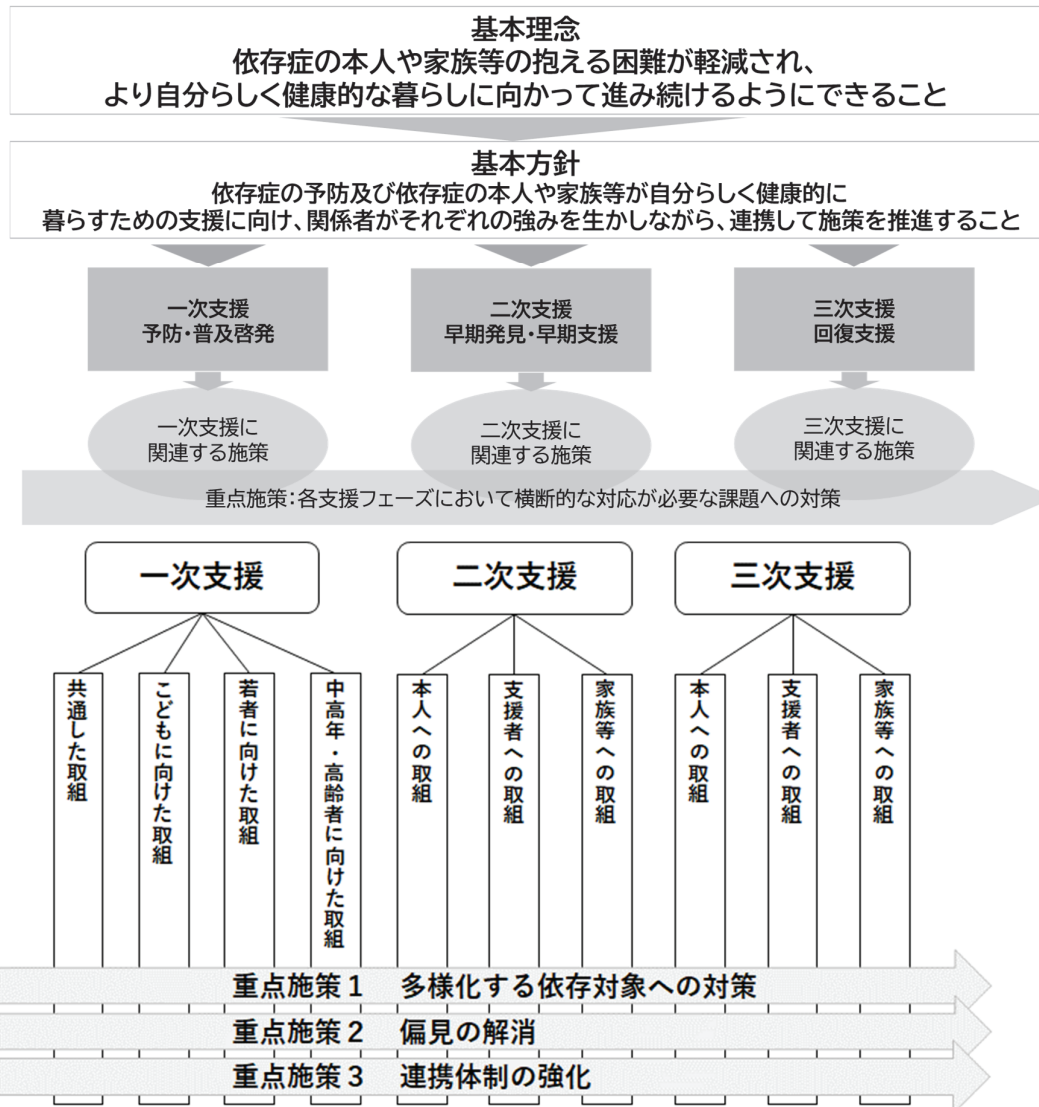
【コラム】 依存症に関する普及啓発とスティグマについて

これまで依存症の普及啓発においては、様々な表現が用いられてきました。中でも、多くの人々の目に触れたものとして、薬物問題に関して過去に一般社団法人日本民間放送連盟が放映していた「覚せい剤やめますか？それとも人間やめますか？」という標語を用いたテレビコマーシャルがありました。こうした強い表現を用いた普及啓発活動は、依存症の本人の人格を否定するものであり、社会全体における依存症に対する負のイメージや偏見・差別（＝スティグマ）を助長し、さらには、依存症の本人が「依存症は恥ずかしいことだ」といった、自分自身に対する「セルフスティグマ」を持つことにもつながり、結果的に依存症の本人が回復につながることを難しくしてしまう可能性があります。

また、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターによる「ダメ。ゼッタイ。」といった標語を用いた各種の普及啓発活動については、一般市民を対象に分かりやすく薬物の危険性を伝え、予防の促進を図る上では効果があるものと考えられます。一方で、回復支援の観点からは情報の不足により誤解を招く恐れがあります。

こうした点を踏まえ、依存症の回復支援に向けた普及啓発では、依存症に関する正しい理解を促進し、また、回復につなげていくようなメッセージを発信していくことが重要になると考えられます。

図表 3-3: 本計画の施策体系



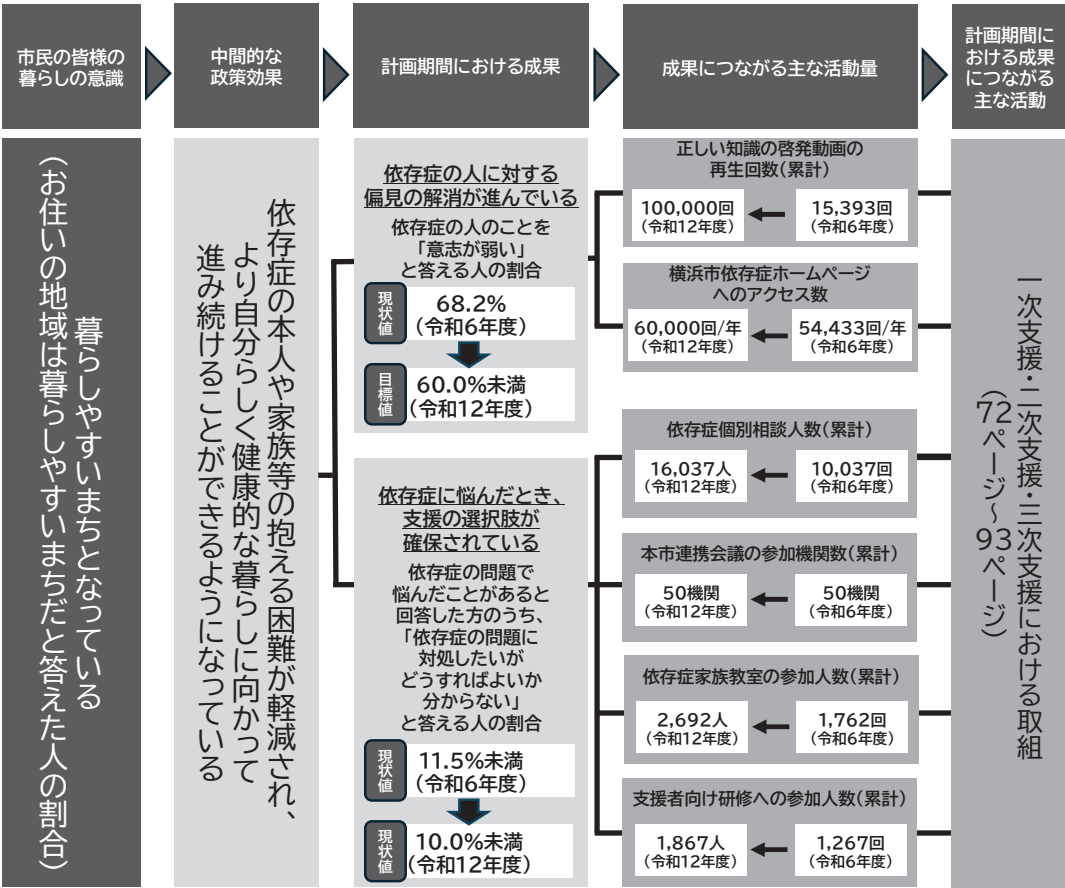
※ なお、本計画におけるこども、若者、中高年・高齢者の定義は下記のとおりである(こどもと若者の定義は、内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」による)。

共通した取組	全世代に向けた取組
こどもに向けた取組	おおむね 18 歳未満の方に向けた取組
若者に向けた取組	おおむね 18 歳から 40 歳未満の方に向けた取組
中高年・高齢者に向けた取組	40 歳以上の方に向けた取組

4 数値目標の設定

本計画においては、下記のアウトカム指標・アウトプット指標を設定し、計画の進行管理や到達点の評価を行います。数値目標については、横浜市中期計画(2026-2029)に合わせてロジックモデルを作成しました。

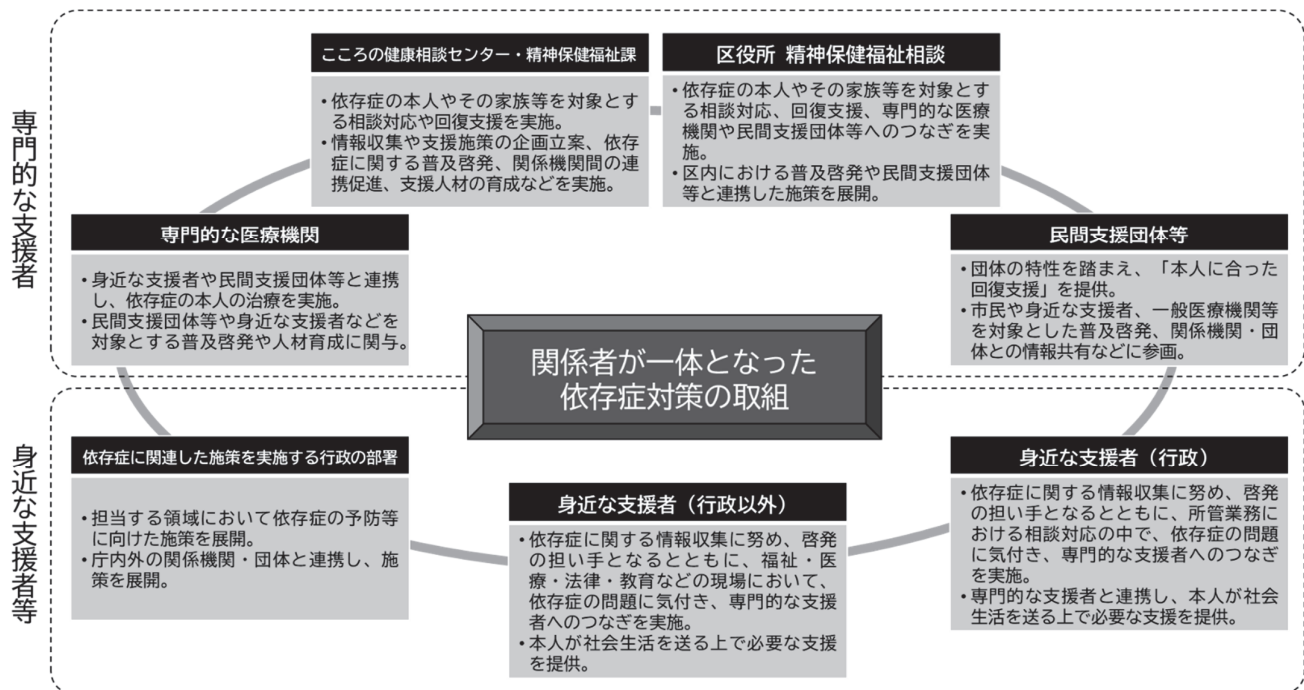
図表 3-4:計画の数値目標



5 基本方針の実現に向けた取組体制

基本方針の実現に向けて、本市こころの健康相談センター、精神保健福祉課、区役所の精神保健福祉相談、さらには専門的な医療機関、民間支援団体等、身近な支援者（行政）、身近な支援者（行政以外）、依存症に関連する施策を行う本市関係部署が連携し、関係者が一体となって依存症対策の取組を進めます。

図表 3-5:基本方針の実現に向けた取組体制



第4章 取り組むべき施策

1 一次支援(予防・普及啓発)

本計画で展開する一次支援(予防・普及啓発)の取組の方向性は以下のとおりです。

(1) 共通した取組

依存症の予防と偏見等の解消に向けて全世代を対象とした普及啓発や相談支援の充実を図ります。啓発物の作成・配架・配布、ホームページやSNS等を活用した情報発信、市民向け講座など、様々な方法・機会を通じて依存症に関する正しい知識を伝えていくための取組をこころの健康相談センター・精神保健福祉課のみならず本市関係部署全体、そして民間支援団体等をはじめとする関係機関と協働して進めていきます。

(2) こどもに向けた取組

こどもたちが依存症について正しく理解できるよう、ゲーム行動症や市販薬・処方薬、ギャンブル等に関する学校現場での授業や啓発、ホームページでの情報発信などを行います。普及啓発に当たっては、広告等を活用し実施してきましたが、本計画では、こどもたちへのヒアリングによる意見も参考に、こどもたちに情報が届くよう広告手法等の見直しを進めていきます。

また、教職員や保護者、こどもの支援に携わる支援者への研修等を実施し、こどもたちを支える大人の依存症に対する理解促進を図ります。

(3) 若者に向けた取組

若者が依存症について正しく理解し、自ら健康的な生活を選択できるよう、予防と普及啓発に重点を置いた取組を進めます。オンラインギャンブルや薬物など多様な依存症への理解促進を目的に、啓発物の作成やホームページなどを活用した情報発信を行います。啓発物の作成に当たっては、学生と連携するなど対象となる世代の意見を参考にします。

また、大学や地域と連携し、若者自身への広報だけでなく、若者を支援する人のスキルアップを図ります。

(4) 中高年・高齢者に向けた取組

中高年・高齢者における依存症の予防に向けて、健康診断や生活習慣改善相談を通じた飲酒や生活習慣病、禁煙などに関する相談や啓発を実施します。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、働く世代のストレス緩和や依存症予防、健康増進などを支援します。

また、健康づくりイベントや情報発信を活用し、中高年・高齢者の依存症予防、こころ

と身体健康づくりを総合的に支援します。

2 二次支援(早期発見・早期支援)

本計画で展開する二次支援(早期発見・早期支援)の取組の方向性は以下のとおりです。

(1) 本人への取組

依存症の本人や依存症が疑われる人が、自身の依存症の問題に早期に気づき、必要な支援につながるができるよう、様々な取組を推進します。

交通広告やインターネット・SNS を活用した情報発信、国の啓発週間に合わせた相談勧奨やセミナーの開催、区役所や医療機関等での啓発物の配布などを通じ、依存症の本人が情報を得やすい環境づくりを進めます。

また、セルフチェックや相談先の検索ができる Web サイトの整備、借金や法律問題など、依存症に関連する課題の解決にもきめ細やかに対応できる体制を整えます。

(2) 支援者への取組

依存症の早期発見・早期支援の実現に向けて、専門的な支援者や関係機関の連携促進に力を入れていきます。行政、医療機関、民間支援団体、福祉・教育分野が連携したネットワークづくりを進め、定期的な本市連携会議を通じて情報や課題を共有し、顔の見える関係を構築します。

さらに、身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎを行うための依存症支援者向けガイドラインの改訂を行うとともに、依存症に関する相談が多い関係機関等を対象に、研修機会の提供や情報発信を行います。

また、医療機関や保護観察所等、様々な現場で依存症の早期発見・適切な支援につながるため、関係機関が一体となって切れ目のない支援体制の構築を目指します。

(3) 家族等への取組

依存症の本人の家族等が、早期に依存症の問題に気づき、適切な支援につながるができるよう、多様な手段による情報提供を図ります。

交通広告やインターネット・SNS を活用した普及啓発、身近な支援者の窓口での相談につながる啓発物の配架・配布などを通じて、家族等への情報発信を強化します。

また、家族からの相談にも対応する専門的な医療機関の情報などの周知、こころの健康相談センターのホームページによる情報提供などにより、家族等が安心して相談できる環境づくりを推進します。

3 三次支援(回復支援)

本節では、本計画で展開する三次支援(回復支援)の取組の方向性は以下のとおりです。

(1) 本人への取組

依存症の本人が回復し続けられるよう、専門相談や回復プログラムの提供、専門的な支援者や民間支援団体との連携の強化、本市の依存症対策の取組への支援者としての参画などにより、本人のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施します。

また、地域の身近な窓口での継続的なフォローや、就労・住まいの確保などのサポートも実施します。さらに、保護観察所など関係機関と連携し、社会復帰や自立に向けた環境を整備します。

(2) 支援者への取組

依存症からの回復を支援する専門的な支援者や関係機関が、より効果的かつ継続的な支援を行えるよう、連携の推進に取り組んでいきます。民間支援団体・自助グループへの活動支援、民間支援団体等の職員の人材育成やセルフケアのための研修など、多方面からのサポートを強化します。人材育成においては、支援者が求めるスキルに応じた研修を体系化し、実施します。

また、行政・福祉・医療・法律・教育など多様な関係機関とのネットワークを構築し、情報共有や事例検討を行うことで、切れ目のない地域支援体制を目指します。さらに、依存症に関する正しい知識の普及など、地域社会全体で回復を支える環境づくりを推進していきます。

(3) 家族等への取組

依存症からの回復過程において、家族等が担う役割や支援も重要です。本市では依存症の専門相談や家族教室などを通じて依存症に関する正しい知識や対応方法を身に付け、回復への理解を深めることができるよう支援を行います。

また、家族会をはじめとする民間支援団体や関係機関と連携し、依存症の本人の家族等のニーズに応じた多様な支援の提供を推進していきます。

【コラム】 なぜ家族等への支援が必要なのか

依存症は、依存症の本人だけの問題ではなく、家族等にも大きな負担をかけます。例えば、経済的な問題や、嘘や隠し事による信頼関係の崩れなど、家庭全体がストレスを抱えることになります。

また家族等の関わり方が本人の言動に影響を及ぼし、結果としてその後の依存症の本人の回復状況を左右することもあるため、家族自身が正しい知識を持ち、どう関わるのが良いかを学ぶことが大切です。

このため、家族等への支援としては、経済的、精神的な負担軽減を図ることと本人に対する適切な対応が取れることの双方が必要です。

4 各支援フェーズにおける取組

(1)一次支援(予防・普及啓発)

①共通した取組

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
1	ホームページや SNS など、様々な媒体を活用した普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
2	幅広い市民が訪れる身近な支援機関の窓口等での依存症に関する啓発物の配架・配布	健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			
3	依存症の予防に関する知識や正しい理解を促進する啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
4	交通広告やインターネット・SNS などを活用した、依存症の正しい理解を促進する普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
5	依存症に対する偏見を解消するための啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○		○	
6	ホームページや SNS など、様々な媒体を活用した依存症に対する偏見を解消するための普及啓発	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○		○	

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
7	依存症に対する偏見を解消するための、普及啓発イベントの実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○		○	
8	こころの病気に関する基本的知識、対処法等についてホームページやリーフレット等により啓発を実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
9	女性特有の課題に応じた依存症の予防教育・普及啓発に関する啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
10	女性の生活習慣病や依存症の予防に向けて情報提供の実施	政策経営局男女共同参画推進課	○	○	○	○	○			
11	市民に対する薬物乱用防止を目的とした、薬物に関する正しい知識や危険性の普及啓発の実施	医療局医療安全課		○						
12	公営競技の場外券売り場等において、依存症の予防に関する知識や正しい理解を促進する啓発物の配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課			○					
13	オンラインカジノの違法性を周知する啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課			○			○		
14	区役所の精神保健福祉相談等でこころの健康に関する相談を実施	区高齢・障害支援課	○	○	○	○	○			
15	区役所の関係各課において、依存症に至る背景となり得る様々な課題に対する相談対応や必要な支援を実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			
16	担当課だけで対応が難しい場合、関係機関等との横断的な情報共有や連携した対応を実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			○
17	こころの電話相談で、区役所の閉庁時間である平日夜間帯の一部及び休日にこころの健康に関する相談を実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
18	薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携や情報共有の実施	医療局医療安全課		○						

②こどもに向けた取組

番号	取組内容	担当課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
19	小学生の保護者に対する依存症の予防・正しい理解を促進する啓発物の作成・配信	健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター 教育委員会事務局人権健康教育課	○	○	○	○	○			
20	中学生の保護者に対する依存症の予防・正しい理解を促進する啓発物の作成・配信	健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター 教育委員会事務局人権健康教育課	○	○	○	○	○			
21	ホームページ等を活用し、依存症を含む、青少年向けの広報・啓発の実施	こども青少年局青少年育成課		○	○	○				
22	こどもが豊かに成長するために、家庭での保護者等の関わり等について、ホームページ等で普及啓発を実施	教育委員会事務局学校支援・地域連携課				○				
23	市販薬・処方薬依存に関する啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター		○				○		
24	ゲーム行動症の正しい理解を促進する、啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター				○				
25	ゲーム行動症も含めた依存症の正しい理解を促進する、小中学校での啓発や理解に向けた授業等の実施	教育委員会事務局人権健康教育課	○	○	○	○	○			
26	小・中・高等学校の保健教育において飲酒の問題に関する授業の実施	教育委員会事務局人権健康教育課	○							
27	高等学校で行われる保健体育の授業において、ギャンブル等依存症の予防や正しい付き合い方に関する授業の実施	教育委員会事務局高校教育課			○					
28	教育相談の中で学校生活上の困りごとについて相談対応を実施	教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課	○	○	○	○	○			
29	学校カウンセラー等が教職員と連携し、児童・生徒や保護者の相談に対応	教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課	○	○	○	○	○			
30	青少年の薬物乱用防止や薬物依存症の予防に向けて、市内小・中・高等学校の教職員等を対象とした薬物乱用による心身への影響や依存症に関する研修会の実施	医療局医療安全課 教育委員会事務局人権健康教育課		○						

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
31	こども・若者支援に携わる支援者のスキルアップを図ることを目的とした研修の実施	こども青少年局青少年相談センター		○			○			
32	教員や保護者、地域の大人や団体、区役所などの支援者が支援や指導に活用できる依存症に関する「子ども・若者どこでも講座」の実施	こども青少年局青少年育成課		○		○				

③若者に向けた取組

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
33	大学・都市パートナーシップ協議会参加大学等への依存症の予防教育・普及啓発に関する啓発物の作成・提供	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
34	市内にキャンパスを置く国公立大学に対し、若者向けの啓発資料の提供	総務局大学調整課	○	○	○	○	○			
35	横浜国立大学で、大学生の健康診断に合わせて、啓発資料の配布・掲示、保健指導の実施	総務局大学調整課	○	○						
36	オンラインギャンブルの依存に関する正しい知識を促進する啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課			○			○		
37	こども・若者支援に携わる支援者のスキルアップを図ることを目的とした研修の実施	こども青少年局青少年相談センター					○			
38	教員や保護者、地域の大人や団体、区役所などの支援者が支援や指導に活用できる依存症に関する「子ども・若者どこでも講座」の実施	こども青少年局青少年育成課		○		○				

④中高年・高齢者に向けた取組

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
39	生活習慣改善相談や健康づくり関連イベントにおいて、健康問題とともに適量な飲酒に関する知識を高める啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局健康推進課	○							
40	市内で働く人たちの多量飲酒防止に向けて、「よこはま企業健康マガジン」（メール配信）においてアルコール問題に関する記事の配信	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局健康推進課	○							
41	「よこはまグッドバランス企業」の認定などを通じ、市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を実施	政策経営局男女共同参画推進課 こども青少年局企画調整課 こども青少年局地域子育て支援課	○	○	○	○	○			
42	生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施	区福祉保健課 健康福祉局健康推進課		○						

(2)二次支援(早期発見・早期支援)

①本人への取組

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
43	依存症の本人や依存症が疑われる人が相談につながる啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
44	依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れる可能性の高い区役所の関係各課の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の啓発物の配架・配布	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			
45	精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、発達障害者支援センターなど、依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れる可能性のある身近な支援者の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の啓発物の配架・配布	健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ）	○	○	○	○	○			
46	借金・多重債務問題の相談、法律相談など、依存症の本人等の目に触れる機会や場において相談につながるリーフレット等の配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
47	救急医療機関において、依存症が疑われる患者やその家族等への依存症に関する知識の提供や専門的な支援者につなげるための啓発物の配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課	○	○	○	○	○			
48	市内企業等の従業員のアルコール依存症の相談につながる啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局健康推進課	○							
49	消費生活総合センターにおいて、ギャンブル等依存症の相談につながる啓発物の配架・配布	経済局消費経済課			○	○				
50	こころの健康相談センターのホームページでの依存症に関する情報提供	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
51	市内企業等の人事・労務担当者が、従業員をアルコール依存症の相談につなげるための情報提供の実施	神奈川産業保健総合支援センター	○							
52	保護観察所と連携し、保護観察処分となっている人への支援機関に関する情報提供の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課		○						

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
53	医療機関への重複受診や重複・多剤処方が見られる人に対し、薬物依存に関する注意喚起や適正受診に関する指導及び相談支援機関に関する情報提供の実施	健康福祉局保険年金課		○						
54	ギャンブル等の事業者と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配架・配布など、ギャンブル等の問題を抱える本人の気付きや相談につながるよう、普及啓発を実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課			○					
55	依存症の本人や依存症が疑われる人から相談があった場合に、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等の身近な支援者から専門的な支援者へつなぐとともに、関係機関のホームページ等に掲出される情報を紹介するなどの啓発を実施	経済局消費経済課			○	○				
56	交通広告やインターネット・SNS などを活用した、相談につながる普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
57	厚生労働省が定める啓発週間に合わせた、相談勧奨や市民向けセミナーの開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○		○					
58	依存症のセルフチェックや自身のニーズに合う相談・支援・医療機関の検索ができる Web サイトの整備	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○		○			
59	SNS を活用した相談支援の実施	健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
60	こころの電話相談で、区役所の閉庁時間である平日夜間帯の一部及び休日にこころの健康に関する相談を実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
61	市職員に向けて、飲酒に関する啓発資料の作成・周知、アルコール依存症に関する相談対応等の実施	総務局職員健康課	○							

②支援者への取組

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
62	こころの健康相談センターのホームページでの依存症に関する情報提供	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
63	家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、家族等や身近な支援者への情報提供	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
64	身近な支援者が対象者のニーズに合った支援機関を検索できるよう、市内の支援機関情報をまとめた情報ツールの整備	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			○
65	ヤングケアラーに関する正しい理解を深め、相談先を知ってもらうための普及啓発	こども青少年局こども家庭課	○	○	○	○	○			
66	身近な支援者に対する研修の機会等を活用したヤングケアラーに関する知識の普及	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			○
67	行政、民間支援団体等、医療機関、身近な支援者同士の顔の見える関係の構築	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 こども青少年局児童相談所 こども青少年局こども家庭課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 教育委員会事務局人権健康教育課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等	○	○	○	○	○			○

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アル コール	薬 物	ギ ャ ン プ ル 等	ゲ ー ム	そ の 他	重 点 1	重 点 2	重 点 3
68	関係機関の連携と地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的とした本市連携会議の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			○
69	本市連携会議を通じた民間支援団体等、医療機関、身近な支援者などによる有機的なネットワークの構築の促進	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			○
70	本市連携会議への参加及び関係機関との情報や課題の共有	こども青少年局児童相談所 こども青少年局こども家庭課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 教育委員会事務局人権健康教育課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等	○	○	○	○	○			
71	関係機関と連携を図りながら身近な支援者から専門的な支援者への適切なつなぎの実施	こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ）	○	○	○	○	○			
72	身近な支援者に対する依存症相談拠点としての専門的な技術支援	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			○

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
73	身近な支援者から専門的な支援者へのつながりを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した依存症支援者向けガイドラインの改訂	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			○
74	身近な支援者から専門的な支援者へのつながりを行うための初期チェックリストや連携フローなどを記載した依存症支援者向けガイドライン改訂に当たっての検討・情報共有	こども青少年局児童相談所 こども青少年局こども家庭課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 教育委員会事務局人権健康教育課	○	○	○	○	○			○
75	身近な支援者の依存症への理解の向上を目指す、研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
76	身近な支援者の依存症理解の促進と支援の向上を目指す、研修等の参加	こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ）	○	○	○	○	○			
77	区役所の精神保健福祉相談及び関係各課における依存症への理解と相談対応力の向上に向けた依存症に関する研修等への参加	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
78	かかりつけ医から専門的な支援者へのつなぎの促進に向けて、依存症に関する内容も含む「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			○
79	こどもの保護者等が依存症の問題を抱えている場合に、早期発見・早期支援につなげられるよう、保育・教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
80	子ども関連の支援者の依存症への関心を高めるための情報提供や研修等の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			○
81	依存症の本人や依存症が疑われる人が相談に訪れる可能性のある、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等で、依存症の可能性に気付き、専門的な支援者等へつながることができるよう、相談に携わる人に向けて、依存症に係る情報提供や研修などを実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
82	介護事業者や障害福祉サービス事業者等を対象とした依存症に関する情報提供や研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
83	介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者を対象とした依存症に関する研修等の参加	健康福祉局障害施策推進課 健康福祉局障害施設サービス課 健康福祉局障害自立支援課 健康福祉局介護事業指導課 健康福祉局高齢在宅支援課	○	○	○	○	○			
84	身近な支援者に向けて、専門の医師等によるアルコール依存症に係る研修の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○							

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
85	アルコール依存症の理解を促進する研修等への参加	こども青少年局児童相談所 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ）	○							
86	依存症の本人等がアルコールに起因する疾患により内科を受診した際に、適切に専門医療機関や民間支援団体等へつながることができるよう、医療従事者等への情報提供や研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課	○							
87	教育機関の職員などを対象とした研修等の参加	教育委員会事務局人権健康教育課 教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策課		○		○				
88	区役所各課や関係機関との横断的な情報共有や連携した対応の実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			
89	内科等においてアルコール依存症が疑われる事例をスクリーニングし、専門的な支援者へつなぐための仕組みづくりの検討	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課	○							

③家族等への取組

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
90	依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等に対し、相談につながる啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
91	依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等が訪れる可能性のある区役所の関係各課の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の啓発物の配架・配布	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			
92	救急医療機関において、依存症が疑われる患者の家族等への依存症に関する知識の提供や専門的な支援者につなげるための啓発物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 医療局医療政策課	○	○	○	○	○			
93	交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、相談につながる普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
94	こころの健康相談センターのホームページでの依存症に関する情報提供	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
95	家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、家族等や身近な支援者へ周知の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
96	家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、家族等への周知の実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	○	○	○	○	○			
97	厚生労働省が定める啓発週間に合わせた、相談勧奨や市民向けセミナーの開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○		○				○	
98	こころの電話相談で、区役所の閉庁時間である平日夜間帯の一部及び休日にこころの健康に関する相談を実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
99	ヤングケアラーに関することなど、様々な悩みごとを抱えるこども・若者が気軽に相談ができるよう LINE 相談の実施	こども青少年局青少年育成課 こども青少年局こども家庭課	○	○	○	○	○			

【コラム】 依存症の本人の家族等への支援について

親がアルコールや薬物、ギャンブル等の依存症を抱えている家庭では、そのこどもが家庭内で起こり得る様々な出来事への対応を余儀なくされている場合があります。例えば、依存症の問題に起因した家族間の言い争いや暴言・暴力、金銭トラブルなどに巻き込まれてしまい、その結果、依存症の問題を抱える家族の機嫌を常に気にして、不安を抱きながら日々を過ごしたり、家事や家計管理、きょうだいの世話に至るまで引き受けることが考えられます。こういった依存症の問題を抱える家庭のこどもは、ヤングケアラーになる可能性があります。

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者を指します。家族の世話をする事、そしてそのこどもたちの想いは、決して否定されるべきものではありませんが、勉強や睡眠、部活動等の時間などが十分に取れないといった影響が生じることもあります。また、「相談相手がいない」「誰かに相談するほどの悩みではないと思っている」等の理由で、相談をしたことがないというヤングケアラーもいます。

ヤングケアラーが直面している問題は様々ですが、こどもや家庭が抱える問題の背景をしっかりと捉え、社会全体で解決に向けて考えていくことが大切で、依存症の問題を抱える家庭への支援にもつながります。

(3)三次支援(回復支援)

①本人への取組

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
100	依存症専門相談による回復に向けた支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○	○		
101	区役所の精神保健福祉相談において、相談対応を行うとともに、地域の身近な窓口として継続的な支援の実施	区高齢・障害支援課	○	○	○	○	○			
102	依存症のメカニズムや再発のサイン・対処法について一緒に考える回復プログラムの実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○	○		
103	回復プログラムにおけるリカバリースタッフの支援者としての参画	民間支援団体等	○	○	○	○	○			
104	民間支援団体等がそれぞれの特性を生かした、依存症の本人の回復に向けた取組の実施	民間支援団体等	○	○	○	○	○			
105	他の民間支援団体等や関係機関と情報共有を図りながら、依存症の本人のニーズに合った支援の提供	民間支援団体等	○	○	○	○	○			○
106	依存症の本人が自助グループ等とつながるためのサポート	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			○
107	会議室を民間支援団体等の活動の場とすることにより依存症の本人が気軽にミーティング等を体験できる機会を提供	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
108	民間支援団体等による講演会等の開催	民間支援団体等	○	○	○	○	○			
109	民間支援団体等による講演会等について、周知協力などの開催支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課	○	○	○	○	○			
110	若者サポートステーションにおいて、就労に向けて様々な困難を抱える 15～49 歳の人及びその家族等を対象として、総合相談や就労セミナー、就労訓練等の実施	こども青少年局青少年育成課	○	○	○	○	○			

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アル コール	薬 物	ギ ャ ン ブ ル 等	ゲ ー ム	そ の 他	重 点 1	重 点 2	重 点 3
111	障害者就労支援センターにおいて、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等の実施	健康福祉局障害自立支援課	○	○	○	○	○			
112	住宅に困窮する低額所得者で市内に在住又は在勤の人に対して、公募により市営住宅の提供	建築局市営住宅課	○	○	○	○	○			
113	低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」の活用	建築局住宅政策課	○	○	○	○	○			
114	住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討	建築局住宅政策課	○	○	○	○	○			
115	回復後も切れ目ない支援を継続するため、薬物事犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査への協力	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課		○						
116	保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査へ協力し、保護観察の対象となった人への継続的な支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課		○						
117	保護観察所等と連携して、民間支援団体等に関する情報提供や依存症以外の問題に関する相談対応の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課		○						

②支援者への取組

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
118	依存症からの回復を続ける人が地域の中で住み続けられるよう、依存症に関する正しい知識や偏見の解消のための普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○		○	
119	行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復者を雇用する企業や関係機関に対し、依存症からの回復と就労の両立のために必要な知識等の普及啓発	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
120	専門的な支援者の支援スキルの向上を目指す、研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
121	民間支援団体等の職員の人材育成や離職防止に向けて、支援スキル向上やセルフケアのための研修会の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
122	依存症の本人の地域での生活を支える、介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者がスムーズに支援を行うことができるよう、依存症に関する情報提供や研修等を実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
123	アルコール依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、精神科等の医療関係者に対する研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○							
124	民間支援団体等が継続して依存症の本人や家族等を支援できるよう、団体が行うミーティング・普及啓発・相談等の活動へ補助の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			
125	こころの健康相談センターの会議室等を民間支援団体等の活動場所として提供	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
126	民間支援団体等による講演会等の開催	民間支援団体等	○	○	○	○	○			

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
127	男女共同参画センターの会議室等を自助グループの活動場所として提供	政策経営局男女共同参画推進課	○	○	○	○	○			
128	自助グループが開催するセミナーの支援の実施	政策経営局男女共同参画推進課	○	○	○	○	○			
129	依存症の様々な支援のあり方や回復プロセスの共有及び関係機関への周知	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			○
130	行政、福祉、医療、法律、教育などの関係機関がお互いの理解を深め、本人等が必要な支援にアクセスしやすいネットワークの構築を目指した本市連携会議の開催・参加	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 こども青少年局児童相談所 こども青少年局こども家庭課 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 健康福祉局障害施策推進課（基幹相談支援センター・発達障害者支援センター） 健康福祉局障害施設サービス課（精神障害者生活支援センター） 健康福祉局地域支援課（地域ケアプラザ） 教育委員会事務局人権健康教育課	○	○	○	○	○			○
131	地域生活の中での回復の継続に向けて、関係する各主体と専門的な支援者が、情報や技術を共有するとともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けた協議の場等において、関係者間の連携を進め、支援体制を構築	健康福祉局精神保健福祉課	○	○	○	○	○			

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
132	障害者総合支援法等の制度内で対応しきれない依存症特有の支援ニーズに対して、利用者の回復につながる利用制度に向けた調整の検討	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局障害施設サービス課	○	○	○	○	○			
133	障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターを対象として、災害時における施設運営に有益な情報の提供や福祉避難所としての備蓄品購入の補助の実施	健康福祉局障害施設サービス課	○	○	○	○	○			
134	施設運営に関する情報提供や緊急時対応マニュアルの作成の推進	健康福祉局障害施設サービス課	○	○	○	○	○			

③家族等への取組

番号	取 組 内 容	担 当 課	依存対象					重点施策		
			アルコール	薬物	ギャンブル等	ゲーム	その他	重点1	重点2	重点3
135	家族等が依存症の本人と正しく関わるための啓発	健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
136	依存症専門相談による家族支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
137	家族等が依存症について学び、対応方法・回復について考える家族教室の実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○	○	○	
138	金銭問題をはじめとする生活課題に関する家族向け講座の実施	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
139	家族会メンバーとの連携による家族教室の開催	民間支援団体等	○	○	○	○	○			
140	地域資源を活用した家族教室の実施	区高齢・障害支援課	○	○	○	○	○			
141	民間支援団体等がそれぞれの特性を生かした、依存症の家族等の回復に向けた取組の実施	民間支援団体等	○	○	○	○	○			
142	他の民間支援団体等や関係機関と情報共有を図りながら、依存症の家族等のニーズに合った支援の提供	民間支援団体等	○	○	○	○	○			
143	家族等と民間支援団体等がつながるためのサポート	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
144	会議室等を民間支援団体等の活動の場とすることにより家族等が気軽にミーティング等を体験できる機会を提供	健康福祉局こころの健康相談センター	○	○	○	○	○			
145	民間支援団体等による講演会等の開催	民間支援団体等	○	○	○	○	○			
146	民間支援団体等による講演会等について、周知協力などの開催支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 区高齢・障害支援課	○	○	○	○	○			

【コラム】 共依存について

「共依存」とは、依存症の本人の影響を受け、その家族等が振り回されている状態のことを指します。そうすると、依存症の本人の家族も友人や親族から孤立したり、経済的に苦しくなることがあります。

また、共依存の状態にある家族等が、本人の依存を可能にする条件を作ってしまうことを「イネーブリング」と言います。例えば「周囲の目を気にして本人の失敗の後始末をする」「借金を代わりに支払う」といったことがあげられます。次々に降りかかる問題に対して、本人を支えるためや解決のために取った行動が、結果的に依存を進行させることにつながる場合もあります。

本人の依存症の問題で困ったときには、まずは家族等だけでも専門機関等に相談し、適切な対応を知ることが大切です。

第5章 計画の推進体制

1 関係主体に期待される役割

本計画を推進するためには、身近な支援者、民間支援団体等、医療機関、行政などの多くの関係主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、一体となって取り組むことが必要です。

また、個々の団体・機関等ごとに一次支援・二次支援・三次支援の各フェーズにおいて取り組めることがあり、それぞれの専門性を発揮して支援を行うとともに、自団体・機関が専門とする支援領域以外でも可能な支援・活動のあり方を模索していくことが重要になります。

(1) 行政(依存症関連施策の実施者として)

ア こころの健康相談センター(依存症相談拠点)・健康福祉局精神保健福祉課

こころの健康相談センター(依存症相談拠点)や健康福祉局精神保健福祉課においては、専門的な医療機関や民間支援団体等と緊密な連携を図りながら、依存症に関する普及啓発、依存症の本人や家族等を対象とする相談対応や回復支援、**依存症の本人や家族等と民間支援団体等がつながるためのサポート**、民間支援団体等の職員や身近な支援者を対象とする人材育成、関係機関同士の連携促進、民間支援団体等の運営支援、事業者に対する協力の要請など、依存症の問題解決に向けた幅広い施策を立案し、実行する役割を担います。

イ 区役所 精神保健福祉相談

区役所の精神保健福祉相談において、依存症の本人やその家族等からの相談に対して、区役所の関係各課(高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課等)や身近な支援者と連携して、回復に向けた支援、適切に専門的な医療機関や民間支援団体等へのつなぎを行うことが求められます。

また、区内における依存症に関する普及啓発を実施するとともに、民間支援団体等と連携して施策を実施する役割を担います。

ウ 依存症に関連した施策を実施する部署

本市の依存症に関連した施策を実施する各部署においては、担当する領域において依存症の予防等に向けた関連施策を展開することが求められます。

また、依存症への対応は、福祉・保健・医療・法律・教育などの幅広い領域における連携が重要であることから、庁内外の関係機関・団体と連携を図り、施策を展開していく役割を担います。

(2) 身近な支援者

ア 身近な支援者としての行政

身近な支援者としての行政については、依存症に関する情報収集・理解促進によって啓発の担い手になるとともに、所管する業務に関連して依存症の本人等が相談に訪れた際には、依存症の問題に対して気付き、適切に専門的な支援者へのつながりを行うことが期待されます。このため、依存症への理解を深め、対応することが求められます。

また、本市連携会議等により依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携を図りながら、各種福祉サービスの利用に向けた調整、生活困窮や DV からの保護など、本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供する役割を担います。

イ 福祉

福祉団体・機関、福祉事業所などについては、依存症に関する情報収集・理解促進により、啓発の担い手となるとともに、実施する福祉サービスに関連して対象者の依存症の問題に対して気付き、適切に専門的な支援者へのつながりを行うことが求められます。

また、本市連携会議等により依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携しながら、相談支援や福祉サービスの提供などを通じ、依存症の本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供する役割を担うことが期待されます。

ウ 医療(一般医療機関)

一般医療機関については、依存症に関する情報収集・理解促進により、依存症の本人等が診療・相談に訪れた際には、依存症の問題に対して気付き、適切に専門的な支援者へのつながりを行うことが求められます。

また、依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携しながら、本人が抱えている障害や疾患などの治療を行う役割を担うことが期待されます。

エ 法律

法律関係の団体・機関については、依存症に関する情報収集・理解促進により、啓発の担い手となるとともに、依存症の本人等が相談に訪れた際には、依存症の問題に対して気付き、適切に専門的な支援者へのつながりを行うことが求められます。

また、依存症の回復支援を行う専門的な支援者と連携しながら、法律相談や多重債務問題への対応、再犯防止支援など、法律の観点から本人が社会生活を送る上で必要な支援を提供する役割を担うことが期待されます。

オ 教育

教育機関においては、教職員等が依存症について学ぶとともに、学びを踏まえて児童・生徒・学生に対して依存症の予防教育を実施することが求められます。

また、児童・生徒・学生やその保護者等に依存症の問題が見られた場合には、教員が異変に気づき、適切な相談支援機関へ情報共有などを行う役割が期待されます。

(3) 専門的な医療機関

専門的な医療機関においては、身近な支援者や民間支援団体等と連携しながら、依存症の本人に対する治療に取り組むほか、民間支援団体等や身近な支援者、一般医療機関、市民などを対象とした、依存症の問題に関する普及啓発や支援者のスキル向上などにも積極的に関与していく役割が期待されます。

(4) 民間支援団体等(回復支援施設、自助グループ・家族会)

ア 回復支援施設

回復支援施設においては、依存症の本人や家族等に対し、専門性と各団体の特性を生かしながら、「その人に合った回復支援」を提供していくことが求められます。

また、市民や身近な支援者、一般医療機関等を対象として依存症に関する理解促進に向けた啓発活動を行うことや、本市連携会議等を通じて、他の民間支援団体等及び行政や身近な支援者との連携を通じた情報共有を行うことも重要な役割になります。

イ 自助グループ・家族会

自助グループ・家族会においては、同じ問題や悩みなどを抱えた人たち同士が出会い、相互に援助し、分かち合うことで、それらの問題からの回復を目指します。

また、市民等に向けた啓発活動を行うことや、本市連携会議等により他の民間支援団体等及び行政や身近な支援者との連携を通じた情報共有を行う役割も期待されます。

図表 5-1: 依存症の本人等の支援者と期待される役割

主体		支援者として期待される役割							
		一次支援							
		二次支援							
		三次支援							
		役割	依存症の 情報収集	支援施策の 企画・立案	依存症啓発の 担い手	依存症の問題 への気付き・ 治療・回復支 援等の専門的 な支援への つなぎ	依存症 周辺問題への 支援	治療・回復 支援	
行政 （依存症関 連施策の実 施者として）	こころの健康相 談センター（依存 症相談拠点）、 精神保健福祉課	◎	◎	◎	◎	○	○		
	区役所 精神保健 福祉相談	◎	○	◎	◎	○	○		
	依存症に関連し た施策を実施す る部署	◎	○	○		○			
身近な 支援者	身近な支援者とし ての行政 （高齢・障害支援 課、生活支援課、 こども家庭支援 課、福祉保健課 など）	◎		○	◎	◎	○		
	福祉	◎		○	◎	◎	○		
	医療 （一般医療機関）	◎			◎	◎	○		
	法律	◎		○	◎	◎	○		
	教育	◎	○	◎	○	◎	○		
	専門的な医療機関	○		◎	○	○	◎		
民間支援 団体等	回復支援施設	○		◎	○	○	◎		
	自助グループ・ 家族会	○		◎		○	◎		

※期待される役割のうち主要なものに◎、それ以外に一定の役割を担うことが期待されるものに○を記載

2 計画の進行管理

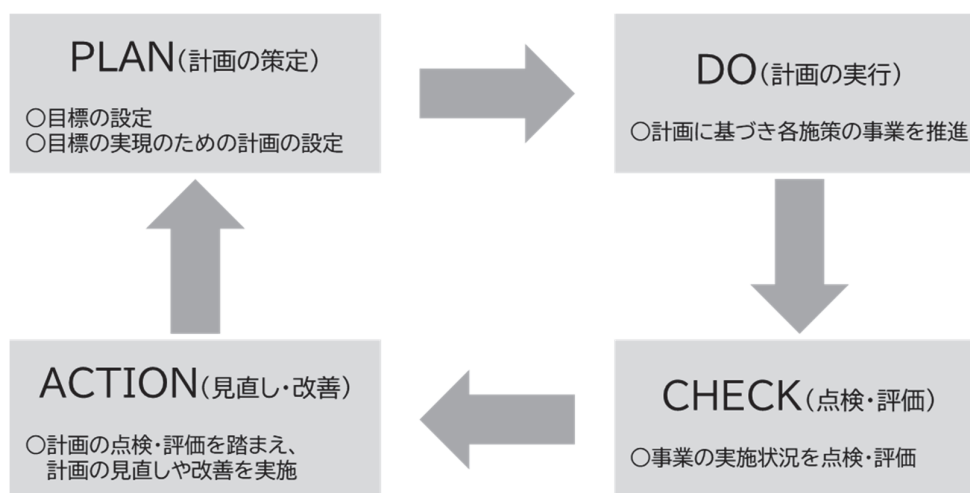
(1) PDCA サイクルの考え方に基づく進行管理

本計画では、計画に位置付けられている各施策の効果を検証し、定期的な見直しにつなげていくため、PDCA サイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理を行います。

計画期間中の年度ごとに、重点施策に位置付けられている個々の施策の進捗状況を把握・確認するとともに、検討部会に報告し、そこでの議論を通じて事業の達成状況や計画の進捗状況などの点検や評価を行います。

また、点検や評価の結果を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業の見直しや改善、新規事業の追加などを実施していきます。

図表 5-2:PDCAサイクルに基づく進行管理



(2) 施策の効果の点検・評価

施策の効果の点検・評価に当たっては、各取組の方向性ごとに実績等の振り返りを定期的に行います。

(3) 継続的な現状把握

依存症の本人を取り巻く環境や本人が置かれた状況は、目まぐるしく変化することが予想されます。また、それに伴い、国や県における政策なども見直しが行われるものと考えられます。

本市においては、国や県における最新の政策動向や研究動向を常に把握するとともに、依存症の問題に関する調査研究を継続的に行い、必要に応じて計画内容の見直し等に活用していきます。

資料編

1 計画の検討過程

本計画の策定に当たって、以下の通り検討部会を開催しました。

図表1:検討部会の開催状況

日程	議題
令和7年6月18日(金)	● 第2期横浜市依存症対策地域支援計画(案)について
令和7年8月22日(金)	● 第2期横浜市依存症対策地域支援計画素案について
令和8年1月23日(金)	●

2 検討部会の構成員名簿

本計画の策定に当たって設置した依存症対策検討部会の構成員は以下の通りです。

図表2:検討部会の委員一覧(令和8年1月1日時点)

	委員氏名	役職
審議会委員 (依存症対策検討部会会長)	いとう ひでゆき 伊東 秀幸	田園調布学園大学 人間科学部心理学科 教授
審議会委員 (依存症対策検討部会副会長)	はせがわ よしお 長谷川 吉生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
審議会委員	あまがい とおる 天貝 徹	横浜市医師会常任理事 (あまがいメンタルクリニック院長)
審議会委員	いいじま ともこ 飯島 倫子	神奈川県弁護士会 横浜あかり法律事務所
審議会委員	さえき たかし 佐伯 隆史	医療法人 誠心会 理事長 神奈川病院
臨時委員	うえはら のりあき 植原 憲明	神奈川県司法書士会
臨時委員	おおいし まさゆき 大石 雅之	医療法人社団 祐和会 大石クリニック 院長

	委員氏名	役職
臨時委員	おかだ みつお 岡田 三男	NPO 法人 横浜ひまわり家族会 理事長
臨時委員	くぼい なおみ 久保井 尚美	NPO 法人 RDP RDP 横浜 マネージャー
臨時委員	くりす じろう 栗栖 次郎	一般社団法人 HOPE 代表理事
臨時委員	こばやし おうじ 小林 桜児	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター所長
臨時委員	あかつか ひでのり 赤塚 英則	神奈川県精神神経科診療所協会 会長 (公益財団法人柿葉会神奈川診療所 所長)
臨時委員	さとう しのぶ 佐藤 しのぶ	NFCR ノンファミリー カウンセリングルーム
臨時委員	すだ あきら 須田 顕	横浜市立大学附属市民総合医療センタ ー精神医療センター部長
臨時委員	なかむら つとむ 中村 努	NPO 法人 ワンダーポート 理事・施設 長
臨時委員	ひえだ りか 稗田 里香	東京通信大学人間福祉学部教授
臨時委員	ひぐち あつこ 樋口 温子	横浜断酒新生会
臨時委員	まつざき たかのぶ 松崎 尊信	独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター精神科 診療部長

3 各種実態把握調査の実施概要

(1) 依存症に関する市民意識調査

ア 調査の目的

市民の依存症に関する考えや意識を明らかにすることで、「横浜市依存症対策地域支援計画(令和3年度～令和7年度)」の実施状況を評価し、また今後の依存症対策施策の立案及び第2期横浜市依存症対策支援計画策定のための基礎資料として活用することを目的とする。

イ 調査対象数

横浜市に居住する満16歳以上の男女5,000人(住民基本台帳から無作為抽出)

ウ 調査期間

令和6年9月7日～10月6日

エ 回収状況

1,830件(インターネット回答702件、郵送回答1,128件)(回収率36.6%)

オ 主な調査項目

- ✓ 依存症に対する知識や考え、意識について
- ✓ 自身の依存症の問題について
- ✓ 家族の依存症の問題について
- ✓ 横浜市の依存症対策について

(2) 依存症の疑いのある方の受診状況等に関するアンケート調査

ア 調査の目的

第2期計画への改定を行うに当たり、横浜市内の依存症の治療を専門としていない医療機関における依存症の対応状況が、第1期計画時点からどのように変化しているのか、依存症対応においてどのようなことが問題になっているのか等について明らかにし、依存症対策に資する施策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

イ 調査対象数

依存症治療を専門としていない病院・診療所を対象とし、下記の2調査を計 3,000 件配布。

- ✓ 精神科・心療内科向け調査:362 件(精神科・心療内科を標ぼうする病院・診療所全数)
- ✓ その他診療科目向け調査:2,638 件(精神科・心療内科以外を標ぼうする病院・診療所から、一定の条件に基づき無作為抽出)

ウ 調査期間

令和7年7月 18 日～8月8日

エ 回収状況(不着等は分母から除く)

- ✓ 精神科・心療内科向け調査:150件(回収率:41.6%)
- ✓ その他診療科目向け調査:986件(回収率:37.4%)

オ 主な調査項目

- ✓ 所在地
- ✓ 標ぼうしている診療科目
- ✓ 依存症が疑われる患者の来院・入院頻度
- ✓ 疑われる依存症の種類
- ✓ 依存症が疑われる患者の増減状況
- ✓ 依存症が疑われる患者に実施している/今後実施したい対応
- ✓ 依存症が疑われる患者への対応においてつなぎ・紹介を行った/行いたい機関・団体
- ✓ 依存症が疑われる患者への対応に関する課題
- ✓ 依存症が疑われる患者への対応において不足している情報
- ✓ 依存症が疑われる患者への対応を進める上で、行政に期待すること

(3) 市内依存症回復施設等における依存症支援の実態に関するヒアリング

ア 調査の目的

横浜市における依存症対策の課題や必要な施策等を把握することを目的とする。

様々な観点から課題や必要な施策を把握するため、家族会や回復支援施設、自助グループ、こども・若者、依存症と関連性の深い業界の企業や団体に対してヒアリングを実施した。

イ 調査対象数

14 か所

ウ 調査期間

令和7年7月～令和7年12月

エ 回収状況

—

オ 主な調査項目

- ✓ 依存症の人や依存症の疑いのある人の近年の動向
- ✓ 支援の実施状況と課題(連携状況等を含む)
- ✓ 一般市民向けの普及啓発活動の状況と課題等

カ 家族会・回復支援施設へのヒアリング調査結果要旨

①一般市民への普及啓発のポイント

- 依存症に関する正しい知識の普及啓発が求められており、主に下記のような点について普及啓発を進める必要があるとの意見が聞かれました。特に、普及啓発に当たっては、若年層の予防教育が極めて重要であるとの意見が複数聞かれました。

よくある誤解	・「意思が弱い」、「ダメな人間」、「自分の責任」、「自己中心的」、「厄介で迷惑」、「依存対象そのものが悪い」、「回復支援施設＝プチ刑務所」など
知ってほしい正しい知識	・「脳の病気であること／病気であるということ」、「誰でもなりうる・誰にでも起こりうるということ」、「気持ちの問題だけでやめられるものではないということ」、「(完治はしないが)回復できるということ」、「回復の場が多く存在していること」など

- 家族の理解不足が本人の回復を妨げたり共依存に陥ったりすることがあるため、家族の依存症理解を促進する重要性も聞かれました。また、家族の機能不全が本

人の依存症の背景にあることもあり、家族が自分自身を見直さないといけない場合もあること、保護者も苦しんでいるため支援が必要なこと、親が救われればおのずと本人も救われる可能性が出てくることなど、家族を支援することの重要性も指摘されていました。

- そして、女性の場合は、幼少期の逆境体験があり自己治療として依存症になっている可能性もあることから、依存症を悪として捉えるのではなく、施設や病院に行くよう女性に伝えていく必要があるとの意見も聞かれました。

②身近な支援者の育成のポイント

- 本人や家族を支援につなげていくために、役所等の相談機関の担当者の理解促進が重要であることはもちろんのこと、そのうえで、以下のような観点について支援者間で共通認識を持つことが求められていました。

- ・利用者優先や自立を支援するという支援方針を理解して実践すること
- ・再発・再使用した場合であっても、利用可能なサービスを検討すること
- ・具体的な相談先の情報を伝えること

③専門的な支援者の育成のポイント

- 依存症の専門機関においても、支援者の一層の育成が求められていました。特に、下記の点について留意することが求められていました。

- ・回復支援施設や自助グループ等につなぐ際の、専門的支援者の説明の仕方が本人の動機づけに影響を与えるということ
- ・既存の現場支援者(例:保健師等)の啓発をすることで、相談機会が増加し、相談された場合にも対応できる可能性が拡大すること
- ・中断リスクや利用者の動機づけの難しさはあるものの、中断後も相談があれば再度受け入れることが本人の成長につながる、という認識を支援者が共有すること

④多機関連携のポイント

- 近年、統合失調症や躁鬱病、摂食障害などの精神障害との重複障害の人、知的障害や発達障害を持つ人、幼少期に虐待やネグレクト、いじめなどつらい経験をした人、愛着形成に課題がある人や他人への基本的な信頼を持てない人、家庭に機能不全がある人など、様々な背景課題が複雑に絡み合っているケースが増加しています。そのため、下記の観点から連携を促進するための施策を検討することが求められている。

施設間の連携	・就労事業所等の障害福祉サービス事業所等との連携の必要性 ・行政が施設の間に入ってネットワーク強化を促進する必要性
医療機関との連携	・知的障害、精神障害、発達障害で対応が難しい場合における医療機関との連携の必要性

	・ 発達障害やパーソナリティ障害等の精神障害が重複している場合も対応が可能であることを医療機関等に周知する必要性
その他の連携	・ こどもがいる女性の場合は、回復プロセスにある間、こどもや家族の支援も連携して実施する必要性。 ・ 家族自身が見直さないといけない点も見えてきた場合に家族会へつなぐことの必要性

キ 関連業界団体・企業へのヒアリング調査結果要旨

①各関連業界団体・企業における依存症等関連問題への取組

- 今回ヒアリング調査の対象とした各団体等においては、いずれも依存症等関連問題に対する何らかの取組を実施していました。
- 特に、一次支援に位置づけられる普及啓発活動については多くの団体が実施しており、国や自治体といった行政と連携している場合のほか、業界内の他団体や地域の団体と連携している場合も見られました。
- 中でも、こども・若者向けの普及啓発活動については、小中高等学校への出前講座や、大学や大学のサークル・ゼミから依頼を受けてのセミナーの開催、保護者も含めた家族を対象としたイベントなど、各団体・企業の独自のリーフレットやコンテンツ等を活用しながら実施されていました。

②行政との連携状況や連携可能性

- 本市との連携については、各団体が作成しているリーフレットやWeb サイト等の普及啓発資材の活用や紹介、各団体が独自に開設している依存症相談窓口の周知、本市が実施する普及啓発イベントやセミナー等の場への専門家派遣や講演の依頼、本市が主催する会議体への参画などが挙げられていました。

(4) こども・若者へのヒアリング

ア 調査の目的

本計画の策定にあたり、こども・若者の意見を把握するためにヒアリング調査を実施した。

イ 調査対象

〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇高校、〇〇大学

ウ 調査期間

令和7年 11 月～令和7年12月

エ 回収状況

—

オ 主な調査項目

- ✓ 依存症に関する知識や認知度
- ✓ こども・若者の相談相手
- ✓ こども・若者の普及啓発のポイント

①依存症に関する知識や認知度

-
- 依存症については、中学校及び高等学校において保健の授業で扱われており、大学生・高校生・中学生は一定の知識を有していました。例えば、依存症や依存症になりやすい人の性質として、「抜け出したくても抜け出せない」、「誰でもなりうるもの」、「あらゆる物が依存対象になる」、「多くの人が、自分なら大丈夫・たとえ手を出しても自分ならすぐに辞められる、と思っている」、「頑張り過ぎる人や抱え込んでしまう人、人に頼りたくても頼れない人、息抜きの方法や愚痴をこぼす場所がない人等が依存症になりやすい」、「一度依存症になると抜け出しにくく、回復はするが完治はしない」等といった意見が挙がりました。
 - また、小学校においても例えばスマホ依存等について授業を通じて扱われており、小学生自身もゲーム、ギャンブル、たばこ、ドラッグなどの依存対象の種類のほか、「やめたくてもやめられない」といった依存症特有の症状について一定の知識を有していました。

②こども・若者の相談相手

- 自身が依存症になった場合の相談相手として、まずは「親」または「親しい友達」が挙げられていました。教師やスクールカウンセラーに対しては距離を感じていたり、自身の悩みが深刻ではないと思われるかもしれないとの懸念から、相談がしにくいとの意見が聞かれました。
- また、学校内に設置されている相談室については、入室を他の学生に見られる可能性を考えると入室のハードルが高くなるため、週や日によって相談室の場所を変えるなどの配慮が必要との意見が聞かれました。
- 一方で自身が相談を受けた場合、「ちゃんと話を聞くこと」や「(依存対象以外のことに)気を紛らわせること」が大切との意見が聞かれるとともに、通常の相談とは異なる難しい相談になるため、専門的な支援ができる人につなげる必要があるとの意見が挙がりました。しかしながら、大学生においても、必ずしも専門的な相談機関を知っているわけではなく、周知の必要性があることがわかりました。
- 相談方法として、こども・若者は、電話番号を打って知らない人に電話をすることに強い抵抗があるとの意見が挙がっていました。電話での相談は一般的ではなく、むしろメールや LINE での相談の方がハードルが低いこと、また、たとえ電話であっても LINE 電話を用いる方が良いなどの意見が聞かれました。

③こども・若者への普及啓発のポイント

- 普及啓発のツールとして、動画、特に TikTok 等のショート動画が望ましいとの意見が多数聞かれました。ただし、ショート動画を利用する場合であっても、冒頭にインパクトのあるコンテンツを配置することが重要との意見が多く聞かれました。例えば、有名な俳優やこども・若者の間で知名度の高いインフルエンサーを起用したり、流行りのアニメとコラボレーションをするほか、依存症者の人数や相談者数が増加しているデータを提示する、などのアイデアが挙がっていました。
- また、動画サイトにおける広告は基本的にスキップされるものであり、冒頭によほど強いインパクトがあったり中毒性があったり有名な俳優等を起用したりするか、あるいはスキップできない設定としない限り、見られることはないとの意見が多数を占めました。

4 連携会議の実施状況(令和8年1月1日時点)

(1) 参加機関一覧

	団体名
自助グループ(本人)	AA 横浜地区メッセージ委員会
自助グループ(本人)	横浜断酒新生会
自助グループ(本人)	ナルコティクスアノニマス南関東エリア PI サブコミティ(広報係)
自助グループ(本人)	GA(日本インフォメーション)
自助グループ(本人・ 家族)	あざみ野ファミリー12ステップ
自助グループ(家族)	ナラノン・ファミリー・グループジャパンNSO
自助グループ(家族)	ギャマノン
家族会	横浜断酒新生会(家族会)
家族会	NPO 法人横浜ひまわり家族会
家族会	全国ギャンブル依存症家族の会 神奈川
医療機関	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター
医療機関	医療法人誠心会 神奈川病院
医療機関	医療法人社団祐和会 大石クリニック
医療機関	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター
医療機関	横浜市立市民病院 神経精神科
医療機関	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部
回復支援施設	NPO 法人 RDP RDP 横浜
回復支援施設	NPO 法人あんだんて 女性サポートセンターIndah (インダー)
回復支援施設	NPO 法人ギャンブル依存ファミリーセンター ホープヒル
回復支援施設	NPO 法人市民の会 寿アルク 第1アルク・デイ・ケアセンター松影
回復支援施設	NPO 法人ステラポラリス

	団体名
回復支援施設	ダルク ウィリングハウス
回復支援施設	日本ダルク神奈川
回復支援施設	NPO 法人ヌジュミデイケアセンターぬじゅみ
回復支援施設	NPO 法人 BB 横浜市地域活動支援センターBB
回復支援施設	一般社団法人ブルースター横浜
回復支援施設	一般社団法人 HOPE
回復支援施設	NPO 法人横浜依存症回復擁護ネットワーク 横浜リカバリーコミュニティ(YRC)
回復支援施設	NPO 法人横浜ダルク・ケア・センター
回復支援施設	NPO 法人横浜マック 横浜マック デイケアセンター
回復支援施設	株式会社わくわくワーク大石
回復支援施設	認定 NPO 法人ワンデーポート
支援機関	NPO 法人のびの会 (地域活動支援センター ミモザ)
支援機関	社会福祉法人同愛会つづき地域活動ホーム くさぶえ(都筑区基幹相談支援センター)
支援機関	社会福祉法人神奈川県匡済会 横浜市踊場地域ケアプラザ
支援機関	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市高次脳機能障害支援センター
支援機関	公益財団法人横浜市総合保健医療財団 横浜市港北区生活支援センター
支援機関	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター
支援機関	神奈川県司法書士会
行政機関	法務省 横浜保護観察所
行政機関	横浜市磯子区福祉保健センター 高齢・障害支援課(高齢)
行政機関	横浜市こども青少年局こども家庭課
行政機関	横浜市戸塚区福祉保健センターこども家庭支援課

	団体名
行政機関	横浜市都筑区福祉保健センター 高齢・障害支援課(障害)
行政機関	横浜市鶴見区福祉保健センター 高齢・障害支援課(障害)
行政機関	横浜市健康福祉局生活支援課 (生活困窮者支援担当係長)
行政機関	横浜市南区福祉保健センター生活支援課
行政機関	横浜市こども青少年局南部児童相談所
行政機関	横浜市こども青少年局青少年部青少年相談センター
行政機関	横浜市教育委員会事務局学校教育部

(2) 有識者一覧

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	小林 桜児
独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	松崎 尊信

(3) 令和7年度開催実績

図表3:連携会議の令和7年度開催状況

日程	議題
令和7年7月18日(金)	『依存の問題を抱える若年層への支援等について考える』 ● 2グループ(行動依存・物質依存)に分かれて現状の共有と課題の検討 ● 全体での共有と意見交換
令和8年1月13日(火)	『依存症の支援にかかる関係機関等の連携について』 ● 2グループ(行動依存・物質依存)に分かれて現状の共有と課題の検討 ● 全体での共有と意見交換

5 パブリックコメントの実施状況

(1) 実施概要

令和7年10月14日～11月13日

※電子申請回答フォーム、電子メール、郵送、FAXにてご意見を募集

(2) 意見総数及び意見提出方法

意見総数 208 件 ※提出方法の内訳は下表の通りです。

提出方法	意見数
電子申請	194 件
電子メール	3 件
郵送	11 件
FAX	0件
合計	208 件

(3) 意見募集結果

項目	意見数
素案全体	92 件
第1章 計画の概要	18 件
第2章 本市における依存症に関連する状況と課題	22 件
第3章 計画の目指すもの	12 件
第4章 取り組むべき施策	57 件
第5章 計画の推進体制	3 件
その他	4 件
合計	208 件

(4) ご意見への対応状況

対応状況	意見数
意見を踏まえ原案に反映するもの	28 件
意見の趣旨が素案に含まれているもの 又は素案に賛同いただいたもの	76 件
今後の検討の参考とさせていただくもの	60 件
その他	44 件

(5) その他

いただいたご意見を見ると、第4章の取り組むべき施策に関連するものが最も多く寄せられました。ご意見の内容としては、オンラインギャンブルやこども・若者への依存症の広がりに関するご意見が多数寄せられ、関心の高さがうかがえました。本計画の策定により、予防の取組を進めるとともに、依存症に悩むご本人やご家族等への支援などの依存症対策の充実を進めていきます。

6 用語解説

<あ行>

用語	意味
依存症相談拠点	● 依存症に関する相談・治療・支援の体制強化のため、都道府県及び指定都市が「依存症対策地域支援事業」において設置している、依存症相談員を配置した専門機関のこと。

<か行>

用語	意味
家族教室	● 障害者や依存症の本人の家族を対象に、正しい知識や対応方法を学ぶ場を提供する教室。精神保健福祉センターや自助グループ等が実施している。
基幹相談支援センター	● 障害児・者やそのご家族などのための総合相談支援機関として18区に1か所ずつ設置されている。区福祉保健センターや精神障害者生活支援センター等と連携し、障害児・者やそのご家族などからのご相談に応じるとともに、地域や関係機関等とも連携し、地域づくりに取り組んでいる。
危険ドラッグ	● 違法薬物の分子構造の一部に手を加えることで法の網をくぐり抜けようとしたもの。合成薬物作用は、薬物ごとにまったく異なる。 (出典:特定非活動営利法人 ASK ホームページより一部抜粋)
更生保護	● 犯罪をした者などに対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けること。
更生保護施設	● 矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがいないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、保護している期間、生活指導・職業補導などを行い、自立を援助する施設のこと。
コホート調査	● 特定の習慣や生活環境の影響を受けた集団(コホート)を追跡したり、影響を受けていない集団と比較したりすることにより、疾病の要因等を明らかにしようとする、疫学における調査研究手法のこと。

<さ行>

用語	意味
産業保健総合支援センター	● 企業等が「健康で安心して働ける職場づくり」を行う活動(産業保健)を支援する機関。企業等の産業保健スタッフ(産業医、保健師、衛生管理者、事業主、人事労務担当者等)を対象に産業保健に関する研修や相談等を行なっている。
社会資源	● 社会福祉におけるニーズを満たすために用いられる、各種の知識や技術等の資源(制度、専門機関、人材等)のこと。
住宅確保要配慮者	● 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。
重複受診・重複処方	● 同じ病気で複数の医療機関を受診すること。また、重複受診にともない、同じ病気に対して重複する投薬が行われることを「重複処方」という。
場外券売り場	● 競馬・競輪をはじめとする公営競技の投票券を、開催される競技場外で買うことができる施設のこと。
障害者総合支援法	● 従来の「障害者自立支援法」を改正し、障害者が自立した生活を送れるよう、必要な福祉サービスを総合的に提供することを目的とした法律。 ● 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成25年4月1日施行)」。
障害者就労支援センター	● 障害者の就労に向けた支援、就労後の職場定着支援、事業主に対する障害者の雇用に関する相談等、障害者の就労に関する業務を行っている専門機関のこと。
障害福祉サービス	● 障害者総合支援法に則し、個々の障害のある人々の障害程度や状況(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定が行われる支援で、入浴、排せつ、食事の介護等や自立した日常生活又は社会生活、就労等に向け、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練などがある。
障害福祉サービス事業者(所)	● 「障害福祉サービス」を行う者として県の指定を受けた事業者のこと。
消費生活総合センター	● 消費生活に関する相談の受付のほか、図書・雑誌等の閲覧やDVD等の貸出、貸会議室の運用を通じた消費者の活動の場の提供等を行う施設のこと。

用語	意味
スクリーニング	疾患等にかかっている疑いのある対象者を選別するための検査のこと。通常は、比較的簡易な検査で実施され、選別された疾患等の可能性がある対象者をより精緻な検査・診断と治療へつなげる目的で実施されることが多い。
精神障害者生活支援センター	地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立、及び社会参加を促進することを目的として、日常生活相談、食事サービス等の事業を行う機関。本市では各区に1館ずつ設置されている。
精神保健福祉相談	- こころの健康や精神障害について、専門職が相談を受け、助言や支援を行う制度のこと。 - 横浜市では、「こころの健康相談センター」や各区の福祉保健センターにて電話相談を受け付けている。
セルフケア	こころの健康づくりにおいて、自身のストレスに気づき、対処すること。

<た行>

用語	意味
大学・都市パートナーシップ協議会	市・大学・企業・市民が連携し、活力と魅力溢れる都市を実現するために平成17年3月に設立された協議会のこと。
男女共同参画センター	男女共同参画の推進に向け、横浜市では市内3館の男女共同参画センターを設置。女性の就業支援や心とからだの健康に関する講座、各種相談事業、市民活動支援など、多分野にわたる事業を、専門性をいかして総合的に実施する施設として運営。
地域活動支援センター	在宅の障害者が、登録事業所に通所して地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、創作的活動・生産活動等のサービスを提供する施設のこと。
地域ケアプラザ	高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点としてさまざまな取組を行っている、横浜市独自の施設。概ね中学校区程度に1館設置されている。福祉・保健の行事や催しの開催、福祉・保健に関する相談や支援、施設の貸し出し等を行っている。

<は行>

用語	意味
発達障害者支援センター	発達障害者に対し、社会福祉士・公認心理師等専門の相談員が相談支援を行う専門機関のこと。
法テラス	法制度や手続きについての関係機関の紹介や、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立て替え等を行う、国が設立した法的トラブル解決の専門窓口のこと。

用語	意味
保護観察	● 犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。
保護観察所	● 各地方裁判所の管轄区域ごとに全国 50 か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動などの事務を行う専門機関のこと。医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした人の生活環境の調査、生活環境の調整、精神保健観察などの事務も行っている。

<ま行>

用語	意味
ミーティング	● 自助グループ等で行われる、自身の体験等を話し合う会合のこと。依存症本人のみが参加する「クローズド・ミーティング」が原則であるが、本人以外も参加できる「オープン・ミーティング」、運営に関わる話し合いを含む「ビジネス・ミーティング」等がある。依存対象から離れるため、朝・昼・夜の3回ミーティングに参加する、スリーミーティングが推奨されることもある。(出典:特定非活動営利法人 ASK ホームページより一部抜粋)

<や行>

用語	意味
薬物乱用	● 薬物を社会的許容から逸脱した目的や方法で自己使用すること。
横浜市居住支援協議会	● 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(通称:住宅セーフティネット法)」第51条に基づき、住宅確保要配慮者の居住支援に向けて設立している協議会のこと。

<わ行>

用語	意味
若者サポートステーション	● 困難を抱える 15 歳から 39 歳までの若者及びその保護者を対象とした社会的自立・職業的自立に向けた総合相談、ジョブトレーニング(就労訓練)、就労セミナー等を実施する若者自立支援機関のこと。令和2年度から、「サポステ・プラス」(愛称)として、40 歳から 49 歳までの者及びその家族の支援も行っている。

第2期 横浜市依存症対策地域支援計画 原案

令和8年1月発行

発行

横浜市健康福祉局精神保健福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町2丁目 22 番地 京阪横浜ビル 10 階

電話:045-662-3554 FAX:045-662-3525 E-mail:kf-izon@city.yokohama.lg.jp

第2期
横浜市依存症対策
地域支援計画

計画期間:令和8年度～令和12年度

【概要版】

令和8年1月

横浜市

1

計画策定の背景等

<依存症を取り巻く現状>

- 依存症とは、アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたくても、やめられない」状態を指します。その背景には、障害や貧困、失業、虐待やDVなど、様々な生きづらさの問題が複合的に存在しているケースが多く見られます。近年においては、オンラインギャンブルや市販薬・処方薬の過剰摂取等、依存症の対象が拡大しており、年齢や性別、職業、家庭環境を問わず誰もが容易に直面しうる問題となっています。
- 依存症になると、心身の健康状態の悪化、仕事や学業の継続困難、借金の増大や生活困窮など、多岐にわたる課題に直面します。併せて、その影響はこどもを含む家族や周囲の人々にもおよび家族をうつ状態にしたり、経済的に困窮させるなど、本人の依存症によって生じる様々な問題は周囲の人々も巻き込んでいきます。
- 依存症に対して「本人の意志の弱さが原因である」、「治らない」といった誤解や偏見が社会全体に根強く残っています。こうした誤解や偏見は、依存症に悩む人が支援を求めたり、回復をしながら社会生活を送る上で、大きな障壁となっています。
- 依存症の問題に取り組む上では、社会全体を対象とした理解促進のための普及啓発を進めるとともに、行政・福祉・医療・法律・教育など様々な領域の専門家が連携した支援体制を講じていくことが重要となります。

<依存症に関する取組>

- 依存症対策として、国や自治体はアルコール・薬物・ギャンブル依存症に関する法整備や推進計画を策定・改定し、支援体制や若年者・違法ギャンブル対策を強化しています。
- 横浜市は依存症支援計画を策定し、広報や支援者連携、研修など多面的施策を展開。依存症の拡大や偏見対策も重視し、支援環境の整備を進めています。

2

計画の位置付けと期間

<計画策の位置付け>

- 本計画は国の「依存症対策地域支援事業実施要綱」において定められた、地域支援計画として策定します。
- 本計画は、国、神奈川県及び本市における関連計画との整合を図りながら策定します。
- 本計画は、①第1期計画の取組に関する振り返り、②「横浜市精神保健福祉審議会及び同審議会依存症対策検討部会」での議論、③「横浜市依存症関連機関連携会議」での意見集約、④依存症に関する市民意識調査や民間支援団体等を対象としたヒアリング調査、医療機関受診状況の分析等を通じ、策定を進めました。
- 本計画は、これまでの施策を振り返り、市民全体の依存症の問題に対する更なる理解の促進を図り、依存症の本人や依存症が疑われる人、その家族が適切な支援につながり、回復し続けられる環境の整備を目的としています。

<計画の期間>

- 本計画の計画期間は、令和8年度～令和12年度の5年間とします。

<本計画で取り扱う依存対象>

- 本計画は、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症やゲーム行動症のほか、その他の依存症を含む依存症全般を視野に入れた内容として策定しています。

本計画の対象とする依存症

依存症の種類	定義
アルコール依存症	● 飲酒を続け、耐性・精神依存・身体依存が形成され、飲酒のコントロールができなくなる状態 ● また、過度の飲酒による健康障害も大きな問題であり、肝臓や膵臓、脳・神経などの様々な臓器に悪影響を及ぼす
薬物依存症	● 覚醒剤・シンナー・大麻などの依存性のある薬物に対する精神依存、身体依存が形成され、現実には色々と不都合が生じているにもかかわらず薬物を使い続けてしまう状態 ● 近年、市販の鎮痛薬や咳止め薬、病院で処方される睡眠薬や精神安定剤などへの依存も問題になっている
ギャンブル等依存症	● ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態 ● 近年、公営競技のオンライン投票やオンラインカジノサイトへのアクセス数増加など、ギャンブル等のオンライン化が進行している
ゲーム行動症	● 健康を維持するための食事や休養・睡眠、適度な運動、学業や交友といった日常の活動よりもゲームが優先され、心身の健康や社会生活に問題が生じている状態 ● WHOの疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂版)(ICD-11)では、「ゲームする時間をコントロールできない、他の生活上の関心事や日常の活動よりゲームを優先するといった症状が1年以上続く(症状が重い場合は1年以内でも該当)」とされる

出典：厚生労働省資料・本市ホームページより作成

コラム

オンラインギャンブルの拡大と「ギャンブル等依存症対策基本法」の改正

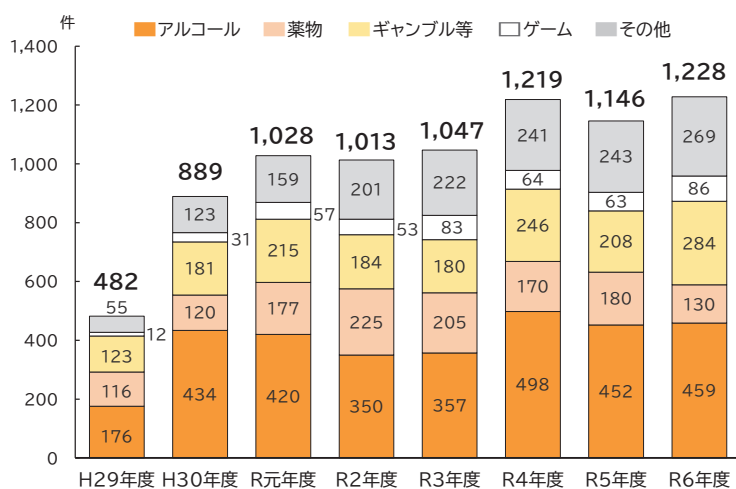
オンラインギャンブルは、手元に現金がなくても参加でき、賭け金や借金の額が従来よりも大きくなりやすい傾向にあります。また、スマートフォンアプリなどでの課金に慣れている若者の中には、オンラインギャンブルでお金を賭けることへの心理的ハードルが低い人も多いと考えられています。そのため、ギャンブル等依存症の人の増加や、家族や周囲から依存症の問題に気付かれにくくなるのが懸念されます。

こうした問題を受け、2025年7月に改正「ギャンブル等依存症対策基本法」が公布されました。改正法では、オンラインカジノサイトの開設・運営やSNSなどを通じて、カジノサイトへ誘導する行為が禁止されました。また、国及び地方公共団体には、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場での教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じオンラインカジノの違法性について周知徹底することが定められました。

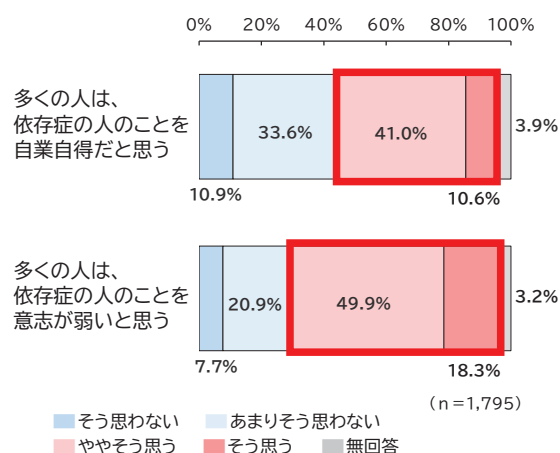
1 本市の依存症に関する状況

- 本市は、こころの健康相談センターを依存症相談拠点として位置付けており、依存症に関する個別相談、回復プログラムや家族教室、依存症に関する普及啓発や研修等を行っています。また、依存症に関する支援者の育成や身近な支援者を含む関係機関同士の協働・連携の促進に向けた取組を実施しています。
- こころの健康相談センターにおける相談状況を見ると、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症のほか、ゲーム行動症やその他の依存症に関する相談件数も増加傾向にあり、令和6年度は年間のべ1,228件の相談を受け付けました。
- 令和6年度に実施した「依存症に関する市民意識調査」によると、「多くの人は、依存症の人のことを自業自得だと思う」の質問について「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した方が51.6%、「多くの人は、依存症の人のことを意志が弱いと思う」の質問について「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した方が68.2%となっています。

こころの健康相談センターにおける依存症の相談件数の推移

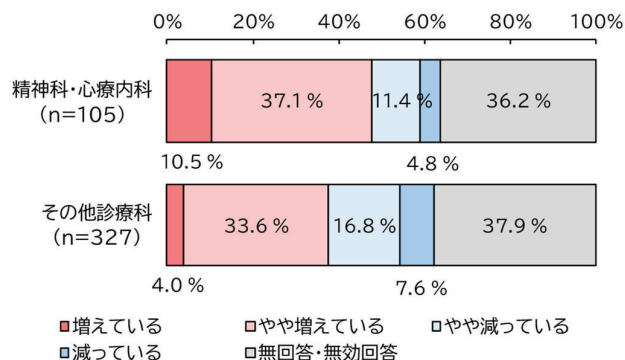


依存症に対する認識

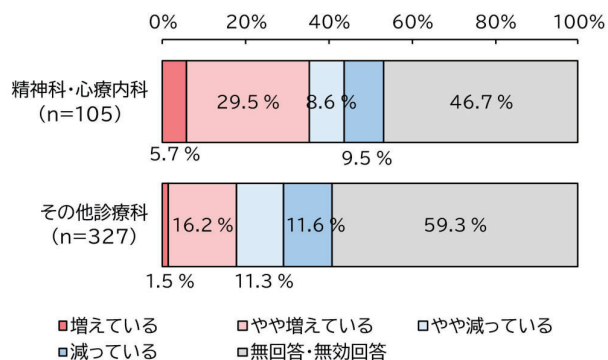


- 令和6年度に実施した「市内医療機関向けアンケート」によると、「直近2～3年における、市販薬や処方薬への依存が疑われる患者の受診状況」が「増えている」又は「やや増えている」との回答が、「精神科・心療内科」で47.6%、「その他診療科」で37.6%となっています。
- また、同調査によると、「直近2～3年における、オンラインギャンブルへの依存が疑われる患者の受診状況」が「増えている」又は「やや増えている」との回答が、「精神科・心療内科」で35.2%、「その他診療科」で17.7%となっています。

直近2～3年における、市販薬や処方薬への依存が疑われる患者の受診状況



直近2～3年における、オンラインギャンブルへの依存が疑われる患者の受診状況



2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況

① 行政（こころの健康相談センター等）

- 依存症相談拠点であるこころの健康相談センターと区役所の精神保健福祉相談を中心に、個別相談対応や回復プログラムや家族教室の実施、依存症に関する普及啓発や研修等の事業を展開しています。
- また、依存症に関する支援者の育成や関係機関同士の協働・連携の促進に向けた取組を実施しています。

② 身近な支援者

- 本市では、区役所の高齢・障害支援課や生活支援課、精神障害者生活支援センター、基幹相談支援センター、地域ケアプラザなど、依存症の本人等にとって身近な支援者となる様々な機関が活動しています。
- 身近な支援者における相談では、アルコールをはじめとする依存症の問題が含まれることは珍しくない状況にあり、こうした支援者が依存症問題に対する理解と対応力を高め、専門的な支援者との連携を強化していくことが、依存症の予防・早期発見・早期支援に向けて極めて重要と考えられます。

③ 医療機関

- 専門医療機関をはじめとして、依存症の治療等を行う医療機関が複数あり、依存症の治療、合併する精神疾患への対応、障害福祉サービス等と連携した支援などが行われています。

④ 民間支援団体等（回復支援施設・自助グループ等）

- 市内には多くの回復支援施設や自助グループ・家族会等が活動しており、依存症からの回復を目指し、様々なプログラムの実施、あるいは依存症の問題を抱えた人たちや家族等が相互に支え合う取組を進めています。

3 第1期計画の振り返りと課題

第1期計画では、基本理念及び基本方針を定め、一次支援・二次支援・三次支援という3つのフェーズごとに2つずつ、各依存症の予防及び回復支援に着目した重点施策を設定しました。

一次支援（予防・普及啓発）

重点施策1：予防のための取組

重点施策2：依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発

【取組の内容と成果】

- 横浜市立の小中学校において、ゲームとつきあう家庭のルールづくりを啓発するチラシの配布や、区役所、地域ケアプラザ等の庁内外の関係機関において依存症関連のリーフレットやチラシの配架・配布を行い、多世代の市民に依存症問題の普及啓発・情報提供を実施しました。
- 公共交通やインターネット等での依存症の理解促進に向けた動画広告の配信や、市民向け講座を開催しました。
- 依存症について身近に情報を得る機会が増え、市民の依存症への認知度が高まりました。また、こころの健康相談センターにおける依存症の相談件数が増加しました。



依存症啓発動画「I am 依存症？」

【計画策定に向けた課題】

- 若年層の市販薬・処方薬への依存やオンラインギャンブルの拡大など、依存症を取り巻く環境が変化しています。
- ゲームやSNS等の依存症は、認知度が比較的低く、また、依存症全体への誤解や偏見も依然として存在します。
- 新たな依存症問題への対応や、啓発動画の内容の見直しなどを通じた理解促進、偏見解消が今後も重要です。

二次支援（早期発見・早期支援）

重点施策3：相談につながるための普及啓発

重点施策4：身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組

【取組の内容と成果】

- 検索エンジンと連動した広告掲載や、依存症セルフチェックサイトの開設、行政を含む様々な団体や関係機関が一体となり、依存症が疑われる人やその家族等が適切な相談機関につながることを目的としたセミナー等を開催しました。
- 関係機関による連携会議を開催したほか、「依存症支援者向けガイドライン」を作成しました。
- 依存症の本人等が問題に気付き、支援につながりやすくなるとともに、相談を受けた身近な支援者から依存症の治療・回復支援を専門とする機関や団体に適切につなぐ重要性について、各機関が共通認識を持つことができました。

【計画策定に向けた課題】

- 自身の依存症の問題に気付きながらも、適切な支援につながっていない人が一定数存在するものと推察されます。
- このため、依存症の問題を抱えている人へ届く多様な手法による広報活動の継続や、「依存症支援者向けガイドライン」を活用し、依存症への理解促進と関係機関同士の連携強化を進める必要があります。
- 本人の意向に沿った支援機関等とのマッチングの力を高める取組や回復を支える家族等への支援が必要です。



三次支援（回復支援）

重点施策5：専門的な支援者による回復支援の取組

重点施策6：地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

【取組の内容と成果】

- 依存症回復プログラムや依存症家族教室、民間支援団体等による相談会等を開催しました。
- 連携会議にて事例検討や回復支援団体の活動内容を共有し、身近な支援者と専門的な支援者間の情報連携の強化を図りました。

【計画策定に向けた課題】

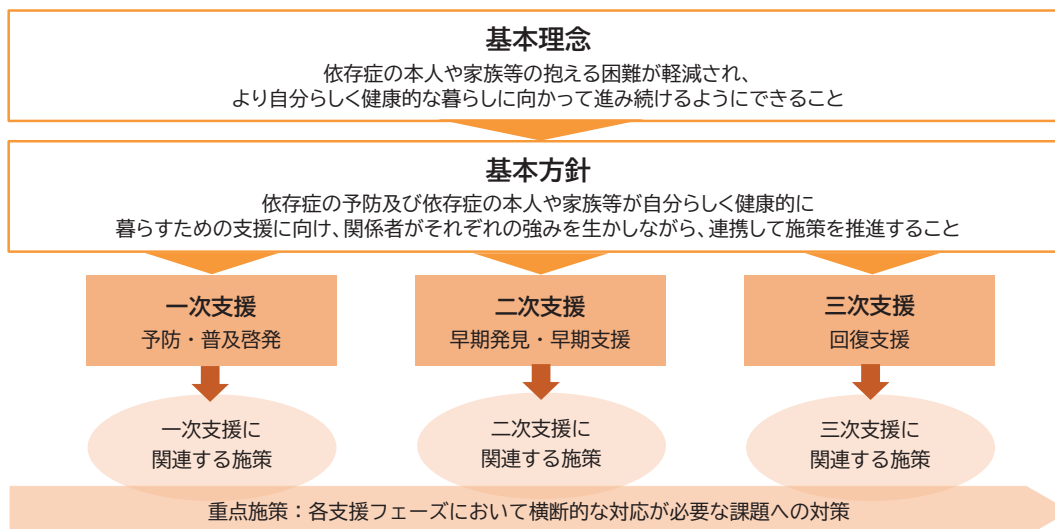
- 現状の依存症支援に関する連携は、医療・福祉関係者が中心であるため、医療・福祉以外の分野にも広げていくことが重要です。



依存症回復プログラム「WAI-Y」

1 本計画の基本的枠組み

本計画の基本的枠組みは、第1期計画を継承します。本計画の基本理念、基本方針等は以下のとおりです。



2 本計画のポイント

① 施策体系の見直し

- 第1期計画でアルコール、薬物、ギャンブル等の依存対象別に分類していた施策体系について、施策の対象者をより明確にするため、一次支援を年齢層別に分類し、二次支援及び三次支援を本人・支援者・家族等別に分類しました。

② 重点施策の設定

- 第1期計画の振り返りや市民意識調査の結果から、対応が急務であり、かつ一次支援・二次支援・三次支援の各フェーズにおいて横断的な対応が必要な課題への対策として、効果的な施策推進を目的に、重点施策を設定します。

重点施策1	多様化する依存対象への対策	市販薬・処方薬、オンラインギャンブルへの依存等、近年、若年層において増加傾向にある依存への対応を強化する。
重点施策2	偏見の解消	依存症の本人や家族等が相談し、回復に向けた取組が円滑に推進されるよう、依存症の正しい理解の促進と偏見の解消を図る。
重点施策3	連携体制の強化	依存症の多様化や複合化した生活課題への対応が推進されるよう、関係機関同士の連携を強化し重層的な支援体制を構築する。

③ 数値目標を設定した進行管理

- 一次支援・二次支援・三次支援に関する施策について新たに数値目標を設定し、計画全体の進行管理を進めていきます。

④ 本計画における新たな取組

- 市販薬・処方薬の過剰摂取による依存やオンラインカジノをはじめとするオンライン上でのギャンブルへの依存に対する普及啓発
- こどもや若者が気軽に悩みを打ち明けて、早期の相談や支援につながるよう、新たにSNSを活用した相談支援を実施
- 依存症に対する偏見や誤解の解消、正しい理解の促進に向けた普及啓発
- こども関連の支援者への依存症に対する正しい理解の促進
- 依存症関連機関連携会議での課題や事例共有などを通じたこども関係部局との連携強化
- 学校や家庭におけるこどもの問題に関わる支援者をサポートするため、「依存症支援者向けガイドライン」を改訂し、こどもに関連する事例を掲載

一次支援・二次支援・三次支援の各フェーズにおける取組の方向性は下記のとおりです。

1 一次支援（予防・普及啓発）に係る取組

（１）共通した取組（全世代に向けた取組）

- 依存症の予防と偏見等の解消に向けて、全世代を対象とした普及啓発や相談支援の充実を図ります。
- 専門的な支援者や公営競技の実施団体、関係機関などと連携し、啓発物の配布やホームページ・SNS等を活用した情報発信等、様々な方法・機会を通じて依存症に関する正しい知識を伝えていくための取組を進めていきます。

＜取組例＞ 依存症に対する偏見を解消するための啓発物の作成・配架・配布／依存症に対する偏見を解消するための、普及啓発イベントの実施

（２）こどもに向けた取組（おおむね18歳未満の方に向けた取組）

- こどもたちが依存症について正しく理解できるよう、ゲーム行動症や市販薬・処方薬、ギャンブル等に関する学校現場での授業や啓発、ホームページでの情報発信などを行います。
- 教職員や保護者、こどもの支援に携わる支援者への研修等を実施し、こどもたちを支える大人の依存症に対する理解促進を図ります。

＜取組例＞ 小中学生の保護者に対する依存症の予防・正しい理解を促進する啓発物の作成・配信／市販薬・処方薬依存に関する啓発物の作成・配架・配布

（３）若者に向けた取組（おおむね18歳から40歳未満の方に向けた取組）

- 若者が依存症について正しく理解し、自ら健康的な生活を選択できるよう、予防と普及啓発に重点を置いた取組を進めます。
- オンラインギャンブルや薬物など多様な依存症への理解促進を目的とした情報発信を行います。
- 大学や地域と連携し、若者を支援する人のスキルアップを図ります。

＜取組例＞ 大学・都市パートナーシップ協議会参加大学等への依存症の予防教育・普及啓発に関する啓発物の作成・提供／オンラインギャンブルの依存に関する正しい知識を促進する啓発物の作成・配架・配布

（４）中高年・高齢者に向けた取組（40歳以上の方に向けた取組）

- 中高年・高齢者における依存症の予防に向けて、健康診断や生活習慣改善相談を通じた飲酒や生活習慣病、禁煙などに関する相談や啓発を実施します。
- ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、働く世代のストレス緩和や依存症予防、健康増進などを支援します。
- 健康づくりイベントや情報発信を活用し、中高年・高齢者の依存症予防、こころと身体の健康づくりを支援します。

＜取組例＞ 市内で働く人たちの多量飲酒防止に向けて、「よこはま企業健康マガジン」（メール配信）においてアルコール問題に関する記事の配信

小中高生に依存症についてヒアリングしたところ、ゲームやスマホが身近な依存対象として強く認識されていました。「依存症」は悪いイメージもある一方、誰でもなりうる身近な問題として捉えられつつあり、SNSや授業での学びがその理解を広げています。また、相談先として親や友達を挙げる声が多く、先生や行政への相談には抵抗がある様子も見受けられました。

市では、若い世代に向けて啓発動画やSNS相談窓口の導入など、身近な媒体を活用した情報発信に力を入れています。TikTokやLINEなど、相談しやすい環境づくりや、電車広告など目に触れる機会の多い場での周知強化も進めており、今後も若者の実態に寄り添った取組を進めていきます。

2 二次支援（早期発見・早期支援）に係る取組

（１）本人への取組

- 依存症の本人が、依存症の問題に早期に気づき、支援につながるができるよう様々な取組を推進します。
- 交通広告やインターネット・SNSを活用した情報発信、セミナーの開催、区役所や医療機関等での啓発物の配布などを通じ、依存症の本人が情報を得やすい環境づくりを進めます。
- セルフチェックや相談先の検索ができるWebサイトの整備、借金や法律问题など、依存症に関連する課題の解決にもきめ細やかに対応できる体制を整えます。

<取組例> 交通広告やインターネット・SNSなどを活用した相談につながる普及啓発の実施／依存症のセルフチェックや自身のニーズに合う相談・支援・医療機関の検索ができるWebサイトの整備／SNSを活用した相談支援

（２）支援者への取組

- 専門的な支援者や関係機関の連携促進に力を入れています。連携会議を通じて情報や課題を共有し、顔の見える関係を構築します。
- 身近な支援者から専門的な支援者への適切なつながりを行うため、研修機会の提供、情報発信等を行います。
- 依存症の早期発見・適切な支援につなぐため、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

<取組例> 関係機関の連携と地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的とした連携会議の開催／依存症支援者向けガイドラインの改訂／こども関連の支援者の依存症への関心を高めるための情報提供や研修等の開催

（３）家族等への取組

- 依存症の本人の家族等が、早期に依存症の問題に気づき、適切な支援につながるができるよう、多様な手段による情報提供を図ります。
- 交通広告やインターネット・SNSを活用した普及啓発、身近な支援者の窓口での相談につながる啓発物の配架・配布などを通じて、家族等への情報発信を強化します。
- 家族等が安心して相談できる環境づくりを推進します。

<取組例> 依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等に対し、相談につながる啓発物の作成・配架・配布／厚生労働省が定める啓発週間に合わせた、相談勧奨や市民向けセミナーの開催

（１）本人への取組

- 専門相談や回復プログラムの提供等により、依存症の本人のニーズに応じた支援を実施します。
- 地域の身近な窓口での継続的なフォローや、就労・住まいの確保などのサポートも実施します。保護観察所など関係機関と連携し、社会復帰や自立に向けた環境を整備します。

<取組例> 依存症専門相談による回復に向けた支援の実施／依存症のメカニズムや再発のサイン・対処法について一緒に考える回復プログラムの実施

（２）支援者への取組

- 依存症からの回復を支援する専門的な支援者や関係機関が、より効果的かつ継続的な支援が行えるよう、連携の推進に取り組んでいきます。
- 民間支援団体・自助グループへの活動支援、民間支援団体等の職員の人材育成やセルフケアのための研修など、多方面からのサポートを強化します。
- 行政、福祉、医療、法律、教育など多様な関係機関とのネットワークを構築し、切れ目のない地域支援体制を目指します。地域社会全体で回復を支える環境づくりを推進していきます。

<取組例> 専門的な支援者の支援スキルの向上を目指す、研修等の実施

（３）家族等への取組

- 家族教室などを通じて依存症に関する正しい知識や対応方法を身に付け、回復への理解を深めることができるよう支援を行います。
- 民間支援団体や関係機関と連携し、依存症の本人の家族等のニーズに応じた多様な支援の提供を推進します。

<取組例> 家族等が依存症について学び、対応方法・回復について考える家族教室の実施

1 各主体に期待される役割

- 本計画の推進のためには、多くの関係主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、一体となって取り組むことが必要です。
- また、個々の団体・機関等ごとに一次支援・二次支援・三次支援の各フェーズにおいて、それぞれの専門性を発揮して支援を行うとともに、**自団体・機関が専門とする支援領域以外でも可能な支援・活動のあり方を模索すること**が重要です。

関係主体とそれぞれに期待される役割

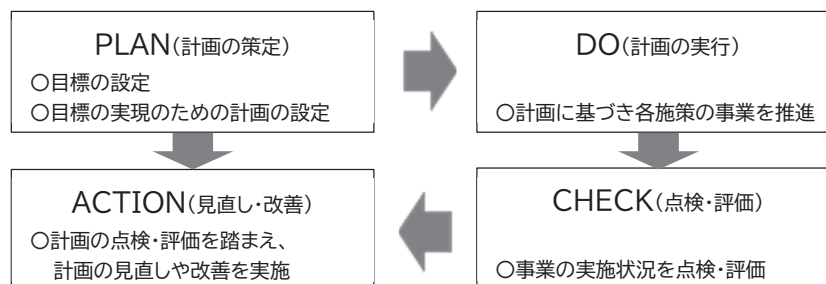
主体	支援者として期待される役割						
	一次支援						
	二次支援						
	三次支援						
	役割	依存症の情報収集	支援施策の企画・立案	依存症啓発の担い手	依存症の問題への気づき・治療・回復支援等の専門的な支援へのつなぎ	依存症周辺問題への支援	治療・回復支援
行政 (依存症関連施策の実施者)	こころの健康相談センター（依存症相談拠点）、精神保健福祉課	◎	◎	◎	◎	○	○
	区役所 精神保健福祉相談	◎	○	◎	◎	○	○
	依存症に関連した施策を実施する部署	◎	○	○		○	
身近な支援者	身近な支援者としての行政（高齢・障害支援課、生活支援課、こども家庭支援課、福祉保健課など）	◎		○	◎	◎	○
	福祉	◎		○	◎	◎	○
	医療（一般医療機関）	◎			◎	◎	○
	法律	◎		○	◎	◎	○
	教育	◎	○	◎	○	◎	○
専門的な医療機関		○		◎	○	○	◎
民間支援団体等	回復支援施設	○		◎	○	○	◎
	自助グループ・家族会	○		◎		○	◎

※期待される役割のうち主要なものに◎、それ以外に一定の役割を担うことが期待されるものに○を記載

2 計画の進捗管理

- 本計画では、**PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理**を行います。
- また、取り組むべき施策に位置付けられている個々の事業の**進捗状況を把握・確認し、事業の達成状況の点検・評価、見直し**を行います。

関係主体とそれぞれに期待される役割



「第2期横浜市依存症対策地域支援計画」と概要版のPDF版 及び テキスト版を本市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/izonsyou.html>

二次元
コード

第2期 横浜市依存症対策地域支援計画【概要版】 令和8年1月発行

発行

横浜市健康福祉局精神保健福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル 10 階

電話:045-662-3554 FAX:045-662-3525 E-mail:kf-izon@city.yokohama.lg.jp

第2期横浜市依存症対策地域支援計画 パブリックコメント 反映箇所一覧

No.	ページ	意見	原案反映
1	4	第1期計画では、計画の趣旨に「依存症に関する支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指す」と記載されていましたが、今回の計画では記載箇所をみつけることができませんでした。二次支援・三次支援の取組一覧を見ると、支援者へのボリュームが圧倒的に多いので、方向性は変わっていないように感じます。計画の趣旨が変わっていないのであれば、どこかに「支援に関する方向性を整理し～」ということがわかる記載があるとよいのではないかと思います。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、第1章1(3)に第1期計画の「依存症に関する支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指す」という趣旨は変わっていないことが分かる説明を追記しました。
2	8,9	依存症対策は、障害のある人を地域で支える基盤整備としての「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」で掲げる、相談できる仕組みや障害理解促進の仕組み等、共通する部分が多いと思います。依存症計画において、にも包括の取組との連携を視野に入れることが必要だと思います。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、第1章3(1)に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」との運動について追記し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて」のコラムを追加しました。
3	11	引用：(p11)第1章 5 計画で取り扱う依存対象 図表 1-4：本計画の対象とする依存症 WHOの国際疾病分類では、「ゲームする時間をコントロールできない、他の生活上の関心事や日常の活動よりゲームを優先するといった症状が1年以上続く(症状が重い場合は1年以内でも該当)」とされる 意見：図表中で用いられている「国際疾病分類」という表現について意見する。正式には 世界保健機関(WHO)による International Classification of Diseases and related health problems という名称が広く用いられている。(p6)図表 1-1:本計画における用語の定義内の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第(11回改訂版)(ICD-11)」という訳語が適切であると考えられる。よって、図表1-4での記載を「疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂版)(ICD-11)において～」という形に統一して修正すべきである。この修正により、国際的に整合性のある用語を公共文書において用いるという観点からも、理解の促進・誤解回避につながると考える。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、図表1-4「本計画の対象とする依存症」のゲーム行動症の「国際疾病分類」を「疾病及び関連保健問題の国際統計分類(第11回改訂版)(ICD-11)」に修正しました。
4	11	「ゲーム」は依存ではなく「ゲーム行動症」というのですね。ゲームだけ分けているのは何か理由があるのでしょうか？	ゲーム行動症の名称は、WHOの国際疾病分類の表記を用いているため、他の依存症の表記とは異なっています。いただいたご意見の趣旨を踏まえ、ゲーム行動症の表記の扱いについて、注釈7に追記しました。
5	30	■計画本文P28 図表2-17:医療機関を受診した市内在住のギャンブル等～患者数 →読んだ当初は女性のデータがないのは何故かと感じました。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、データがない理由を分かりやすくするため、図表2-18「医療機関を受診した市内在住のギャンブル等依存症・ゲーム行動症・インターネット障害患者数(令和5年)」の注釈「なお、情報秘匿の観点から、YoMDB及び社会保健支払基金の一部データが取得できないため、女性については、「一」とした」を「なお、情報秘匿の観点から、YoMDB及び社会保険診療報酬支払基金の医療レセプトデータにおいて、対象者が少数の場合には、該当データを公表できないため、女性については「一」とした」に修正しました。
6	34	ゲーム行動症として取り扱う範囲は、P11に記載されているようにかなり限定的だと思います。「やり過ぎだけと予防できる範囲と依存の違い」などの簡単なコラムを掲載していただくと、計画で扱うゲーム行動症がより伝わるのではないのでしょうか。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、34ページに「ゲーム行動症について」のコラムを追加しました。
7	41	依存症に関する相談は、区役所の高齢・障害支援課でも受けられる。その際、精神保健担当の相談員は、専門的な支援者へのつなぎのみならず、相談を受けることを考えると、「依存症対策の状況」に区役所を入れてもよいのではないかと思います。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、第2章2(1)に区役所における依存症対策の状況を追記しました。
8	41	P38について、第1期計画ではこころの健康相談センターでの取組の他、区福祉保健センター精神保健福祉相談の取組が入っていました。素案P61の図には機能が残っているように記載されているので、区の取組実績についても掲載するよいのではないのでしょうか。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、第2章2(1)に区役所における依存症対策の状況を追記しました。
9	42,43	アルコール依存症はアルコールによる酸、飲酒後の嘔吐による酸、食生活の乱れから歯がボロボロになる人が非常に多く、歯とお口の健康は所得格差が如実にあらわれ、依存症の背景となる貧困も歯とお口の健康に大きな関わりがあります。計画あるいはコラム欄に歯科に関することを記載しても良いかと思います。薬物依存症については、トルエンや覚醒剤は酸によって歯が溶けてボロボロになる酸蝕症と同様の症状があらわれ、覚醒剤は副作用による強い歯ざしりや食いしばりで歯が大きく削れたり欠けたりします。また、薬物の気分の高揚で歯を磨けなくなったり、清涼飲料水やアルコール摂取が多くなる傾向があります。これらにより口腔が崩壊する者も多いため、歯科からの何らかの支援が必要かと思います。歯科医院は定期的に通院する者が多いため、また身近なかかりつけ医として健康に関する相談がしやすいため、依存症に関する啓発活動をおこなう施設として含めるべき。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、図表2-33の医療(一般医療機関)に歯科を追記しました。また、43ページに歯科を含む「依存症の治療を専門としない医療機関と依存症の関係について」のコラムを追加しました。

23	87,92,94	自助グループは依存症の回復には非常に重要な社会資源だと思うが、初めて知る人(本人家族問わず)にとっては抵抗感が強くハードルが高い場合が多い。もったいないので、気軽に繋がれるよう、行政が橋渡しの役割を担ってほしい。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、第4章4(3)①に「依存症の本人が自助グループ等とつながるためのサポート」及び③に「家族等と民間支援団体等がつながるためのサポート」を追記しました。また、第5章1(1)のこころの健康相談センター(依存症相談拠点)の役割として、「依存症の本人や家族等と民間支援団体等がつながるためのサポート」を追記しました。
24	87,92,94,89	ギャンブル依存症の相談に来た当事者と家族には、引き続き、自助グループや家族会を紹介しぜひ繋がって欲しい。また、他県の例を参考に、行政主導で家族会のメンバーに直接相談できる場を設け、広く周知し相談しやすい環境を整えて欲しい。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、第4章4(3)①に「依存症の本人が自助グループ等とつながるためのサポート」及び③に「家族等と民間支援団体等がつながるためのサポート」を、第5章1(1)のこころの健康相談センター(依存症相談拠点)の役割として、「依存症の本人や家族等と民間支援団体等がつながるためのサポート」を追記しました。また、第4章4(3)②に「こころの健康相談センターの会議室等を民間支援団体等の活動場所として提供」を追記しました。
25	87,92	相談や自助グループなどの利用はハードルが高いと思います。身近な支援者等と一緒に、気軽に利用できるような仕掛けが作れるとよいのではないのでしょうか。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、第4章4(3)①に「会議室等を民間支援団体等の活動の場とすることにより依存症の本人が気軽にミーティング等を体験できる機会を提供」及び③に「会議室等を民間支援団体等の活動の場とすることにより家族等が気軽にミーティング等を体験できる機会を提供」を追記しました。
26	92,93	4章4番について”共依存”のおそろしさもひろめてほしい。どうしたらよいかも。中高年は、子供、孫とかかわる年であり「病気の手だすけ」…お金を援助してしまう事悪化させる手助けをしがちです。その為、それは助けにならないことを熱く伝えて。	本市では、これまでも依存症家族教室、依存症支援者向けガイドライン、啓発動画等により、依存症当事者への家族の関り方について正しい知識の普及に努めてきました。いただいたご意見の趣旨を踏まえ、第4章4(3)③に「家族等が依存症の本人と正しく関わるための啓発」を追記しました。また、93ページに「共依存について」のコラムを追加しました。
27	92	ギャンブル依存は「家族が被害を受ける依存症」とも言われるほど影響が深刻です。素案にも家族支援が位置づけられていますが、実際には家族が孤立し、経済的・精神的に疲弊してから相談に至るケースが多いです。そのため、家族向け講座・ピアグループ支援・経済的アドバイス(債務整理や家計再建支援)など、家族支援を実質的に強化してほしいです。	いただいたご意見の趣旨を踏まえ、第4章4(3)③に「金銭問題をはじめとする生活課題に関する家族向け講座の実施」を追記しました。
28	92	私の息子はギャンブル依存症です。当初、私たち家族は正しい知識を持たず、間違った対応をしてしまい、その結果、息子の問題をさらに悪化させてしまいました。しかし、家族としての正しい関わり方を学び、支援につながる中で、息子を回復施設へとつなげることができました。私は、依存症の回復の鍵は「家族の対応」にあると強く感じています。ぜひとも私たち家族の体験談を話させていただける場を多く設けて欲しいです。そして悩んでいる家族には家族会など専門の支援につなげていただけたらと思います。	本市では、これまでも依存症家族教室、研修等において、ご家族の方に体験談をお話しいただいてきました。いただいたご意見の趣旨を踏まえ第4章4(3)③に「家族教室の家族会メンバーとの連携による開催」を追記しました。